

## 所管事項調査

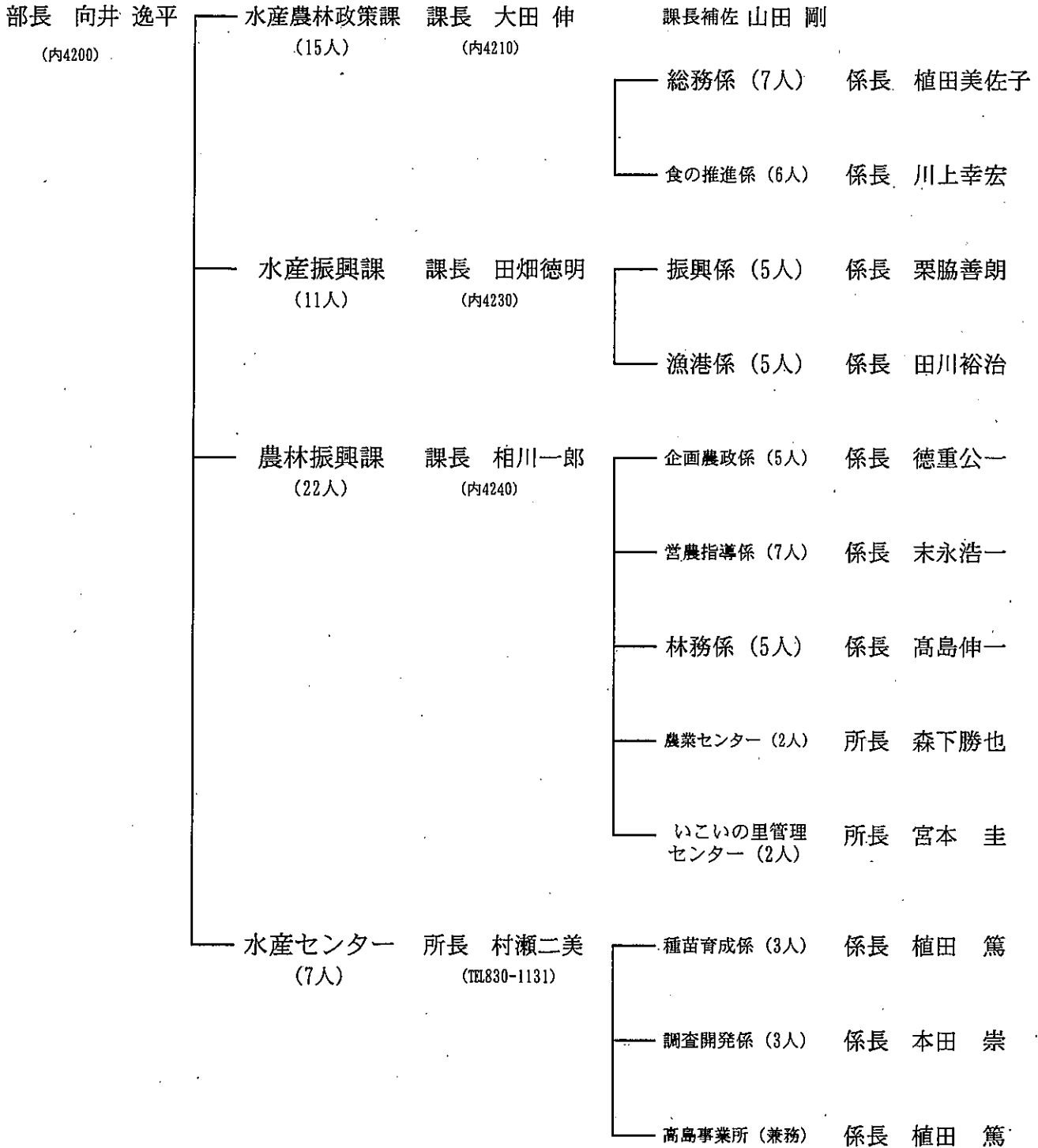
	ページ
1 水産農林部機構表(令和2年4月1日) .....	1
2 水産農林部事務分掌 .....	2~3
3 令和2年度の主な取り組みについて .....	4~15
4 水産農林部の事業概要 .....	別冊

水産農林部  
令和2年6月



1 長崎市水産農林部機構表 (令和2年4月1日)

水産農林部 (56人)



## 2 令和2年度 水産農林部事務分掌

課、室、出先機関名	係 名	分 掌 事 務
水産農林政策課	総務係	(1) 部の統括に関する事。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関する事。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関する事。 (5) 野母崎高浜海岸交流施設に関する事。 (6) 長崎ペンギン水族館に関する事。 (7) 伊王島海水浴場交流施設に関する事。 (8) 高島ふれあい海岸に関する事。 (9) 植木センターに関する事。 (10) 体験の森に関する事。 (11) 部内事務の連絡調整に関する事。
	食の推進係	(1) 地元農水産物の消費拡大の推進に関する事。 (2) 地元農水産物及び食文化の情報発信に関する事。 (3) 地元農水産物を活用した食育体験の推進に関する事。 (4) 道の駅夕陽が丘そとめに関する事。 (5) 一般財団法人長崎市地産地消振興公社との連絡調整に関する事。
水産振興課	振興係	(1) 水産業の振興に関する事。 (2) 水産振興事業の計画の策定に関する事。 (3) 漁場等整備事業に関する事。 (4) 水産振興計画審議会に関する事。 (5) 水産関係団体との連絡調整に関する事。
	漁港係	(1) 漁港漁場等整備事業（小規模の増改築及び補修を除く。）に関する事。 (2) 漁港海岸保全施設整備事業（小規模の増改築及び補修を除く。）に関する事。 (3) 漁港施設の使用等の許可に関する事。 (4) 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可に関する事。 (5) 漁港の埋立申請・竣工認可に関する事。 (6) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関する事。 (7) 漁港台帳に関する事。

課、室、出先機関名	係 名	分 掌 事 務
農業振興課	企画農政係	(1) 農業及び畜産業の計画（基盤整備等の計画を除く。）の策定に関すること。 (2) 人・農地プランに関すること。 (3) 担い手農業者の育成に関すること。 (4) グリーンツーリズム事業に関すること。 (5) 農業振興計画審議会に関すること。 (6) 農業関係団体及び農業委員会との連絡調整に関すること。
	営農指導係	(1) 農業及び畜産業の振興に関すること。 (2) 家畜伝染病の予防及び農作物病害虫に関すること。 (3) 有害鳥獣対策に関すること。 (4) 農地形成のための基盤整備等の計画の策定に関すること。 (5) 農業関係団体との連絡調整に関すること。
	林務係	(1) 林業の振興に関すること。 (2) 林業の整備事業の基本計画の策定に関すること。 (3) 森林の整備の推進に関すること。 (4) 森林法等に基づく許可、意見書等に関すること。 (5) 治山治水に関すること。 (6) 市有林野の管理に関すること。 (7) 森林レクリエーションに関すること。 (8) 林業関係団体との連絡調整に関すること。
	農業センター	(1) 農業センターの管理運営に関すること。 (2) 農業振興に関する相談、研修等に関すること。 (3) 農業の活動支援に関すること。
	いこいの里管理センター	(1) あぐりの丘の管理運営に関すること。 (2) いこいの里整備事業の推進に関すること。 (3) いこいの里（里山、森林地域）の管理運営に関すること。
水産センター	種苗育成係	(1) 水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。 (2) 橋湾栽培漁業推進協議会、西彼地域栽培漁業推進協議会及び大村湾栽培漁業推進協議会との連絡調整に関すること。
	調査開発係	(1) 水産動植物の増殖及び養殖に係る技術開発、調査及び分析に関すること。 (2) 漁業者の漁業技術の指導に関すること。
	高島事業所	(1) 水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。 (2) 株式会社長崎高島水産センターとの連絡調整に関すること。

### 3 令和2年度の主な取り組みについて

#### (1) ながさきの「食」の魅力発信と消費拡大について

##### 1 長崎の魚の消費拡大について

###### (1) 目的

長崎県は全国2位の漁獲高を有し、魚種の多さでは全国1位と言われている。春夏秋冬それぞれに旬の魚がある“長崎ならではの強み”を活かし、市民や観光客に対して、「長崎の魚」の魅力発信と「食のおもてなし」をさらに強化し、長崎の魚（鯨を含む）の消費拡大を図る。



《参考》観光客の「長崎＝魚」の認知度

調査年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知度	36.5%	55.8%	56.1%	52.1%	61.5%

(出典 ながさきの「食」に関するアンケート調査及び長崎市観光動向分析結果報告書)

###### (2) 令和2年度の主な取組み内容

###### ア 魚の美味しいまち長崎

長崎市を訪れる来訪者の「長崎市＝魚が美味しいまち」という認知から実際の消費へ誘導を強化するため、市民が美味しいと感じている長崎の魚の「食べ方」を調査し、具体的な「食べ方」をPRする。また、これまで素材ごとに行ってきた四季の美味しい魚（トラフグを含む）と鯨のPRを、民間企業から企画提案を募り一体的に実施することによって事業効果を高めるとともに、トラフグについては、料理フェアを開催し市内における消費拡大を図る。

また、歴史的に鯨との関わりが深く、祭りや工芸品など市民の生活にも根付いている長崎の特徴を生かし、「鯨のまち長崎」を普及するため、市民への鯨食の普及活動、食文化の継承を図るための各種事業を展開する。



《参考》長崎市産養殖トラフグを提供している飲食店数

調査年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標	-	21店舗	26店舗	31店舗
実績	16店舗	28店舗	-	-

(平成30年度：長崎市たちばな漁業協同組合からの聞き取り調査 令和元年度：料理フェア参加店舗)

## イ 幼児を対象とした魚食普及

子どもの成長段階に合わせた魚食普及の取組みを行い、豊富な長崎の魚を食べる健康な子どもを育てるとともに魚の消費拡大を図るため、魚の離乳食レシピ本「フィッシュスタート」を4か月児健診で配布し、長崎の魚をテーマとした絵本「おさかな すきなこ だあれ？」を3歳児健診で配布する。



## ウ 大学生と連携した魚食普及

近い未来に消費者層の主体となり得る大学生、特に地元大学に水産学部がある優位性を活かし、魚食普及事業において長崎大学の学生と連携を図ることで、若い世代への地元水産物の消費拡大をめざす。

(主な内容)

- ・水産業の現状把握のための現地視察
- ・ワークショップの実施による企画立案
- ・学生主体の情報発信の取組みの実施と改善



## 2 「長崎和牛・出島ばらいろ」のブランド強化について

### (1) 目的

平成24年度開催の「全国和牛能力共進会」において、日本一の称号を手にした「長崎和牛」の中で、長崎市内でのみ生産される「長崎和牛・出島ばらいろ」について、「長崎和牛・出島ばらいろ」消費拡大実行委員会を主体として、知名度向上と消費拡大に向けた活動を行い、「高級感」、「歴史性」、「希少性」を売りにした地域ブランドの確立を図る。

### (2) 令和2年度の主な取組み内容

#### ア 新規取扱店舗の開拓

「長崎和牛・出島ばらいろ」の常時取扱いの可能性がある店舗、または取り扱いに向けた問い合わせをいただいた店舗を中心に、「長崎和牛・出島ばらいろ」消費拡大実行委員会メンバーによる訪問を行い、出島ばらいろの品質のPRや商品の仕入れ先の紹介・調整等により、新規取扱店舗の開拓を行う。

#### 《市内の出島ばらいろ取扱店舗数の推移》

調査年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
店舗数	12店舗	14店舗	24店舗	29店舗	31店舗	32店舗

## イ PRツールと販売促進資材

観光客を中心に、出島ばらいろの認知を高めるための着地型のPRツールとして、JR長崎駅構内にマガジンラック付き電照看板を設置し、グルメガイドブックの配布を行うとともに、販促資材（パックシール、のぼり、パネル等）を作成し取扱店舗に配布を行う。



長崎駅構内の電照看板



グルメガイドブック



のぼり



パックシール

### ウ イベント等におけるPR

例年11月に開催される、ながさき実り・恵みの感謝祭に出店し、出島ばらいろの串焼肉及び精肉の販売を行い、来場者へのPRを行う。また、福山雅治氏関連イベントの入賞賞品や、県外の取扱店で開催されるイベントへ試食を提供することで、長崎市外に向けたPRを行う。

### 3 その他の取組み

#### (1) 長崎「食」の博覧会の開催

長崎の「食」に関わる産業の活性化を図るため、(一社)長崎県調理師協会と連携し、長崎ならではの食材や、和・華・蘭文化をはじめとした多種多様な食文化に代表される長崎の「食」の魅力を、市民や観光客にPRするイベントを開催する。

○実施時期 10月開催予定

○実施場所 未定

○内 容

- ・ながさき和・華・蘭メニュー料理コンクール及び表彰式
- ・料理オブジェ等の展示
- ・プロの料理人によるワンポイントレッスン及び試食など



#### (2) ながさき実り・恵みの感謝祭の開催

市内産の農水産物の地元における消費拡大を推進し、農水産業の維持、振興に寄与するために、農水産物の直売イベントを開催する。

○実施時期 11月中旬(予定)

○実施場所 長崎水辺の森公園

○内 容

- ・地元農水産物の直売
- ・各種PRイベントの実施



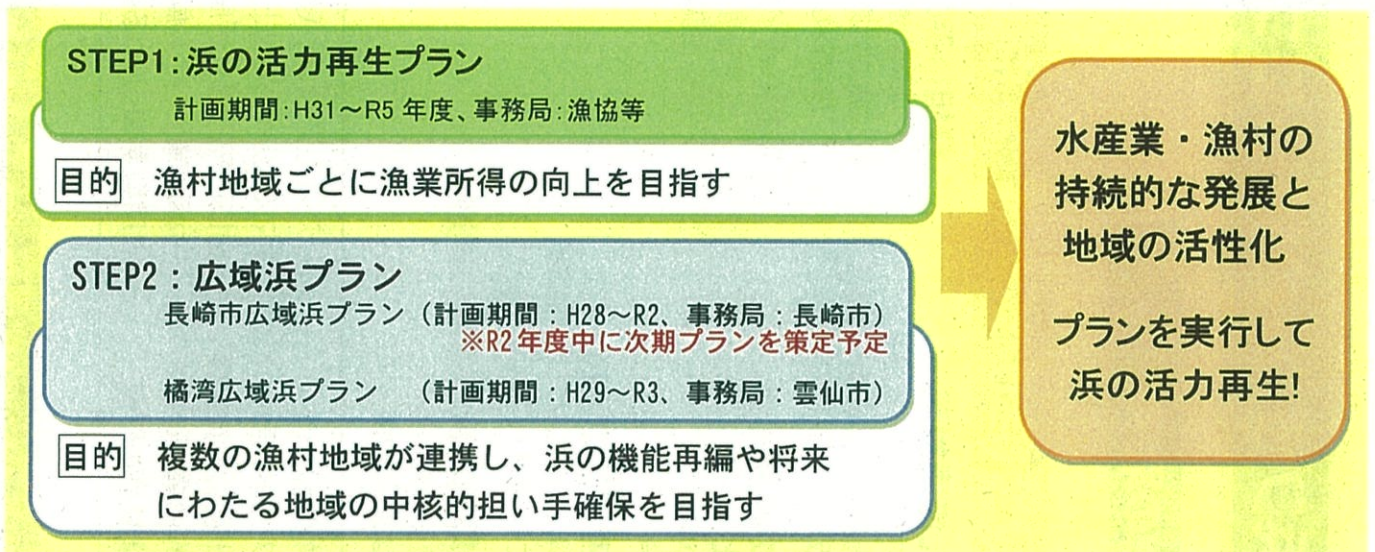


## (2) 浜の活力再生プラン及び広域浜プランの推進について

### 1 概要

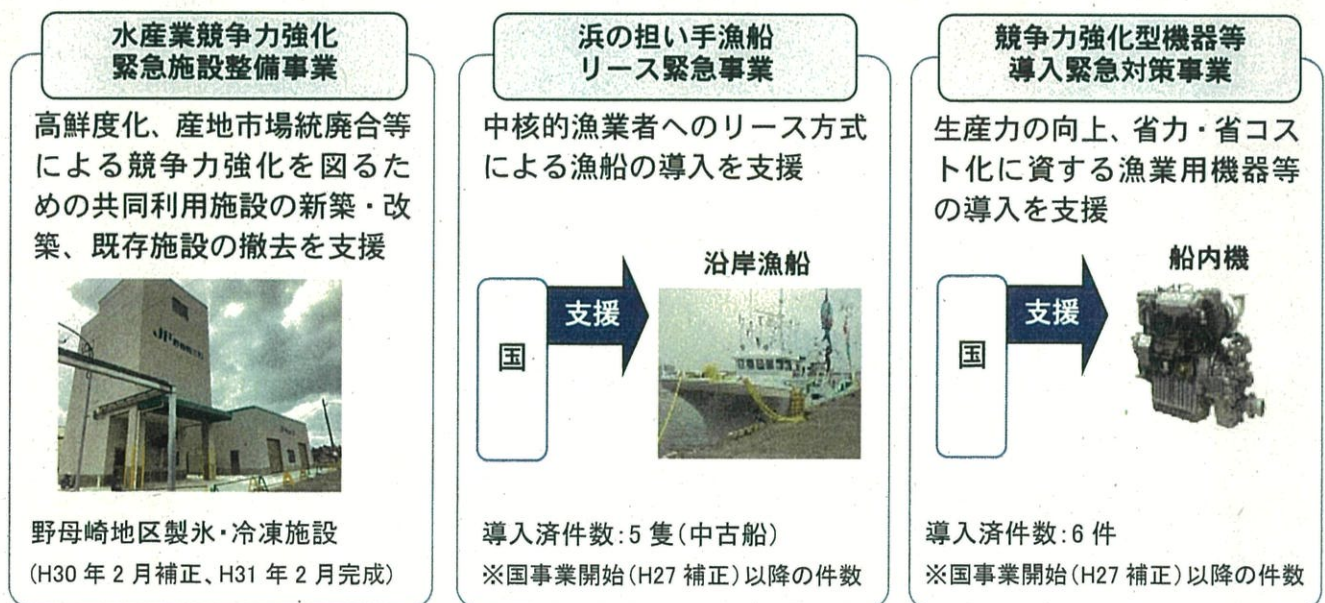
各漁村地域で策定された「浜の活力再生プラン」による漁業所得向上の取組みとあわせて、広域な漁村地域において策定された「広域浜プラン」による競争力強化のための取組みを推進する。

なお、現行の「長崎市広域浜プラン」は令和2年度を計画の最終年度と設定しているため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い落ち込んだ経済状況を見据えた上で、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする新たな第2期広域浜プランを令和2年度中に策定することとしている。



### 2 広域浜プランの推進

国は、広域浜プランに基づく水産関係施設の機能再編や中核的担い手の育成に必要な漁船及び機器の導入について、プランの承認を受けた漁村地域及び漁業者等に対して支援する。



# 現行の「長崎市広域浜プラン」の骨子について

## 現状

- 各地域・漁協が個別に課題を把握
- 各地域・漁協単位で事業を実施
- 各地域ごとに施設を配置・整備

各浜で浜プランの取組を実践しているが...

## 問題点

- 漁業経営の悪化
- 施設等の老朽化・機能低下
- 水産資源の減少
- 漁業者の減少・高齢化

ひとつの漁協(地域)では解決が困難

## 解決策

各漁協での取組(浜プラン)とあわせて、漁協の枠を越えた広域的な取組(広域浜プラン)が必要

## 浜プラン

### 漁業所得向上の取組

## 広域浜プラン

### 1 機能再編・地域活性化

#### ① 漁協の枠を越えた流通対策

まき網の活魚化の広域連携による販路拡大  
多獲性魚種の高度衛生管理型施設への集約  
少量多品種魚種の販路の拡大

#### ② 施設と漁協組織の機能再編

活魚センターの拠点化  
冷凍・冷蔵施設の再編  
漁協組織の機能再編

#### ③ まき網・養殖・水産加工の連携

高鮮度な養殖用餌料及び加工原料の安定供給  
養殖＋加工の連携による産地加工

#### ④ 広域的な資源管理及び操業体制の推進

ネットワーク化による漁場環境整備  
許可漁業の見直しによる漁業の複合化

### 2 中核的担い手の育成

#### ① 担い手の確保

地域内漁業後継者の確保  
漁業就業者フェア等による人材の発掘  
広域的な受入体制の整備

#### ② 担い手の育成

資源管理・経営改善意識を持ったリーダーの育成  
関係機関との連携による技術指導



## 成果目標

▶ 漁獲物の活魚化	→ マアジ(豆アジ)、サバ類、イワシの単価	5%UP
▶ 統一ブランドの展開	→ カマス、ヒラメ、イセエビの単価	5%UP
▶ 共同出荷体制の整備	→ 漁協直売所及び活魚センターの販売額	10%UP
▶ 中心的漁業者の認定	→ 指導漁業士・青年漁業士の認定者数	4名増
▶ 漁業後継者の確保	→ 雇用型漁業における45歳未満の後継者数	12名増

水産業の持続的な発展・地域全体の活性化

### (3) 人・農地プランの実質化について

#### 1 概要

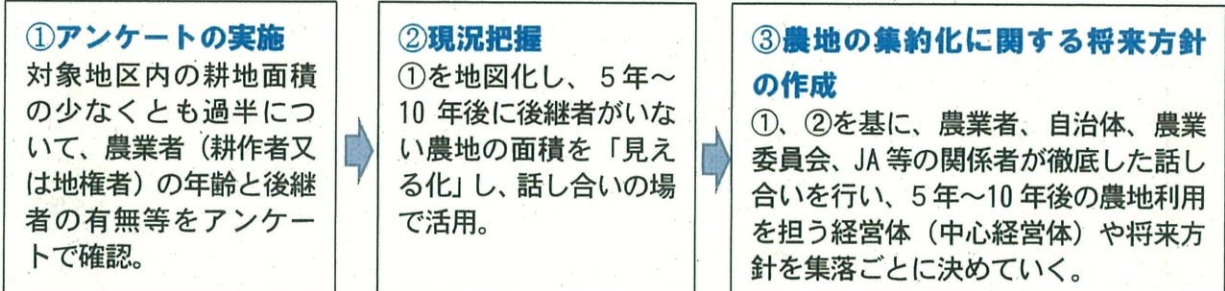
長崎市においては、平成24～25年度に、今後の中心となる経営体、農地の利活用方針及び地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を10地区24集落において作成した。

令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、「人・農地プラン」を核に、農地の利用集積・集約化を一体的に推進していく方針となり、人・農地プランを実質化するための具体的な進め方が示されたため、これに基づき、12地区26集落で人・農地プランの実質化を行う。

今後、国等による各種補助事業においては、「実質化された人・農地プランに位置付けられていること」が交付要件となる。

#### 2 人・農地プランの実質化とは

次の①から③までの地域の話合いのプロセスを一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランが「実質化された人・農地プラン」となる。



#### 3 人・農地プランに基づくこれまでの取り組み

人	<p><b>取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農に向けた給付金制度の充実</li> <li>新規就農者へのフォローアップ</li> <li>ハウスリース事業の実施</li> <li>JAの出資型法人との連携</li> </ul> <p><b>実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間新規就農者数 約10人(H25) → 約15人(H26以降)</li> </ul>
---	--

農地	<p><b>取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理事業の実施（補助事業実施などに併せた取り組み）</li> </ul> <p><b>実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間農地貸借面積 約3ha(H26) → 約18ha(R1)</li> </ul>
----	--

プラン	<p><b>取組内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プランに基づく地域主体の取り組み</li> </ul> <p><b>実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興協議会の立上げ（琴海）</li> <li>びわ観光農園の市民協働事業の実施（大崎）</li> <li>基盤整備に向けた話し合いの実施（三重、茂木、三和、野母崎、東長崎）</li> <li>有害鳥獣対策（捕獲隊の結成） 11団体(H26) → 92団体(R1)</li> </ul>
-----	--

#### 【参考】琴海地区の人・農地プラン（概要）

琴海地区	西海・村松・長浦・戸根・戸根原・形上・尾戸
<b>地区の現状</b>	
<p>◆形上・尾戸集落及び長浦・戸根・戸根原集落を中心に良好な営農環境が構築され、市内でも有数の農業が盛んな地区となっています。</p> <p>◆地区内では、「水稲」のほか、「いちご」「アスパラガス」「ミニトマト」などを中心とした施設野菜、「柑橘類」、「ハウスもも」「ぶどう」を中心とした果樹類など、多様な農産物が生産されています。</p>	
<b>地区の主要課題</b>	
<p>◆農村環境の維持・保全</p> <p>◆新たな担い手、経営体の育成・確保</p> <p>◆営農環境の改善</p>	
<b>地区の取組方針</b>	
<p>◆地区内の連携強化を図り、農産物を安定して供給できる産地の育成に努めます。</p> <p>◆将来を担う多様な経営体の育成・確保に向けた取り組みを推進します。</p> <p>◆多様な営農支援を積極的に推進し、農村環境の維持・保全に努めます。</p> <p>◆意欲ある農業生産活動を積極的に支援し、地区内の農業振興に努めます。</p>	
琴海地区マスタープラン概要図	

#### 4 人・農地プラン実質化の取組み地区[12地区 26集落]

令和元年度は、先行して、2地区2集落（大崎集落、長浦・戸根・戸根原集落）において、人・農地プラン実質化の推進に取組み、令和2年度は、12地区24集落において、実質化の取組みを進めていく。

地区名	集落名	地区名	集落名
茂木南部	宮摺	外海	神浦
	大崎		黒崎
	千々		
茂木北部	北浦	三和	川原・宮崎
	田手原		蚊焼・布巻・藤田尾・為石
	太田尾・飯香浦		
	茂木		
東長崎	矢上・日見	野母崎	高浜・野母・脇岬・樺島
	戸石		
	古賀		
三重	式見	琴海	形上・尾戸
	三重		長浦・戸根・戸根原 村松・西海
旧市西部	手熊・柿泊	高島	高島
旧市	旧市中央部	伊王島	伊王島・香焼
	旧市南部		
	旧市北部		



#### 5 実質化のメリット

実質化された「人・農地プラン」の作成地区や「人・農地プラン」に位置付けられた「中心となる経営体」は、各種支援を受けるための事業要件の一部となっている。

主な支援策については次のとおり。

	主な支援策	内容
人	新規就農者への支援（農業次世代人材投資資金[経営開始型]の交付）	次世代を担う農業者（49歳以下の者）に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（5年以内）を交付する。
農地	農地集積への支援（機構集積協力金のうち地域集積協力金）	実質化された人・農地プランの作成地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付する。
プラン	基盤整備への支援（機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金）	農地耕作条件改善事業の実施地区において、基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付する。

【参考】実質化された人・農地プランの一例（長浦・戸根・戸根原集落）

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長崎市	琴海地区(長浦・戸根・戸根原集落)	令和2年3月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	99.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	96.7 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	88.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	43.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	20.0 ha

2 対象地区の課題

長崎市の農業地域においては、平地型といえる。施設園芸においては、農業の担い手(農業後継者・新規参入者)が多いが、果樹部門の後継者が課題である。平地型で、基盤整備が行われた地区であるが、水資源対策(給水・排水)が課題となっている。基盤整備地区を含めて、後継者未定の農地の流動化が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用最適化アンケートをはじめ、認定農業者や認定新規就農者の各々の計画をはじめ、農地利用最適化アンケートを活用し、新規受入れ・規模拡大の意向をより把握し、対応する。

基盤整備地区は、施設園芸及び水田畑地化の取組みを進める。また、併せて、作業受委託組織の取組みを拡充する。

樹園地においては、施設・露地栽培の安定生産を促し、小規模基盤整備を行いながら継続的な活用を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地利用最適化アンケートにより状況を把握する。

農地中間管理機構の琴海地区駐在職員を継続し、AtoA を含め年間10ha(全体99ha過半を5年間:50ha)を目標とする。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。機構集積協力金の取組みを検討する。

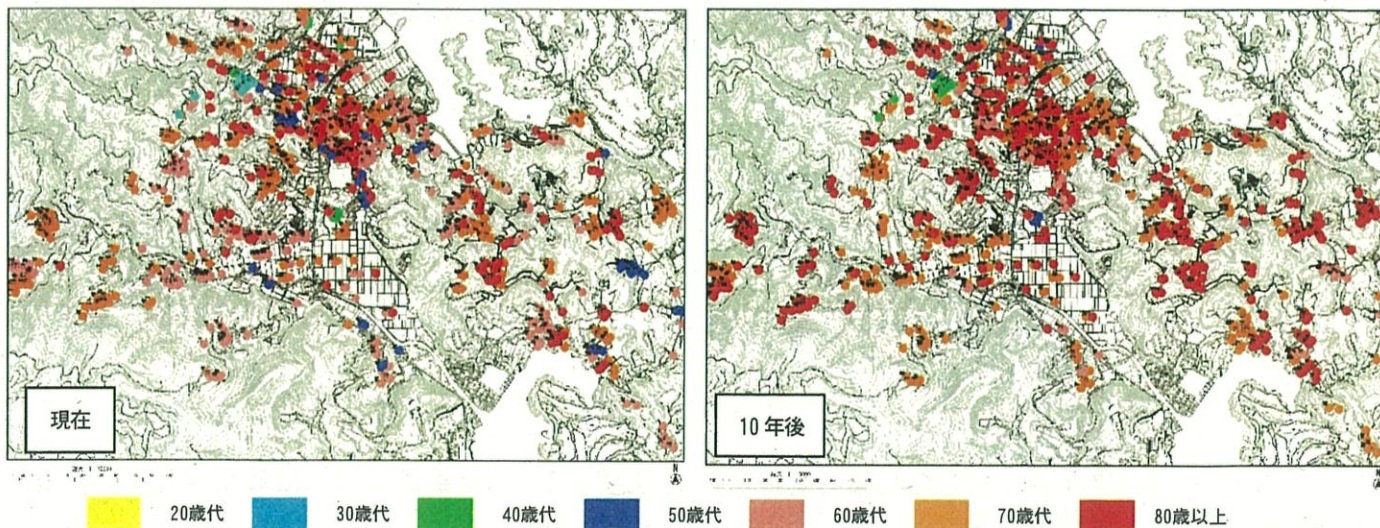
基盤整備地区をはじめ、水資源整備に取り組む。

既存作物の生産者格差の是正に取り組むとともに、既に特産化している、いちご・花き・アスパラガス・中晩柑・すいか等のさらなる安定生産を図るとともに、水田畑地化等、新規導入品目の生産を増加する。

地域ぐるみの有害鳥獣対策をさらに推進し、地域での捕獲・点検活動等の体制づくりに取り組む。

近年の、局所的・激甚災害に対応するため、共済・収入保険加入によりリスク管理を促すとともに、作業受委託組織拡充を図る。

農地所有者年齢階層別状況図の一例（戸根集落）



## (4) 有害鳥獣対策について

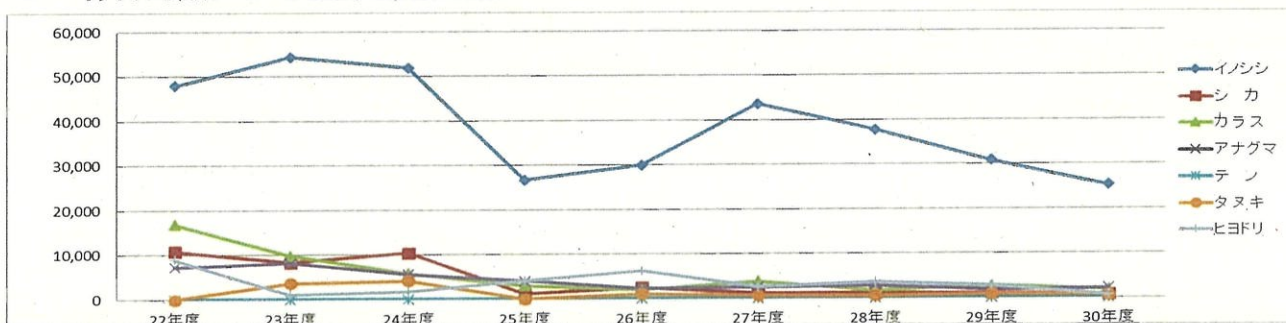
### 1 概要

イノシシ・シカ等の有害鳥獣による被害に対し、①農地等への侵入に効果的な防止(防護対策)、②有害鳥獣を捕獲(捕獲対策)、③有害鳥獣が出没しにくい環境整備(棲み分け対策)の3つの基本対策を実施するとともに、地域住民が連携した有害鳥獣対策の実施(地域ぐるみの取組み)を推進し、被害の軽減に努めている。

しかしながら、イノシシによる市街地周辺での生活環境被害の相談は増えており、また、被害も多様化しており、さらに、人口減少や高齢化など取り巻く状況も変化していることから、今後、生活環境被害対策を進めていくために、令和2年度は、被害状況の整理やその被害に応じた課題の抽出、対策の検討等を行う。

### 2 有害鳥獣による農業被害金額

単位：千円



### 3 有害鳥獣の被害相談件数

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
農業被害	462	420	185	472	471
生活環境被害	415	585	511	626	620
合計	877	1,005	696	1,098	1,091

### 4 有害鳥獣の捕獲実績及び計画

単位：頭、羽

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画)
イノシシ	983	3,289	3,554	3,732	3,809	4,850
シカ	214	715	938	954	810	950
カラス	870	1,716	1,646	1,151	1,392	600
アナグマ等	41	245	307	501	360	430

### 5 有害鳥獣生活環境被害対策検討業務委託

イノシシ等による市街地周辺での生活環境被害対策を進めていくために、被害状況を整理し、その被害に応じた課題の抽出及び対策の検討を行うとともに、その結果を基にした実証実験を行う。

#### 主な業務内容

#### ア 生息場所及び出沒経路の特定

過去の被害相談の内容や相談件数、捕獲頭数等の実績値を基に、生息場所の特定や出沒経路のパターンの推測

#### イ 対策箇所の抽出

「ア 生息場所及び出沒経路の特定」から対策箇所の抽出

#### ウ 対策方法等の検討

対策箇所における防護、棲み分け、捕獲の効果的な方法や取組主体の検討

#### エ 実証実験の実施

アからウまでの結果を基に市街地周辺における効果的な対策に取り組むための実証実験を行う。

## (5) 水産センターについて

### 1 概要

#### (1) 設置の目的

長崎市水産センターは、「つくり育てる漁業」を積極的に推進するため、重要水産種苗の生産・供給ならびに関連技術の開発・普及を行うことで、沿岸漁業の振興を図ることを目的として設置したものである。

#### (2) 設立

- ・昭和 49 年 4 月 水産センター（牧島）
- ・平成 17 年 1 月 水産センター高島事業所（旧高島町との合併により長崎市の施設に）

#### (3) 業務の内容

- ア 水産動植物の放流用及び養殖用の種苗の生産及び供給
- イ 水産動植物の増殖及び養殖に係る技術開発、調査及び分析  
（種苗放流効果調査、新魚種養殖試験 等）
- ウ 漁業者の漁業技術の指導（養殖業者新魚種等研修会開催、養殖魚病気診断 等）
- エ 橋湾栽培漁業推進協議会、西彼地域栽培漁業推進協議会及び大村湾栽培漁業推進協議会との連絡調整
- オ 幼稚園、小学校等の市民の施設見学、水産学習受入れ

#### (4) 生産形態

- 牧島 直営（一部委託：(株)長崎高島水産センター）
- 高島事業所 委託（(株)長崎高島水産センター）

#### (5) 令和 2 年度種苗生産計画

	魚種	用途	数量
牧 島	ク マ エ ビ	放流用	800,000 尾
	ガ ザ ミ	放流用	200,000 尾
	ク ロ ア ワ ビ	放流用	97,200 個
	ア カ ガ イ	放流用	20,000 個
	イ ワ ガ キ	養殖用	35,500 個
	ヒ ラ メ	放流用	79,500 尾
	ト ラ フ グ	養殖用	40,000 尾
	シ マ ア ジ	養殖用	40,000 尾
高 島 事 業 所	ヒ ラ メ 種 苗	放流用	124,000 尾
	カ サ ゴ 種 苗	放流用	7,000 尾
	ヒ ラ メ 成 魚	養 殖	10,000 尾

## 2 水産センター整備基本計画策定について

### (1) 目的

水産センターは、牧島、高島の2つの拠点としているものを牧島へ集約することとしているが、牧島については特に開所当初に整備した施設（昭和48年度）の老朽化が進んでおり、また、水産業を取り巻く環境の変化に伴い施設の使用形態等も変化していることから、それらに対応した施設の再整備を行うにあたって基本計画を本年度策定する。

### (2) 内容

水産センター（牧島）の整備基本計画の策定

利便性・機能性・環境への配慮等の視点から、必要な施設及び機能、並びに手法を示す整備方針、施設の規模及び周辺機器の整備に関する考え方を示す施設の計画、スケジュール及び事業費を示すもの。

#### 【再整備の方向性】

- ・施設のコンパクト化（作業効率の向上、ランニングコスト削減）
- ・多魚種の生産に対応できる汎用性のある施設
- ・不足する機能の付加（試験・調査、作業等の施設）

#### 【再整備の効果】

- ・漁業者の収益向上のための試験や調査を実施しやすい環境となる。
- ・将来的な漁業者の要望の変化に対応できる。
- ・センター内や海上筏等、分散して生産しているものを1箇所で集約生産することで作業効率の向上、ランニングコストの削減につながる。

#### 【基本計画の主な内容】

- ・飼育設備計画（魚介類の飼育に必要なろ過設備、水槽規模、関連設備等の検討）
- ・電気設備計画（施設に必要な電気設備の検討）
- ・機械設備計画（施設に必要な機械設備の検討）
- ・改修計画、撤去計画（既存利用施設の改修と撤去計画を検討）

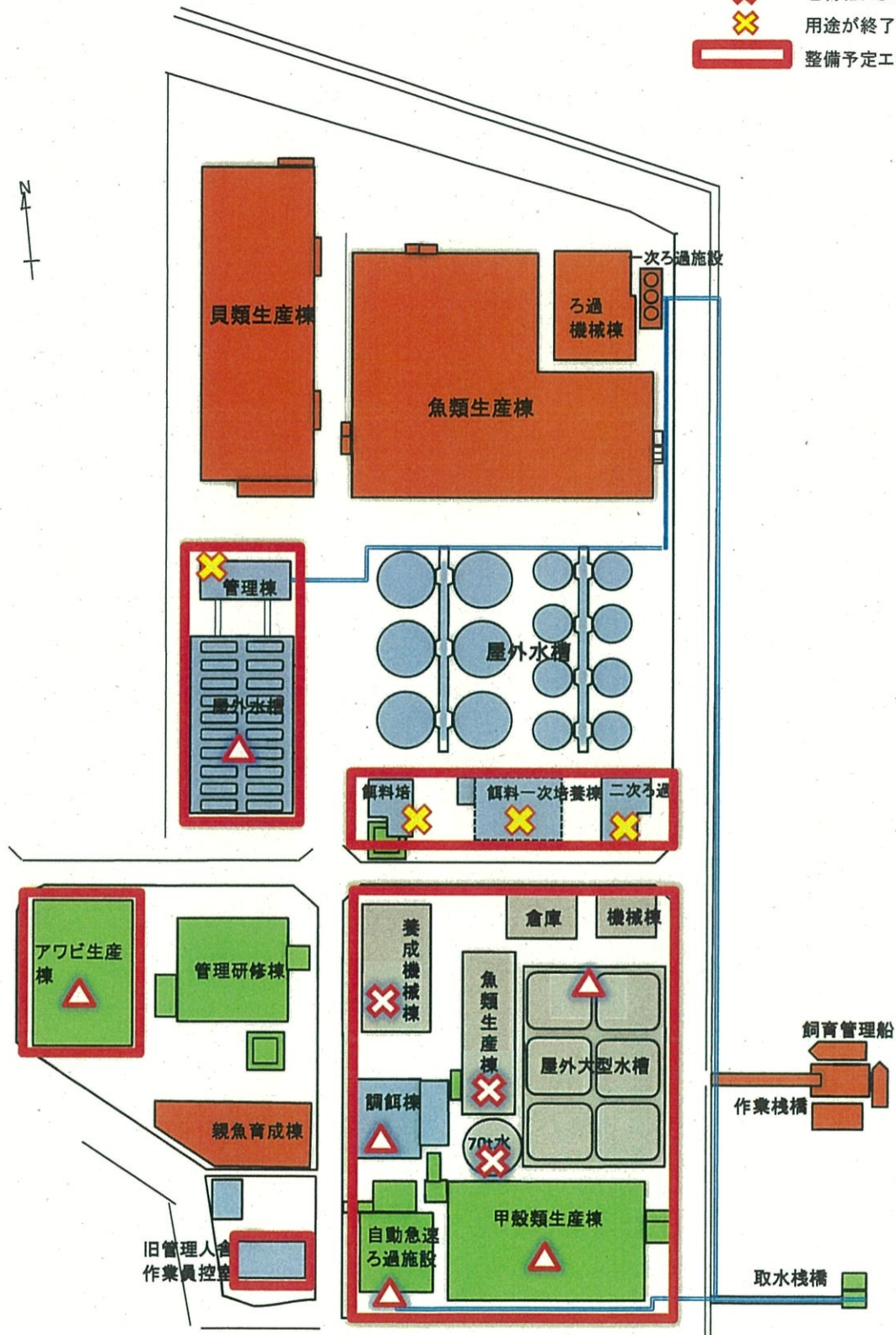
#### 【スケジュール】

- ・令和2年度：水産センター整備基本計画策定
- ・令和3年度：基本設計
- ・令和4年度：実施設計
- ・令和5～6年度：施設整備



# 水産センター(牧島)施設整備予定エリア

- 開設時設置施設 (S48)
- 1次拡張時設置施設 (S53-56)
- 2次拡張時設置施設 (S61-62)
- 3次拡張時設置施設 (H7-11)
- △ 整備を要する施設
- ✕ 老朽化により使用不可施設
- ✕ 用途が終了した施設
- 整備予定エリア



(別冊)

## 水産農林部の事業概要

- 1 長崎市の水産業
- 2 長崎市の農業
- 3 長崎市の林業

# 1 長崎市の水産業



魚の美味しいまち長崎

水産農林部

令和2年6月

## 目 次

1	長崎市の漁業地域の概況	1-1
2	海域ごとの漁業経営と漁場環境の現状	1-2
3	長崎市の漁業生産量及び生産額	1-3
4	市内8漁協の現状	1-5
5	水産加工業の現状	1-6
6	水産物流通の現状	1-7
7	水産物の消費の現状	1-9
8	長崎市の漁港	1-11
9	水産センターの種苗の生産・供給	1-12

### 《参考資料》

所管施設一覧	1-13
長崎市の主な水産業振興制度	1-18

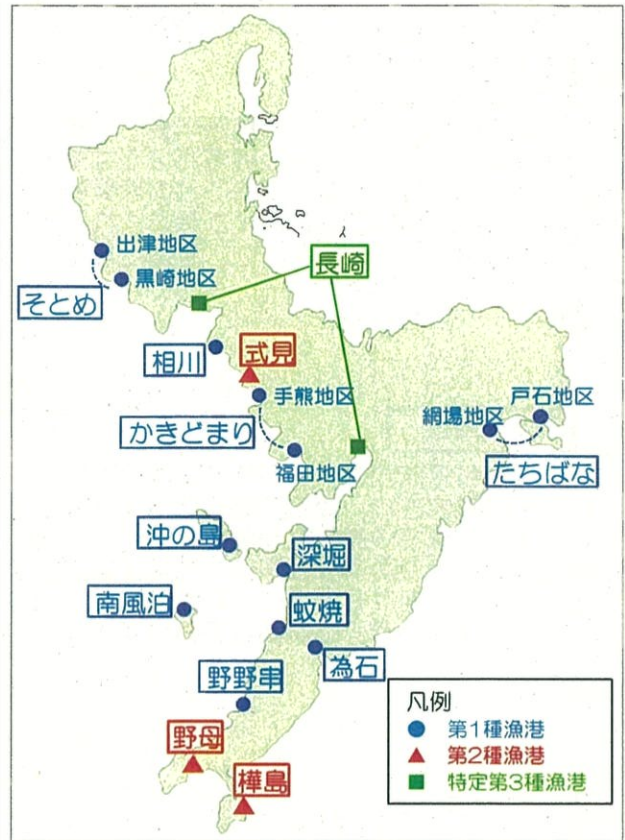
# 1 長崎市の漁業地域の概況

長崎市には8つの沿海の漁業協同組合\*があり、また、業態別の漁業組織として、長崎県旋網漁業協同組合と一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会、水産加工組織として、長崎蒲鉾水産加工業協同組合と長崎漁港水産加工団地協同組合があります。

また、市内には、大小14の漁港\*（うち、第1種漁港 10、第2種漁港 3、特定第3種漁港 1）が存在します。



水産関係組織位置図



漁港位置図

## ※漁業協同組合（漁協）

水産業協同組合法に基づく法人で、漁業者の協同組織として、販売事業、購買事業などの経済事業及び共済事業、信用事業などの実施を通じた水産業の振興及び組合員の福祉の向上、漁業権の管理を中心とした資源や漁場の管理、水産業を核とした漁業地域の活性化等の広範な役割を果たしています。

令和元年3月末現在、長崎市内には、8漁協（新三重、福田、みなと、茂木、たちばな、西彼南部、野母崎三和、大村湾）があります。

## ※漁港

漁業に携わる人々が、漁獲した魚介類の陸揚げや燃油の補給、船の停泊などのために使用する場所で、様々な施設が整備されており、利用状況により次のように区別されています。

- 第1種漁港……利用範囲が地元の漁業を主とする漁港。市町村で管理。
- 第2種漁港……利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しない漁港。都道府県で管理。
- 第3種漁港……利用範囲が全国的な漁港。そのうち、国が指定する特に重要な役割を担う漁港を特定第3種漁港と呼びます。都道府県で管理。
- 第4種漁港……離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港。都道府県で管理。

## 2 海域ごとの漁業経営と漁場環境の現状

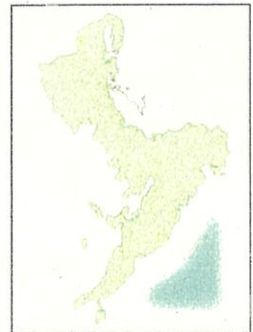
- 現状**
- 海底環境の悪化や磯焼け\*など、漁場環境が変化しており、漁獲量に影響を与えています。
  - 藻場\*の保全や堆積物の除去など、漁場環境を改善させる取組みが、市内各地に広まっています。

- 長崎市は、橘湾海域、西彼海域、大村湾海域の3つに分けられ、それぞれ特性の異なる海域を有していますが、環境悪化による漁業への悪影響が生じています。

### 橘湾海域

西に長崎半島、東は島原半島に囲まれ、湾口は南西に大きく開いた橘湾に面しています。橘湾海域では養殖業が盛んに営まれ、他にも小型底曳網漁業や延縄漁業などの漁業種類が営まれています。

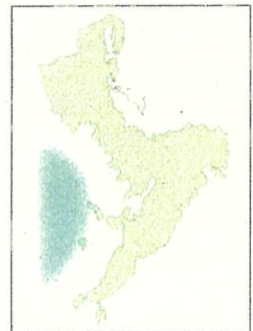
近年、海底環境の悪化が懸念されるほか、磯焼けの範囲が徐々に広がっています。また、夏場になると赤潮\*が発生し養殖業などに影響を与えています。



### 西彼海域

対馬暖流が流れる五島灘に面しており、沿岸流との境界に多くの潮目が形成され、変化に富んだ海洋環境となっています。西彼海域ではまき網漁業や養殖業が盛んに営まれ、他にも小型定置網漁業や刺網漁業、採介藻漁業など多様な漁業種類が営まれています。

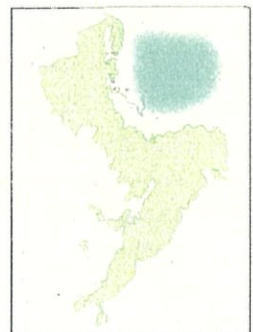
長崎市内でも磯焼けの範囲が広く、刺網の主要魚種となるイセエビの漁獲量などにも影響しています。



### 大村湾海域

針尾瀬戸と早岐瀬戸の2ヶ所のみで外海と接している閉鎖性が強い大村湾に面しています。大村湾海域では、小型底曳網漁業や小型定置網漁業が盛んに営まれ、他にもカキや真珠の養殖業などの漁業種類が営まれています。

大村湾の水質は陸地の都市化の影響を強く受けるほか、湾内の水温は気温の影響も大きいため、夏季は30℃を超え、冬季は10℃を下回るなど季節変動が極めて大きく、毎年、夏の終わりから秋にかけて貧酸素水塊\*が発生しています。



- 水生生物の生息場所となる藻場を保全・再生させる活動や、堆積物を除去し環境改善を図る活動など、漁場環境を改善する取組みが市内各地で行われており、活動する組織数も増加しています。
- 一部の地域においては、活動の成果により海藻が回復している箇所もありますが、過去にウニ除去を実施した箇所においても、浮遊してきたウニ類幼生の着底及び成長が確認される等、今後も海藻が減少する可能性があります。

漁場環境再生の取組みを行う組織数

【単位：組織】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動組織数	4	4	4	5	7	9	10	11	12	12

(資料：長崎市)

※藻場（もば）

海藻（草）が繁茂している場所のこと。海藻（草）類を食べる生き物にとって重要な餌場になるだけでなく、魚介類のすみ場、産卵場、保育場になるため、「海のゆりかご」とも呼ばれています。また、水中の窒素やリンなどの栄養分を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収して、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしています。

※磯焼け

外洋に面した岩礁や転石地帯で、今まで繁っていたコンブ、カジメなどの大型海藻類の群落が消え失せ、これまでは大型海藻の水草として生えていたサンゴモなどの石灰藻類だけが岩礁を白く覆ってしまい、大型海藻（クロメ、カジメ、ホンダワラ類、ワカメ等の海藻）が消えたままの状態が長い間続いてしまう現象。海藻がなくなり、焼けた後のように海底が白く見えることから磯焼けと呼ばれています。

※赤潮

植物プランクトンなどが異常に増えて、海が赤色や茶色などに染まったように見える現象。雨による山から海への栄養の流れこみや、水温や光などプランクトンが増殖しやすい条件が整った場合に発生します。赤潮が発生すると、プランクトンが魚のえらに触れ、えらに障害を起こして呼吸ができなくなったり、プランクトンが大量に酸素を消費するため海水中の酸素が不足して大量の魚が死んでしまうことがあります。

※貧酸素水塊

魚介類が生息できないほど、海水中に溶けている酸素の量（溶存酸素量）が少ない海水の塊。水中・泥中の有機物を餌として増殖するバクテリアの酸素消費が、酸素供給を上回ると貧酸素水塊が発生します。この貧酸素水塊が、強い風や潮の流れなどで岸边や海面付近に上昇してくると、養殖魚など移動範囲が狭い生物の大量死につながる場合があります。

### 3 長崎市の漁業生産量及び生産額

**現状**

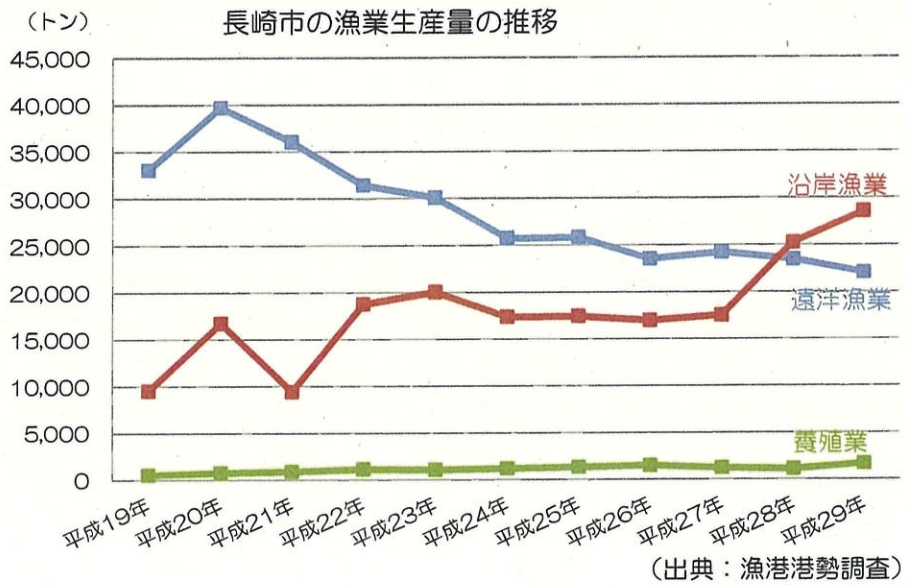
- 漁業生産量については、水産資源や漁場環境の変化などの影響により増減があります。ここ5年間では、遠洋漁業及び沿岸漁業は減少傾向、養殖業は増加傾向です。
- 生産金額についても生産量と同様に増減がありますが、近年は減少傾向にあります。

漁業種類ごとの漁業生産量の推移

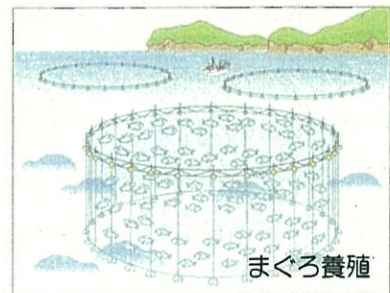
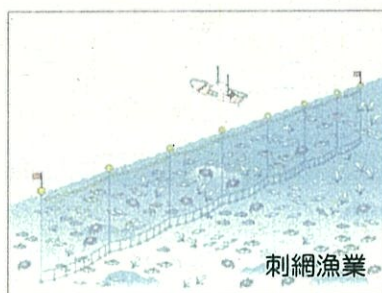
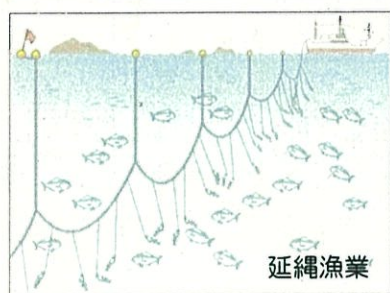
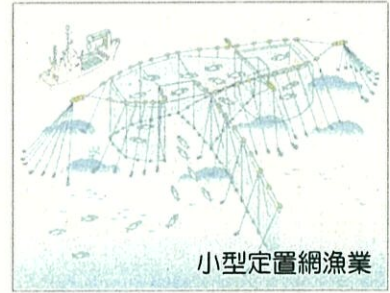
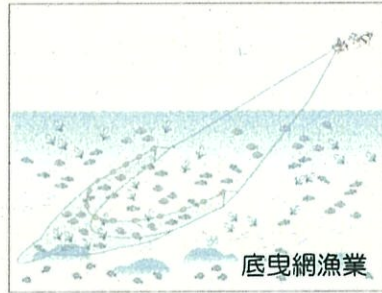
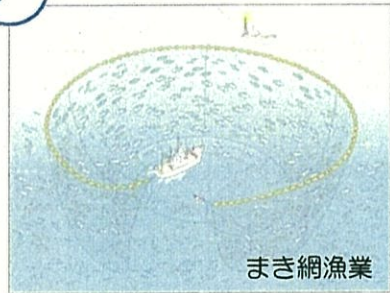
【単位：トン】

漁業種類	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全 国		5,638,938	5,519,687	5,349,447	5,233,440	4,692,819	4,786,267	4,712,342	4,704,898	4,561,453	4,269,105	4,244,076
長 崎 県		319,980	330,832	290,954	282,433	321,172	273,348	271,020	275,620	333,367	329,724	330,164
長 崎 市		43,038	57,129	46,301	51,227	51,088	44,254	44,520	41,909	42,872	49,757	52,164
遠洋漁業	以西底曳網	8,393	9,746	8,129	7,258	6,113	4,429	4,098	4,092	4,002	3,726	3,955
	大中型まき網	24,640	29,948	27,920	24,154	23,949	21,315	21,741	19,415	20,192	19,731	18,062
	小 計	33,033	39,694	36,049	31,412	30,062	25,744	25,839	23,507	24,194	23,457	22,017
沿岸漁業	小型底曳網	209	194	173	281	171	185	212	237	198	147	181
	中小型まき網	7,345	12,981	6,636	16,541	18,542	15,593	15,742	15,602	16,140	18,963	22,824
	敷 網	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	14
	刺 網	288	261	218	296	225	229	231	148	124	265	244
	小型定置網	302	261	131	278	217	288	181	146	233	416	353
	かご漁業	-	-	0	4	7	29	44	31	38	39	36
	延 縄	458	1,919	1,171	420	93	77	83	79	75	1,242	1,150
	いか釣	72	377	352	12	1	1	1	1	1	35	42
	一本釣	570	462	480	466	359	337	368	320	300	3,348	3,135
	採 貝	20	17	16	15	11	12	14	11	20	44	15
業	採 藻	21	14	9	31	6	17	16	10	9	1	3
	その他の漁業	189	205	203	374	356	560	480	343	336	718	498
	小 計	9,474	16,691	9,389	18,718	19,988	17,328	17,373	16,928	17,474	25,218	28,496
養殖業	海面養殖:魚類	518	713	813	1,065	1,034	1,180	1,305	1,474	1,170	1,049	1,615
	海面養殖:貝類	13	31	50	32	4	2	3	0	34	33	36
	小 計	531	744	863	1,097	1,038	1,182	1,308	1,474	1,204	1,082	1,652
漁獲金額(百万円)		10,847	12,906	9,281	14,637	14,045	13,000	13,063	12,010	12,021	17,784	18,597
単純平均単価(円/kg)		252	226	200	286	275	294	293	287	280	357	357

(出典：漁港港勢調査、海面漁業生産統計調査)



参考 主な漁業種類





## 4 市内8漁協の現状

### 現状

- 平成23年度以降の漁協取扱の漁獲金額は約60億円で、平成30年度は前年度と比較して約1.5億円増加しました。
- 組合員数は減少しており、高齢化も進んでいます。

### 漁協取扱漁獲金額の推移

【単位：千円】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
漁獲金額	6,281,753	5,765,957	5,632,341	5,444,451	6,144,750	5,923,613	5,915,362	6,074,094

(出典：漁協業務報告書)

- 平成30年度の長崎市内の組合員数は8漁協合わせて1,688人で、平成23年度と比較して、7年間で428人減少しました。平成29年度からの1年間で見ると、61人減少しています。

### 組合員数

【単位：人、%】

	平成23年度	平成30年度	増減	増減率(%)
正組合員数	1,074	686	▲ 388	▲ 36.1
准組合員数	1,042	1,002	▲ 40	▲ 3.8
合計	2,116	1,688	▲ 428	▲ 20.2

※長崎市外に本所、支所を有する大村湾漁協の漁業者を含む。

(出典：漁協業務報告書)

- 漁獲金額は減少（平成23年度：6,281,753円→平成30年度：6,074,094円）していますが、正組合員数が減少（平成23年度：1,074人→平成30年度：686人）していることから、平成23年度と比較して漁業者1人当たりの漁業生産額は約300万円増加しています。

### 漁業者（正組合員）1人あたりの漁業生産額

【単位：千円/人、%】

	平成23年度	平成30年度	増減	増減率(%)
漁獲金額/正組合員数	5,849	8,854	3,005	51.4

(出典：漁協業務報告書)

- 年齢別の漁業就業者数は、依然として60歳以上の割合が多く、全体の70%以上を占めています。

### 年齢別漁業就業者数

【単位：人、%】

	平成23年度		平成30年度		増減	増減率(%)
	人数	割合(%)	人数	割合(%)		
20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20~29歳	16	0.8	10	0.6	▲6	▲37.5
30~39歳	50	2.4	44	2.6	▲6	▲12.0
40~49歳	167	7.9	118	6.9	▲49	▲29.3
50~59歳	411	19.4	272	16.1	▲139	▲33.8
60歳以上	1,437	67.9	1,210	71.7	▲227	▲15.8
法人等	35	1.7	34	2.0	▲1	▲2.9
合計	2,116	100	1,688	100	▲428	▲20.2

※長崎市外に本所、支所を有する大村湾漁協の漁業者を含む。

(出典：漁協業務報告書)

## 5 水産加工業の現状

### 現状

- 水産加工業は、小規模な加工業者が多く、生産量は減少傾向にあります。
- 加工品の種類は、冷凍水産物がほとんどを占めており、高次加工品の生産は少ない状況です。

- 長崎県では、1事業所あたりの従業員数が5人未満の工場が全体の約40%を占めており、全国平均と比べ、小規模な事業者の割合が高くなっています。
- 長崎市内の平成25年時点の水産加工場の数は116であり、静岡市、焼津市に次ぐ多さです。

従業者規模別工場数（平成25年）

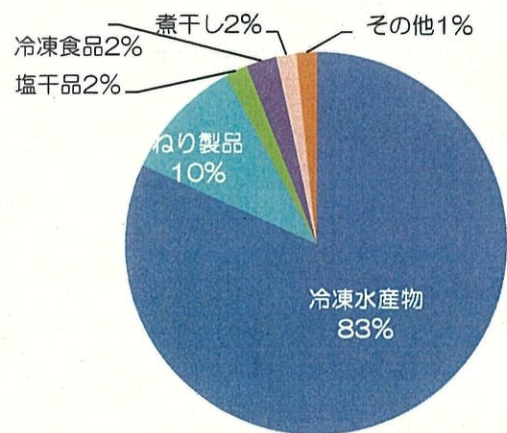
【単位：工場】

	1人	2人	3人	4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	計
全 国	232	727	624	636	2,076	2,668	693	549	277	32	8,514
長崎県	30	74	61	40	136	117	26	10	7	-	501

※R2年5月末現在においてH30漁業センサスは公開されているが本項目の集計値が公開されていないため、H25結果を参考に記載  
（出典：漁業センサス）

- 水産加工業における生産量の割合は、冷凍水産物が83%を占めており、高次加工品は少ない状況にあります。
- 冷凍水産物を除いた水産加工品の生産量は、冷凍食品以外、ほぼ横ばいから減少傾向となっています。

長崎市内の水産加工品別年次生産量(平成29年)

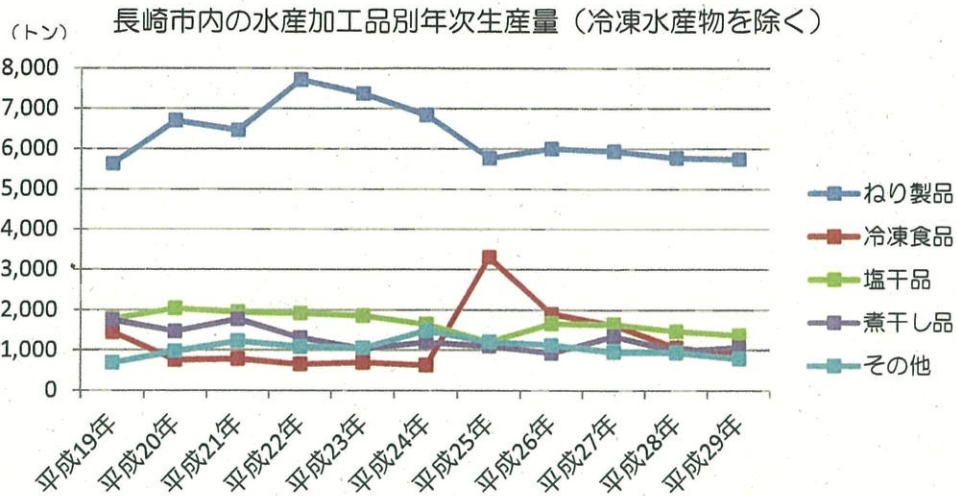


長崎市内の水産加工品別年次生産量

【単位：トン】

品 目	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
ねり製品	5,629	6,705	6,461	7,717	7,371	6,838	5,768	6,055	5,936	5,766	5,737
冷凍食品	1,447	752	777	644	693	621	3,299	1,889	1,609	1,052	895
素干し品	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩干品	1,785	2,035	1,948	1,919	1,853	1,642	1,205	1,653	1,631	1,465	1,366
煮干し品	1,745	1,463	1,765	1,308	1,037	1,191	1,091	922	1,337	971	1,064
塩蔵品	208	243	528	464	385	395	170	205	226	279	262
くん製品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
節製品	118	141	126	174	168	203	109	108	104	137	331
その他加工品(珍味等)	687	971	1,222	1,084	1,058	1,483	1,201	1,121	950	931	783
小 計	11,621	12,311	12,827	13,310	12,565	12,373	12,843	11,952	11,795	10,601	10,437
冷凍水産物	51,460	51,073	48,652	48,063	48,624	48,863	47,328	43,011	48,125	45,800	49,230
合 計	63,081	63,384	61,479	61,373	61,189	61,236	60,171	54,963	59,920	56,402	59,667

（資料：漁業センサス、水産加工統計調査水産加工（陸上）調査票をもとに長崎市が推計）



（資料：漁業センサス、水産加工統計調査水産加工（陸上）調査票をもとに長崎市が推計）

● 水産加工組織について

長崎市内では、県内で水揚げされるアジやイワシなどを原料とした、かんぼこ（かまぼこ）の生産が盛んに行われており、その消費額は全国トップクラスです。

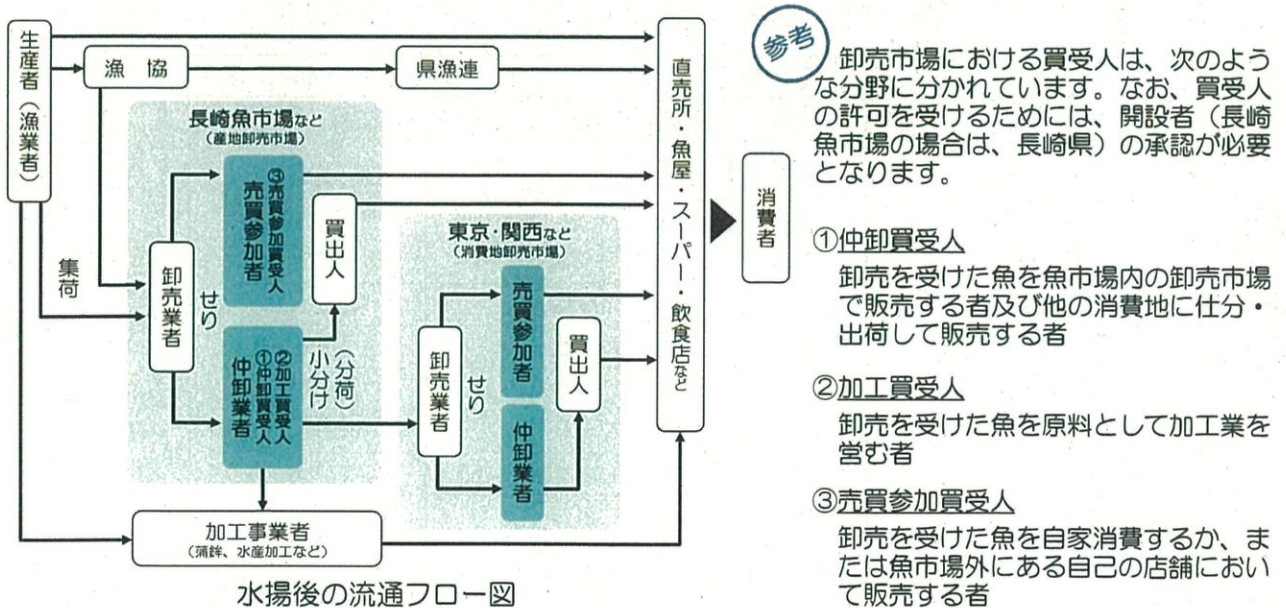
かんぼこの生産にあたり、長崎市内を中心とした蒲鉾製造業者による長崎蒲鉾水産加工業協同組合が組織されています。組合では、かんぼこの原料となるすり身の共同生産を行い、組合員へ安定的にすり身を供給しています。特にイワシのすり身は日本一の生産高を誇っており、組合の所有する加工場は、西日本でも屈指のすり身専門加工場として事業を展開しています。

また、長崎漁港水産加工団地における水産加工業の振興を図ることを目的として、長崎漁港水産加工団地協同組合が設置され、加工残さいの処理、加工用水・海水の供給、加工品の販売事業、加工団地内のゴミの肥料化によるリサイクル等の取組みが行われています。

6 水産物流通の現状

● 水揚げ後の流通について

長崎市で水揚げされた水産物は、漁協の共販事業\*として長崎県地方卸売市場長崎魚市場（長崎魚市場）等の産地卸売市場へ出荷されるほか、長崎県漁業協同組合連合会の系統販売\*\*や、加工業者・地元飲食店との直接取引が行われるなど、生産者や漁協独自による取組みが行われています。



\*共販事業  
漁協等が組合員の漁獲物や加工品を一括集荷して共同販売する事業のこと。

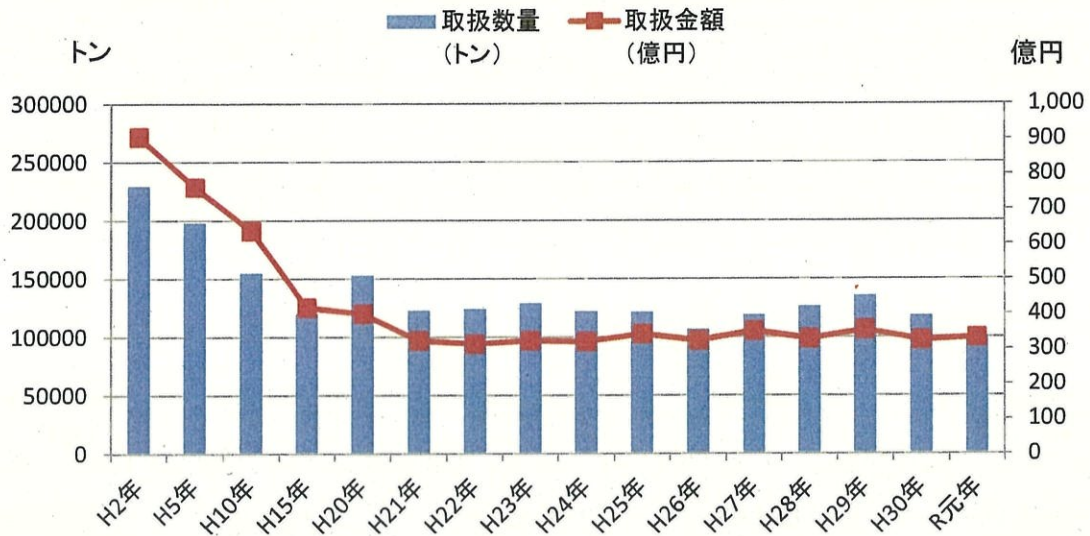
\*\*系統販売  
漁協等が上部系統団体（県漁連等）に出荷し、上部団体が一括販売すること。

● 長崎魚市場の概要

長崎魚市場における平成30年の取扱数量は118,532トン、取扱金額325億円で、近年は横ばいで推移しています。

なお、長崎魚市場は全国に317ある産地卸売市場の中で数量、金額ともに上位に入るほど、多くの魚が水揚げされる重要な市場です。

長崎魚市場の取扱推移



(出典：長崎魚市場の概要)

参考 長崎魚市株式会社における取扱魚種ランキング (平成30年)

長崎魚市株式会社で取り扱われている魚種のトップ10をランキングとしてまとめました。トップ3は取扱数量は、サバ類、マアジ、ブリで、数量の7割、取扱金額は、マアジ、サバ類、ブリで、金額の4割を占めています。上位の魚種は長年にわたり上位を独占しており、小売店で見かけない日はなく、長崎の食卓には欠かすことのできない代表的かつ日常的な魚といえます。

他にもこのランキングでは、色々な魚種が取り扱われていることが確認でき、長崎は周辺の豊かな漁場や様々な漁業により、水産物に恵まれていることがうかがえます。

順位	取扱数量			取扱金額		
	魚種	数量 トン	全体比 %	魚種	金額 百万円	全体比 %
1	サバ類	15,174	27.3	マアジ	4,153	23.6
2	マアジ	14,374	25.8	ブリ	1,986	11.3
3	ブリ	9,007	16.2	サバ類	1,762	10.0
4	カタクチイワシ	2,473	4.4	マグロ	1,621	9.2
5	カツオ類	2,055	3.7	ムツ類	739	4.2
6	ウルメイワシ	1,762	3.2	ハタ類	693	3.9
7	キダイ	1,017	1.8	マダイ	655	3.7
8	マグロ	963	1.7	カツオ類	595	3.4
9	マダイ	919	1.7	イカ類	388	2.2
10	ヒラマサ	518	0.9	タチウオ	378	2.2

(出典：長崎魚市場の概要)

## 7 水産物の消費の現状

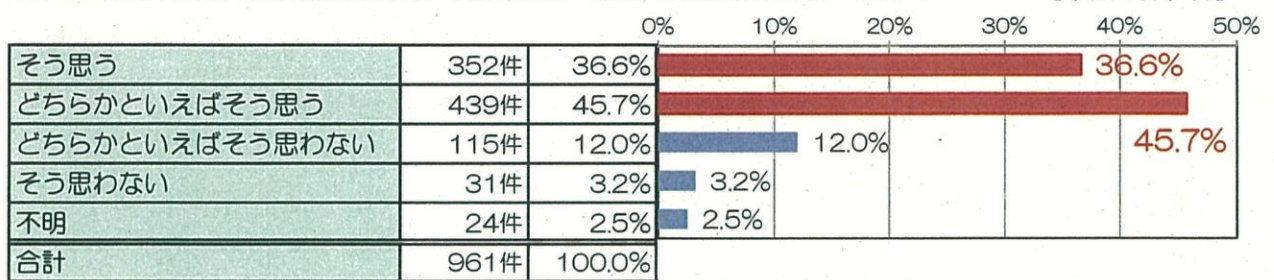
### 現状

- 長崎市民の水産物に対する満足度や長崎の魚に対する認知度は高いものの、消費量は肉より低くなっています。
- 観光客が長崎市で水産物を消費する割合はあまり高くなく、長崎の魚の魅力を十分に伝えできていません。

- 市内で売られている水産物が新鮮で品数も多く適正な価格だと思う割合及びどちらかといえばそう思う割合は、8割以上の高い割合となっています。

市内で売られている水産物は新鮮で品数も多く適正な価格だと思いますか

【単位：件、％】



(出典：令和元年度市民意識調査)

- ながさきの「食」市民意識調査によると、長崎市内で水揚げ・製造されている水産物及び加工品の認知度は8割以上であり、市民の長崎の魚に対する認知度が高いことがうかがえます。

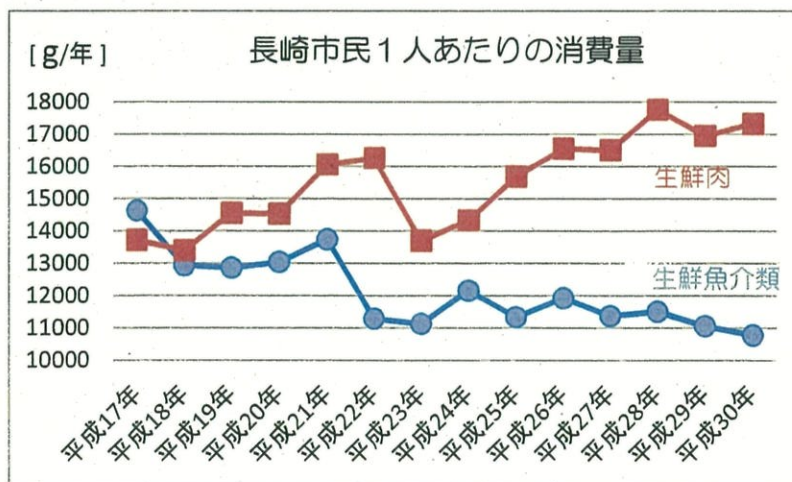
長崎市内産水産物・加工品についての認知度（市民対象）

【単位：％】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
認知度	86.1	87.4	83.6	87.7	87.4	85.7	85.5	86.4

(出典：ながさきの「食」市民意識調査)

- 長崎市内での水産物に対する満足度及び認知度は高いものの、平成18年以降、生鮮魚介類の消費量は生鮮肉よりも低くなっています。
- 1世帯あたりの魚介類消費額は、全国52都市のうち長崎市は13位であり、豊富な漁獲量と魚種に恵まれた環境にあるものの、消費額はあまり高くありません。



都道府県庁所在市別1世帯あたりの年間支出  
(魚介類、平成29～令和元年平均)

【単位：円】

順位	都市名	支出額
1	青森市	90,933
2	仙台市	87,815
3	大津市	85,153
4	富山市	84,478
5	秋田市	84,401
...		
13	長崎市	80,676

(出典：「家計調査結果」(総務省統計局))

- 市内農水産物直売所の販売実績は、平成23年度の21.9億円から、平成30年度は31.5%増の28.8億円に増加していますが、大規模の直売所の販売実績が伸びたことによるもので、小規模の直売所の販売実績は横ばい、又は減少傾向にあります。
- 直売所の数も平成23年度は30ヶ所あったものが平成30年度は22ヶ所に減少しており、地域に密着した小規模直売所の存続が課題であることがうかがえます。

市内農水産物直売所の販売実績

【単位：億円】

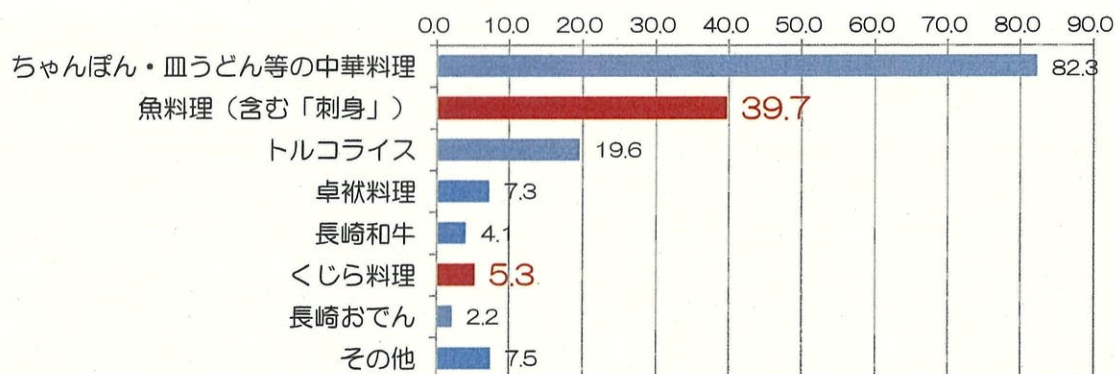
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
販売額	21.9	21.2	25.1	30.7	31.0	29.4	29.0	28.8

(出典：平成30年度 市内農水産物直売所の販売実績)

- 長崎市を訪れた観光客へのアンケートによると、観光客が長崎市で食べた（食べる）魚料理（「刺身」を含む）の割合は39.7%、くじら料理の5.3%を加えると4割を超えており、観光客に対して、「長崎の魚の魅力」が徐々に浸透してきていることがうかがえます。

長崎市で食べた（食べる）料理（観光客対象、複数回答）

【単位：%】



(出典：令和元年度 長崎市観光動向分析結果報告書)

## 8 長崎市の漁港

### (1) 概要

現在、長崎市には、市が管理する漁港が10漁港、県が管理する漁港が4漁港あります。  
市が管理する漁港では、漁港内の海岸保全施設整備や防波堤の整備などの水産基盤整備事業やタラップ、係船環、照明灯などの安全管理施設の整備等の事業を実施しています。  
県が管理する漁港においても、防波堤、護岸、臨港道路等の整備事業を実施しています。

長崎市の管理漁港

区分 地区名	漁港名	漁港種別	利用隻数			漁協名
			漁船 (隻)	アジヤ ポート (隻)	計 (隻)	
長崎	相川漁港	第1種	11	1	12	新三重漁協
	かきどまり漁港	第1種	86	70	156	福田漁協
	深堀漁港	第1種	78	24	102	みなと漁協
	たちばな漁港	第1種	290	124	414	たちばな漁協
伊王島	沖の島漁港	第1種	23	13	36	西彼南部漁協
高島	南風泊漁港	第1種	19	8	27	西彼南部漁協
野母崎	野野串漁港	第1種	27	12	39	野母崎三和漁協
外海	そとめ漁港	第1種	38	32	70	みなと漁協
三和	為石漁港	第1種	92	42	134	野母崎三和漁協
	蚊焼漁港	第1種	62	55	117	野母崎三和漁協
琴海	—	—	—	—	—	大村湾漁協
合計	10漁港		726	381	1,107	

(出典：平成29年漁港港勢調査)

長崎県の管理漁港

区分 地区名	漁港名	漁港種別	利用隻数			漁協名
			漁船 (隻)	アジヤ ポート (隻)	計 (隻)	
長崎	長崎漁港	特定第3種	837	356	1,193	新三重漁協
	式見漁港	第2種	56	16	72	新三重漁協
野母崎	野母漁港	第2種	115	26	141	野母崎三和漁協
	樺島漁港	第2種	112	12	124	野母崎三和漁協
合計	4漁港		1,120	410	1,530	

(出典：平成29年漁港港勢調査)

## 9 水産センターの種苗の生産・供給

### (1) 水産センター（牧島）

令和2年度種苗生産及び供給計画は次のとおりです。

令和2年度 長崎市水産センター（牧島）の種苗生産及び供給計画

事業区分	魚種	用途	規格	数量	生産着手	供給
水産種苗生産費	クマエビ	放流用	全長30mm	800,000尾	6月	令和2年8月
	ガザミ	放流用	全甲幅10mm	200,000尾	6月	令和2年7月
	クロアワビ	放流用	殻長20mm	26,700個	11月	令和3年12月
			殻長24mm	70,500個		令和4年2月
	アカガイ	放流用	殻長20mm	20,000個	6月	令和2年11月
	イワガキ	養殖用	殻長30mm	35,500個	7月	令和3年3月
水産種苗生産費 (株)長崎高島水産 センターに委託)	ヒラメ	放流用	全長50mm	4,500尾	10月	令和3年1月
		放流用	全長70mm	75,000尾		令和3年2月
	トラフグ	養殖用	全長70mm	40,000尾	3月	令和3年6月
	シマアジ	養殖用	全長70mm	40,000尾	1月	令和3年5月

### (2) 水産センター高島事業所

令和2年度種苗生産及び供給計画は次のとおりです。

令和2年度 水産センター高島事業所の種苗生産及び供給計画

事業区分	魚種	用途	規格	数量	生産着手	供給
高島水産種苗 生産費 (株)長崎高島水産 センターに委託)	ヒラメ	放流用	全長70mm	124,000尾	10月	令和3年2月
	カサゴ	放流用	全長60mm	7,000尾	12月	令和3年4月
	ヒラメ成魚	活魚販売	1kg	10,000尾	10月	周年



## 所管施設一覧

	長崎ペンギン水族館	野母崎高浜海岸交流施設
設置場所	長崎市宿町3番地16	長崎市高浜3963番地3
設置年月日	平成13年4月22日	平成26年7月15日
設置目的	市民にペンギン及び水族とのふれあいの場を提供することにより市民の自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇の活用に資する。	市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福祉の向上及び地域の振興に資する。
管理運営	【指定管理者】 (一財)長崎ロープウェイ・水族館	【指定管理者】 高浜スカイアンドシー
職員配置	—	—
施設概要	<p>◆施設の内容</p> <p>1 水族館ゾーン</p> <p>①水族館本体：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 2,694㎡ 亜南極ペンギン水槽、温帯ペンギン水槽 長崎の海水槽、プラーブック水槽、タッチプール 他</p> <p>②コガタペンギン・グッズ棟 延床面積 548㎡ コガタペンギン飼育展示舎、ペンギングッズ展示室、保管室</p> <p>③予備飼育棟：鉄骨造平屋建 延床面積 244㎡</p> <p>④展示生物数等 約 163種類、約 10,685点 (うちペンギン:8種類、167羽)</p> <p>2 自然体験ゾーン</p> <p>①ピオトープ 長崎の「里山」、自然河岸復元 延面積 4,300㎡ 自然河岸延長 250m</p> <p>②海浜部 自然石突堤 180m、人工海浜 5,000㎡ 散策路 180m、タイドプール、 ふれあいペンギンビーチ 他</p> <p>③海洋体験施設：軽量鉄骨造2階建 延床面積 272㎡ カヤック 30隻、シャワー設備 10基、休憩室</p> <p>3 駐車場 ①第1駐車場 127台 ②第2駐車場101台</p> <p>◆観覧料 (1人1回につき) 大人 520円 (団体 410円) 小人 310円 (団体 250円) ※幼児、小中学生</p> <p>◆年間観覧料 (1人1年) 大人 1,250円 小人 730円 ※幼児、小中学生</p> <p>◆駐車料金 バス 最初の1時間 1,040円、その後の1時間 520円 バス以外 最初の1時間 200円、その後の1時間 100円</p>	<p>◆施設の内容</p> <p>1 遊泳面積 12,500㎡</p> <p>2 南棟 多目的(棧敷)スペース、 シャワー・更衣室、多目的トイレ、 カヌー艇庫、芝生広場</p> <p>3 北棟 憩い・交流・情報発信スペース、テラス、 事務室、厨房、トイレ、倉庫</p> <p>4 駐車場 交流施設横駐車場(約10台分) 道路横駐車場(約50台分)</p> <p>◆使用料</p> <p>多目的スペース 夏期(棧敷)：大人 830円/日 小中学生 410円/日 夏期以外：2,619円/時間</p> <p>駐車場 普通・小型・軽自動車520円/回 二輪自動車260円/回 温水シャワー 100円/回 コインロッカー 200円/回 カヌー 1人乗り523円/時間 2人乗り785円/時間 パラソル 628円/日</p>

## 所管施設一覧

	飛島磯釣り公園	高島海水浴場
設置場所	長崎市高島町1726番地	長崎市高島町2709番地5
設置年月日	平成9年7月20日	平成9年7月20日
設置目的	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。
管理運営	【指定管理者】 西彼南部漁業協同組合	【指定管理者】 高島振興協同組合
職員配置	—	—
施設概要	<p>◆施設の内容</p> <p>1 北側釣り場 L = 60 m</p> <p>2 東側釣り場 L = 120 m</p> <p>3 南側釣り場 L = 192 m</p> <p>4 休憩所 鉄筋コンクリート造3階建 768㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">1階 空間部分</p> <p style="padding-left: 20px;">2階 トイレ、シャワー室等</p> <p style="padding-left: 20px;">3階 休憩所、倉庫等</p> <p>5 事務所 鉄筋コンクリート造1階建 40㎡</p> <p>6 売店 鉄筋コンクリート造1階建 20㎡</p> <p>◆使用料</p> <p>大人 520円(見学等 100円)</p> <p>小中学生 260円(見学等 50円)</p>	<p>◆施設の内容</p> <p>1 敷地面積</p> <p style="padding-left: 20px;">砂浜面積 4,400 ㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">遊泳面積 20,090 ㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">養浜工 13,180 ㎡</p> <p>2 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 235㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">1階 男女温水シャワー室 水洗トイレ、更衣室 無料水シャワー 身障者トイレ</p> <p style="padding-left: 20px;">2階 監視人室、テラス</p> <p>3 女子温水シャワー室(棟) 46㎡</p> <p>4 売店 6棟(25㎡×6)</p> <p>◆使用料</p> <p>温水シャワー 200円</p> <p>コインロッカー 100円・200円</p>

## 所管施設一覧

	高島ふれあいキャンプ場	長崎市伊王島海水浴場交流施設
設置場所	長崎市高島町2709番地5	長崎市伊王島町1丁目2129番地
設置年月日	平成9年4月1日	平成12年7月1日
設置目的	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。	市民に海水浴の休息の場及び地域交流の場を提供し、市民の福祉の向上に資する。
管理運営	【指定管理者】 高島振興協同組合	【指定管理者】 ㈱KPG HOTEL&RESORT
職員配置	—	—
施設概要	<p>◆施設の内容</p> <p>1 敷地面積 2,957 m<sup>2</sup></p> <p>2 常設テント 10基</p> <p>3 炊飯棟 2棟</p> <p>4 バーゴラ 1棟</p> <p>◆使用料</p> <p>大人 100円</p> <p>小中学生 50円</p> <p>台座付テント 1,571円</p> <p>組立式テント 523円</p> <p>バーベキューセット 261円</p>	<p>◆施設の内容</p> <p>1 敷地面積 4,723m<sup>2</sup></p> <p>2 建設面積 1,103m<sup>2</sup></p> <p>3 休憩舎棟 2棟 (364m<sup>2</sup>×2)</p> <p>4 水廻り棟 167m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">温水シャワールーム</p> <p style="padding-left: 20px;">ロッカールーム</p> <p style="padding-left: 20px;">トイレ</p> <p style="padding-left: 20px;">倉庫</p> <p>5 管理棟 91m<sup>2</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">管理室</p> <p style="padding-left: 20px;">サービス室</p> <p style="padding-left: 20px;">倉庫</p> <p>6 売店 2棟 (58m<sup>2</sup>×2)</p> <p>7 プール 2箇所、芝生公園</p> <p>◆使用料</p> <p>  料金 大人 410円</p> <p style="padding-left: 20px;">高校生 200円</p> <p>温水シャワー 100円</p> <p>コインロッカー 100円・200円・300円</p>

## 所管施設一覽

	長崎市水産センター	長崎市水産センター高島事業所
設置場所	長崎市牧島町1619番地	長崎市高島町1156番地
設置年月日	昭和49年4月1日	平成13年4月2日
設置目的	「つくり育てる漁業」を推進するため、有用水産種苗の生産及び供給を行うことにより、沿岸漁業の振興を図る。	旧高島町の水産業の振興及び漁業従事者の生活向上を図るとともに雇用創出の場を提供する。
管理運営	長崎市 ※種苗等生産業務の一部を(株)長崎高島水産センターに委託	長崎市 ※種苗等生産・販売業務を(株)長崎高島水産センターに委託
職員配置	所長 1名、種苗育成係 3名、調査開発係 3名 再任用職員 2名、嘱託員 2名 ※(株)長崎高島水産センター 社員2名	※(株)長崎高島水産センター 代表取締役1名、社員1名、嘱託員1名
施設概要	1 敷地面積 13,548.1㎡ 2 管理棟 鉄筋コンクリート造 3階建 683.5㎡ 3 取水施設 ドルフィン式鋼製 L=4.2m 4 ろ過機械棟 鉄筋コンクリート造 3階建 205.6㎡ 5 魚類生産棟 鉄骨造 1部2階建 778.3㎡ 6 ウニ生産棟 鉄骨造平屋建 782.4㎡ 7 甲殻類生産棟 鉄骨造 1部2階建 579.6㎡ 8 貝類生産棟 鉄骨造平屋建 308.2㎡ 9 親魚育成棟 鉄骨造 2階建 215.0㎡ 10 餌料培養水槽・ウニ飼育水槽 11 調餌冷蔵庫棟 鉄骨造平屋建 151.8㎡ 12 浮棧橋 FRP被覆鋼製 4m×8m 連絡橋 L=15m 13 海上いかだ 11台 14 管理・作業船 3隻 15 作業員控室棟 木造2階建 108.3㎡	1 敷地面積 14,710.8㎡ 2 稚魚生産棟 鉄骨平屋建 1,213.25㎡ 3 稚魚生産棟 軽量鉄骨造平屋建 928.0㎡ 4 成魚生産棟 軽量鉄骨造平屋建 1,120.0㎡ 5 成魚生産棟 軽量鉄骨造平屋建 190.0㎡ 6 孵化槽棟 鉄骨平屋建 456.0㎡ 7 ポンプ室 鉄骨平屋建 36.0㎡ 平成20年4月1日拡張施設 8 貯水機械棟 鉄筋コンクリート2階建 146.10㎡ 9 魚類生産棟 鉄筋コンクリート2階建 362.25㎡ 10 中間育成棟 鉄骨平屋建 498.51㎡ 11 植物プランクトン棟 鉄骨平屋建 498.51㎡

## 所管施設一覧

	長崎市クルマエビ幼稚仔保育場
設置場所	長崎市飯香浦町地先
設置年月日	昭和52年4月1日
設置目的	栽培漁業の一環として放流するクルマエビの歩留率を高めるため、幼稚仔を一定期間自然の状態で中間育成する。
管理運営	長崎市
職員配置	—
施設概要	<p>1 人工干潟 <span style="float: right;">4,877㎡</span></p> <p>2 外郭施設</p> <p style="padding-left: 20px;">防波堤 <span style="float: right;">L = 110 m</span></p> <p style="padding-left: 20px;">突堤 <span style="float: right;">L = 19 m</span></p> <p>3 給排水施設</p> <p style="padding-left: 20px;">取水棧橋 <span style="float: right;">L = 80 m</span></p> <p style="padding-left: 20px;">取水管(150<sup>φ</sup>) <span style="float: right;">80 m × 1本</span></p> <p>4 水流発生装置</p> <p style="padding-left: 20px;">水車式 <span style="float: right;">4台</span></p> <p style="padding-left: 20px;">ジェット噴射式 <span style="float: right;">2台</span></p> <p>5 関連道</p> <p style="padding-left: 20px;">幅員3.5 m <span style="float: right;">L = 285 m</span></p>

## 長崎市の主な水産業振興制度

1	長崎市新規漁業就業促進事業費補助金	1-19
	1-1 技術習得支援	1-19
	1-2 新規着業者フォローアップ	1-19
2	水産種苗放流事業費補助金	1-20
3	金融制度	1-21
	3-1 長崎市漁業近代化資金等利子補給補助金	1-21
	3-3 長崎市漁業資金債務保証料補助金	1-22
4	魚食普及事業	1-23
5	新水産業経営力強化事業	1-24

# 1 長崎市新規漁業就業促進事業費補助金

～ 新規の漁業就業者が行う漁業の研修等にかかる経費に対する支援制度 ～

## 1-1 漁業就業実践研修事業

区分	補助の対象となる者	補助額	補助対象期間
(1) 経営者育成コース (一本釣、延縄、刺網、小型定置網等の独立型漁業)	漁業協同組合の長が推薦する者で、別途定める地域計画に基づく、地域漁業への定着が確実で漁業担い手として活躍が期待される者であって、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者 ア これまでに1年間を超えて、主として漁業に従事した経験がなく、新たに漁業を始める者。ただし、漁家子弟(2親等以内の親族に漁業者がいる者)にあつては、次のいずれかに該当する者	(1) 諸手当(月額)上限125,000円 (2親等以内の親族と生計を一にする者は100,000円) [内訳] ア 基本手当 100,000円 イ 住居手当上限 10,000円 ウ 技術習得手当 150,000円	2年間
(2) 従業者育成コース (定置網、養殖、まき網漁業等の雇用型漁業)	(ア) 漁家から生計独立した者 (イ) Uターンした者 (ウ) 学校卒業後3年以内かつ年度ごとの研修期間の3分の1以上を2親等以内の親族以外の漁業者又は水産加工業者に就いて2親等以内の親族が従事する漁業又は水産加工業以外の技術を習得する研修に取り組む者 イ 雇用型漁業から独立型漁業へ転換する者	(2) 研修に必要な経費上限50,000円 [対象経費] ア 保険加入料 イ 漁業資材購入費 ウ その他研修に必要な経費	1年間
(3) 漁家子弟コース	上記アの漁家子弟のうち、(ア)から(ウ)まで以外の者であつて、直近3年の漁家の平均漁業所得が5,000,000円未満の者	(1) 諸手当(月額)1年目100,000円 2年目80,000円 (2) 研修に必要な経費上限50,000円 [対象経費] ア 保険加入料 イ 漁業資材購入費 ウ その他研修に必要な経費	2年間

## 1-2 新規着業者フォローアップ事業

### (1) 対象者

漁業就業実践研修事業を終了した者で、かつ、研修終了後、1年以内に着業した者であつて、漁業就業実践研修事業の研修期間も含め1年以上独立型漁業に従事している者

### (2) 補助額

1か月あたり50,000円とし、1年間限りの交付とする。

## 2 水産種苗放流等事業費補助金

～ 水産種苗の放流に対する支援制度 ～

### (1) 事業の目的

資源の維持及び増大を図るための取組を支援し、つくり育てる漁業の振興に資することで、漁家経営の安定を図ることを目的とする。

### (2) 事業の実施主体

市内漁業協同組合

### (3) 補助の対象となる取組

- ①水産種苗等の放流
- ②いか産卵場の造成

### (4) 補助の対象となる経費

- ①水産種苗等の放流 種苗等の購入に要する経費
- ②いか産卵場の造成 資材費の購入及び用船料等

### (5) 補助率

- ①水産種苗等の放流 補助対象経費の 1/2 以内
- ②いか産卵場の造成 補助対象経費の 1/2 以内

※1 地区あたりの上限額は 100,000 円とする。



抱卵イセエビ放流状況



いか産卵場設置(アオリイカの産卵状況)



### 3 金融制度

#### 3-1 長崎市漁業近代化資金等利子補給補助金

漁業者等が資本整備の高度化及び経営の近代化を図るため利用する漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金、沿岸漁業等振興資金を長期かつ低利で融通できるよう県の利子補給に上乗せで補助を行う制度で、「長崎市漁業近代化資金等利子補給要綱」に基づき、実施している。

目的	漁業者の資本整備の高度化及び漁業経営の近代化に資するため、漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金、沿岸漁業等振興資金の貸付けを受けた漁業者等に対し、融資機関等を通じて利子補給金を交付するもの。		
対象	漁業協同組合・水産加工業協同組合の組合員等		
資金の種類	漁業近代化資金	漁業経営改善支援資金	長崎県沿岸漁業等振興資金
資金用途	漁船建造・改造・取得、漁船以外の養殖、加工資金等	漁船の建造、改造、取得等	漁業経営の安定・改善資金、災害資金等
市の行う利子補給率(年)	県の利子補給率の 1/2 以内又は年 1.5% (20t 以上は 1.0%) のうちいずれか低い率。 但し、借受者の末端利率が 1.0% を下回らないよう調整。 ※30 歳未満の新規就労者は末端利率が年 0% となるよう利子補給率を加算できる。	漁業近代化資金における市補給率に準じる。	年 0.5% 以内で市長が定める率。 但し、借受者の末端利率が 1.0% を下回らないよう調整。 ※30 歳未満の新規就労者は末端利率が年 0% となるよう利子補給率を加算できる。
利子補給期間	資金の貸付けを受けた日から償還完了の日まで (償還期限 20 年以内)	資金の貸付けを受けた日から償還完了の日まで (償還期限 15 年以内、うち据置期間 3 年以内)	資金の貸付けを受けた日から償還完了の日まで (償還期限 10 年以内)

### 3-2 長崎市漁業資金債務保証料補助金

漁業資金の融資を受けた漁業者等の債務に付された信用保証料について、その一部を市が補助する制度で「長崎市漁業資金債務保証料補助金交付要綱」に基づき、平成 14 年度から実施している。漁業近代化資金及び漁業経営改善支援資金の貸付を受ける際、長崎県漁業信用基金協会に債務保証料を支払うが、その保証料について市に補助申請をし、市が適当であると認めた場合、その保証料の 1/2 を補給するもの。

目的	漁業資金の融資を受けた漁業者等の債務に付された信用保証料について、当該漁業者等の負担の軽減を図り、経営の健全化及び事業の安定化に寄与するため、長崎市漁業資金債務保証料補助金を交付するもの。
対象	漁業資金の融資を受けた者(漁業協同組合・水産加工業協同組合の組合員等)
対象資金	漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金
補助率	保証料の 1/2
補助期間	資金借入後から 5 年

#### 4 魚食普及事業

令和元年度の主なイベント		開催月										期日		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	
旬の魚イベント 拡大支援費	伊王島朝市 海鮮春祭り	■												4/28
	戸石はも・かに祭り				■	■								7/20～8/4
	もぎたて新鮮市 「大漁まつり」					■								8/3
	新三重漁協伊勢海老祭り													(不漁の為中止)
	のもぎき伊勢エビまつり							■						9/1～9/23
	伊王島朝市 海鮮秋祭り							■						9/29
	そとめ水いか祭り								■	■				10/12～11/17
	戸石とらふぐ・かき祭り									■	■			11/24～12/22
とらふぐ料理フェア									■	■	■	■	11/29～2/29	
長崎さかな祭り									■				10/20	
長崎県水産加工振興祭										■			12/13～12/15	
伊王島朝市 歳末大売り出し										■			12/29	
長崎食の博覧会									■				10/13～10/14	
ながさき実り・恵みの感謝祭										■	■		11/30～12/1	

## 5 その他支援制度

### ～ 県単独の補助事業の間接補助制度 ～

#### 【新水産業経営力強化事業】

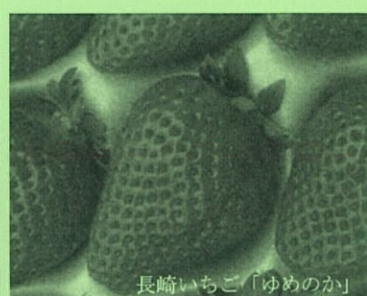
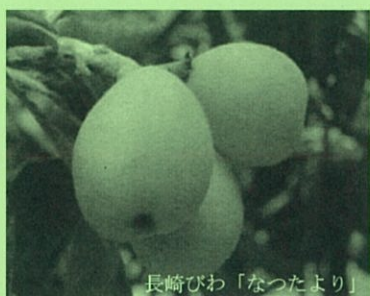
##### (1) 事業の目的

長崎県が、長崎県総合計画及び長崎県水産業振興基本計画において定められた基本理念「漁業を担う人材を確保し、地域の柱となる力強い水産業の育成を目指す」に基づき、経営改善や新たな事業展開を目指す漁業者等への支援により漁業者の所得向上を推進するとともに、資源管理や漁場環境改善、生産流通基盤整備などの取組により地域・漁村の活性化を図るため、水産業者等が実施する各種事業に対し支援するもので、市は県の間接補助と併せて、継ぎ足し補助を行うもの。

##### (2) 補助対象事業・取組、補助対象者・補助率

事業種目<事業種類>	補助対象事業・取組	補助対象者・補助率
1 経営計画支援対策事業	経営計画に基づき、所得向上を目指す漁業者等が行う取組に要する経費	
(1)モデル経営体育成事業	新たな漁法、漁労技術など当該地域に事例の無い先駆的な取組による、以下のいずれかを目標とする経営計画の実施に要する経費 ・漁業所得300万円以上 ・漁業所得500万円以上 ・漁業所得10%以上の向上(※) ※漁業者グループ、現状漁業所得500万円以上の漁者・漁業法人	水産業所得向上支援事業を活用したモデル型経営計画または水産経営支援事業による経営改善計画に基づく取組を行う漁業者、漁業法人に対し、左記経費の3分の1以内。同様の取組を行う漁業活動の一部または全てにおいて協業して作業や事業を行う2者以上の漁業者グループに対し、左記経費の2分の1以内。 但し、市町が県費以外に当該経費の6分の1以上補助する場合に限る。
(2)優良経営体育成事業	モデル経営体(既経営計画策定者)の取組を参考にした漁業所得10%以上の向上を目指す経営計画の実施に要する経費	水産業所得向上支援事業を活用した優良型経営計画に基づく取組を行う漁業者、漁業法人に対し、左記経費の6分の1以内。同様の取組を行う漁業活動の一部または全てにおいて協業して作業や事業を行う2者以上の漁業者グループに対し、左記経費の3分の1以内。 但し、市町が県費以外に当該経費の6分の1以上補助する場合に限る。
2 地域施策展開支援対策事業 (1)浜の生産・流通・経営基盤強化事業	「浜の活力再生プラン」、「地域別施策展開計画」に基づく漁業者の所得向上を目指す地域一体となった取組に要する経費	市町、漁協等に対し、左記経費の2分の1以内。但し、広域団体以外が実施する施設・機材・機器整備事業(ハード整備事業)の場合は、市町が県費以外に当該経費の6分の1以上補助する場合に限る。 また、広域団体以外が実施する活動事業(ソフト事業)の場合は、原則として市町が県費以外に補助する額と同額以内とする。
3 漁場生産力維持回復対策事業 (1)漁場環境保全対策事業	自己の責によらない赤潮、災害等による漁場生産力の低下防止、維持回復を図る取組に要する経費	市町、漁協等に対し、左記経費の2分の1以内。但し、原則として市町が県費以外に補助する額と同額以内とする。

## 2 長崎市の農業



水産農林部

令和2年6月

## 目 次

### 第1章 農 業

第1 農業の現状	..... 2-1
第2 農家の現状	..... 2-2~2-8
1 農家数	..... 2-2
2 主副業別販売農家数	..... 2-3
3 経営耕地面積規模別経営体数	..... 2-4
4 販売金額規模別農業経営体数	..... 2-5
5 農業就業人口	..... 2-6
6 経営耕地面積と耕作放棄地	..... 2-7~2-8
第3 農産物販売金額	..... 2-9
第4 作物別の現状	..... 2-10~2-14
1 果樹	..... 2-10
2 普通作物	..... 2-11
3 野菜	..... 2-12
4 花き・花木	..... 2-13
5 畜産	..... 2-14
第5 その他	..... 2-15~2-28
1 認定農業者	..... 2-15
2 認定新規就農者	..... 2-15
3 市民農園	..... 2-16
4 長崎市農業センター	..... 2-17~19
5 (一財)長崎市地産地消振興公社	..... 2-20~21
6 有害鳥獣対策	..... 2-22~28

## 目 次

### 第2章 長崎市の主な農業振興制度

1 「人・農地プラン」	2-29~2-31
2 農業振興地域制度	2-32
3 中山間地域等直接支払制度	2-33
4 多面的機能支払交付金	2-34
5 認定農業者制度	2-35
6 農業次世代人材投資資金交付金事業	2-36
7 中高年新規就農者給付金事業	2-37
8 農業新規参入促進事業	2-38
9 有害鳥獣対策事業	2-39~43
10 農業ヘルパー制度	2-44
11 農業振興会制度	2-45
12 経営所得安定対策	2-46
13 農業金融制度	2-47
14 グリーンツーリズム推進事業	2-48
15 農地中間管理事業	2-49
16 環境保全型農業直接支払交付金	2-50
○ 参考資料 所管施設一覧	2-51~2-56

## 第1章 農 業

### 第1 農業の現状

長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地は分散し、その大半は急傾斜の山腹に階段状に展開している。

営農類型は、単一経営（施設野菜、果樹類、肉用牛など）と準単一複合経営（施設花き＋その他、施設野菜＋その他など）並びに複合経営（各種品目）に大別される。

生産量日本一を誇るびわは「茂木びわ」・「長崎びわ」として全国的にも知られており、現在、従来品種に代わる露地びわの優良品種「なつたより」について、積極的にブランド力の向上に努めている。

野菜類では、施設園芸の主要品目である「いちご」が、日吉地区、東長崎地区、琴海地区等で栽培され、農業関係者による優良品種の検討と産地への普及が行われている。現在は、収量性が高い品種である「ゆめのか」が県内で推進され、長崎県・JAによる消費宣伝活動も活発に行われており、新規就農者が多い品目である。

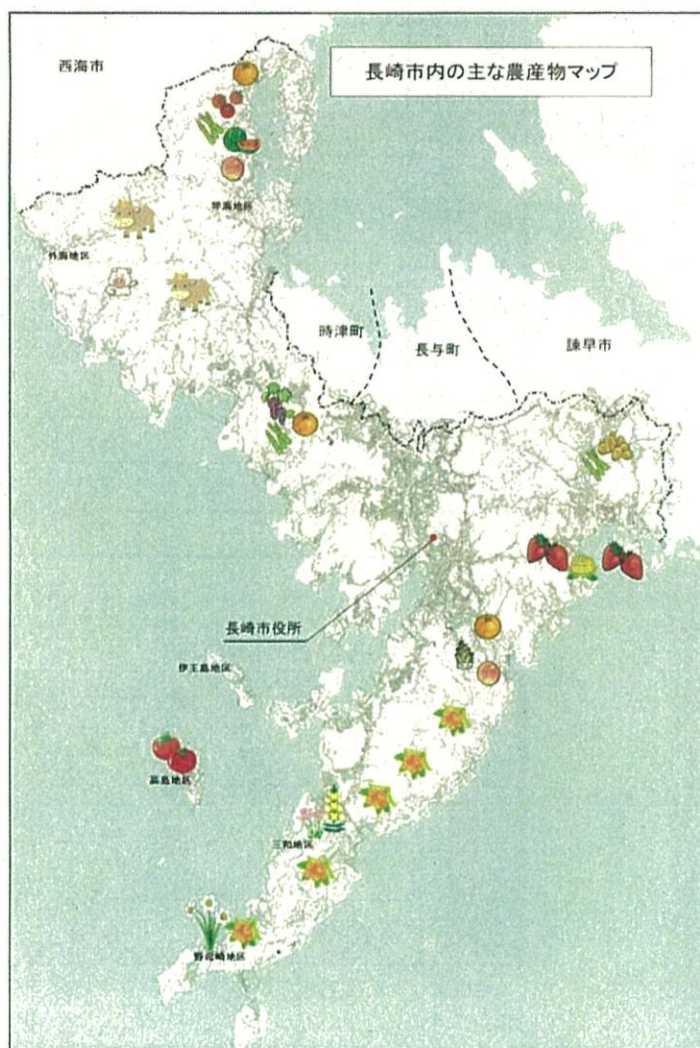
また、琴海地区や東長崎地区では、「アスパラガス」の施設栽培が行われている。

このほか、長崎赤かぶ・長崎白菜・紅大根等の「ながさき伝統野菜」は、西山地区を中心に産地の育成と消費拡大などに向けた支援を行っている。

さらに、花き類は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。

特に、輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市場において高い評価を得ている。

畜産関係では、三重地区を中心に肉用牛が肥育されており、その中でもJA長崎せいひ長崎地区肥育牛部会で生産された「長崎和牛・出島ばらいろ」を地域ブランドに位置づけ、知名度の向上、消費拡大及び高付加価値販売などの取り組みを進めている。





## 第2 農家の現状

### 1 農家数

平成27年の総農家数は、2,947戸で、10年前の平成17年と比べると約19%減少している。

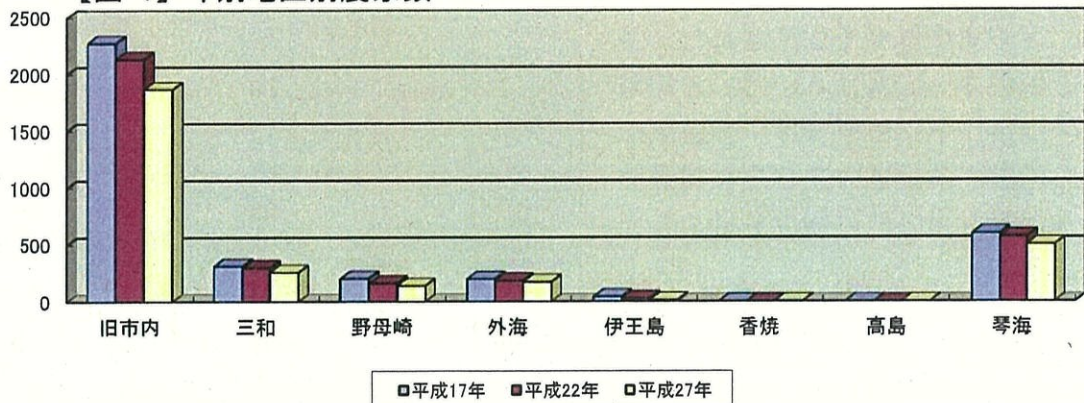
【表-1】 地区別農家数の推移

(単位：農家数・%)

地区名	平成17年	平成22年	平成27年	10年前対比	5年前対比	
旧市	古賀	249	238	206	82.7	86.5
	戸石	169	150	125	73.9	83.3
	矢上	239	227	203	84.9	89.4
	日見	111	111	95	85.5	85.5
	茂木	721	670	584	80.9	87.1
	旧市	399	376	332	83.2	88.2
	福田	150	140	121	80.6	86.4
	式見	81	81	80	98.7	98.7
	三重	129	116	97	75.1	83.6
	深堀	23	23	22	95.6	95.6
	横尾	2	1	1	50.0	100.0
旧長崎市小計	2,273	2,133	1,866	82.0	87.4	
旧町	三和	311	297	256	82.3	86.1
	野母崎	202	161	139	68.8	86.3
	外海	199	185	171	85.9	92.4
	伊王島	41	26	12	29.2	46.1
	香焼	2	2	3	150.0	150.0
	高島	...	...	...	...	...
	琴海	597	570	500	83.7	87.7
旧7町小計	1,352	1,241	1,081	79.9	87.1	
合計	3,625	3,374	2,947	81.2	87.3	

資料：農林業センサス

【図-1】 年別地区別農家数



※1 農家：経営耕地(※2)面積が10a以上又は、10a未満で農産物販売金額が15万円以上の世帯

※2 経営耕地：自家で所有し耕作している耕地と借りて耕作している農地の合計

経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

## 2 主副業別販売農家数

販売農家(※1)における主副業別の推移をみると、副業的農家が横ばい傾向であるが、主業農家及び準主業農家の減少が進んでいる。

【表-2】主副業別販売農家数の推移

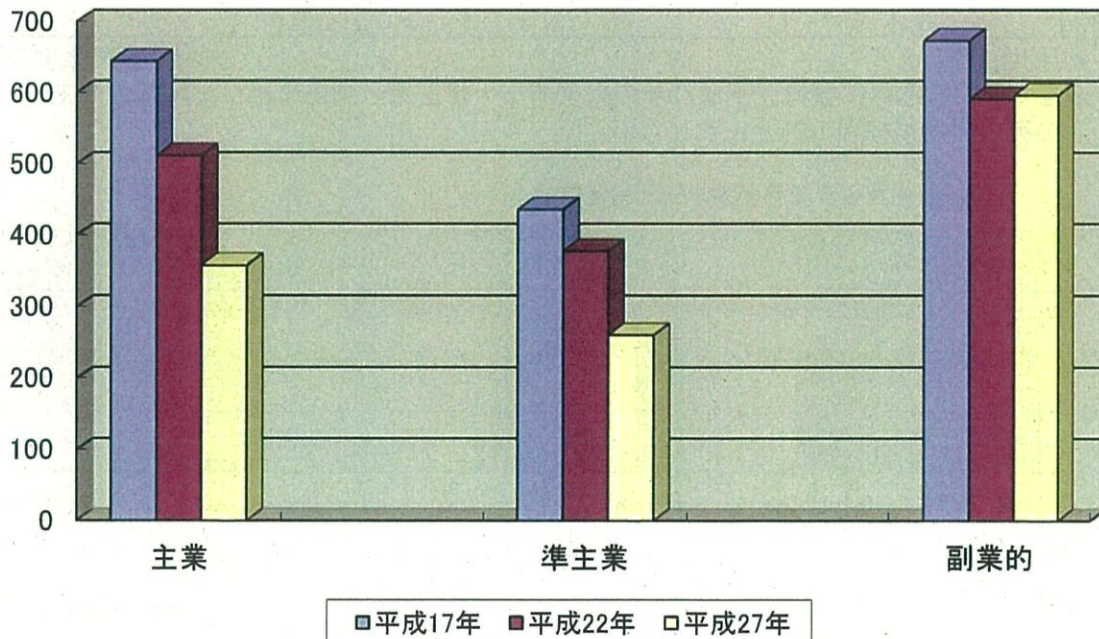
(単位：販売農家数・%)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	10年前対比	5年前対比
※2 主業農家	644	512	358	55.5	69.9
※3 準主業農家	436	378	261	59.8	69.0
※4 副業的農家	673	591	596	88.5	100.8
合 計	1,753	1,481	1,215	69.3	82.0

資料：農林業センサス

- ※1 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は、30a未満で農産物販売金額が50万円以上の農家
- ※2 農業収入 > 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ※3 農業収入 < 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ※4 65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

【図-2】年別主副業別販売農家数



### 3 経営耕地面積規模別経営体数

平成27年の農業経営体について、経営耕地面積規模別にみると、0.5ha～1.0haの農業経営体が最も多く、全体の40.7%となっている。

【表-3】 地区別経営耕地面積規模別経営体数の推移 (単位：経営体)

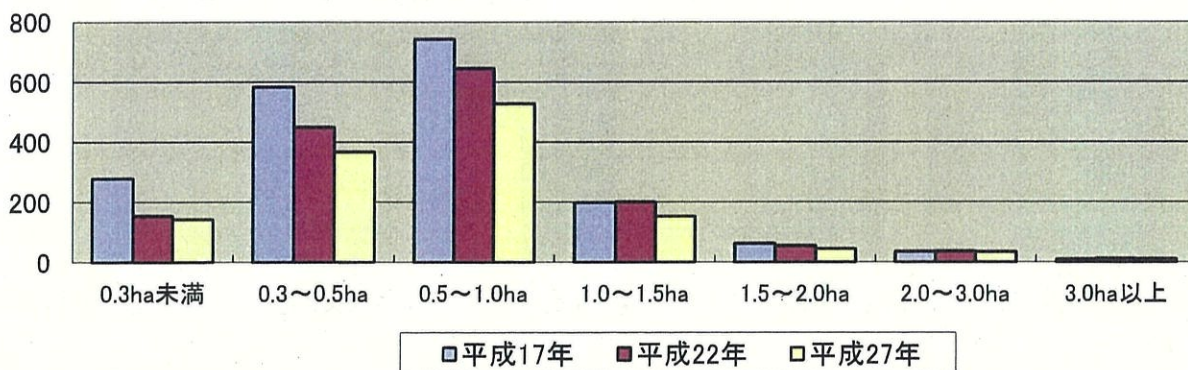
	地区名	合計	経営耕地なし	0.3ha	0.3～	0.5～	1.0～	1.5～	2.0～	3.0ha	
				未満	0.5ha	1.0ha	1.5ha	2.0ha	3.0ha以上		
平成17年	旧長崎市	1,237	-	192	404	476	117	25	16	7	
	旧7町	671	-	87	179	267	81	36	19	2	
	合計	1,908	-	279	583	743	198	61	35	9	
平成22年	旧長崎市	1,020	10	112	299	427	119	26	17	9	
	旧町	三和	130	1	17	51	50	6	3	2	-
		野母崎	48	-	13	18	16	1	-	-	-
		外海	28	1	1	10	9	4	1	2	-
		伊王島	1	x	x	x	x	x	x	x	x
		香焼	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		高島	1	x	x	x	x	x	x	x	x
		琴海	341	4	11	71	143	70	24	15	3
	旧7町小計	549	6	42	150	218	81	28	19	3	
合計	1,569	16	154	449	645	200	54	36	12		
平成27年	合計	1,295	17	142	367	528	152	44	34	11	

xは秘匿数値。

資料：農林業センサス

※全て農業経営体の数値。平成22年の旧長崎市・伊王島・高島には、秘匿数値があり、合計の列が面積規模別の計と一致しない。

【図-3】年別経営耕地面積規模別経営体数



【参考】農業経営体：経営耕地面積が30a以上あるいは次の規模以上又は農作業の受託の事業を行う者

- ・露地野菜作付面積15a ・施設野菜栽培面積350㎡ ・果樹栽培面積10a ・露地花き栽培面積10a
- ・施設花き栽培面積250㎡ ・搾乳牛飼養頭数1頭 ・肥育牛飼養頭数1頭 ・豚飼養頭数15頭
- ・ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ・採卵鶏飼養羽数150羽
- ・年間農業生産物の総販売額50万円に相当する規模

#### 4 販売金額規模別農業経営体数

平成27年の農業経営体について、農産物販売金額規模別にみると、500万円未満の農業経営体が全体の87.1%を占めている。

【表-4】 販売金額規模別農業経営体数

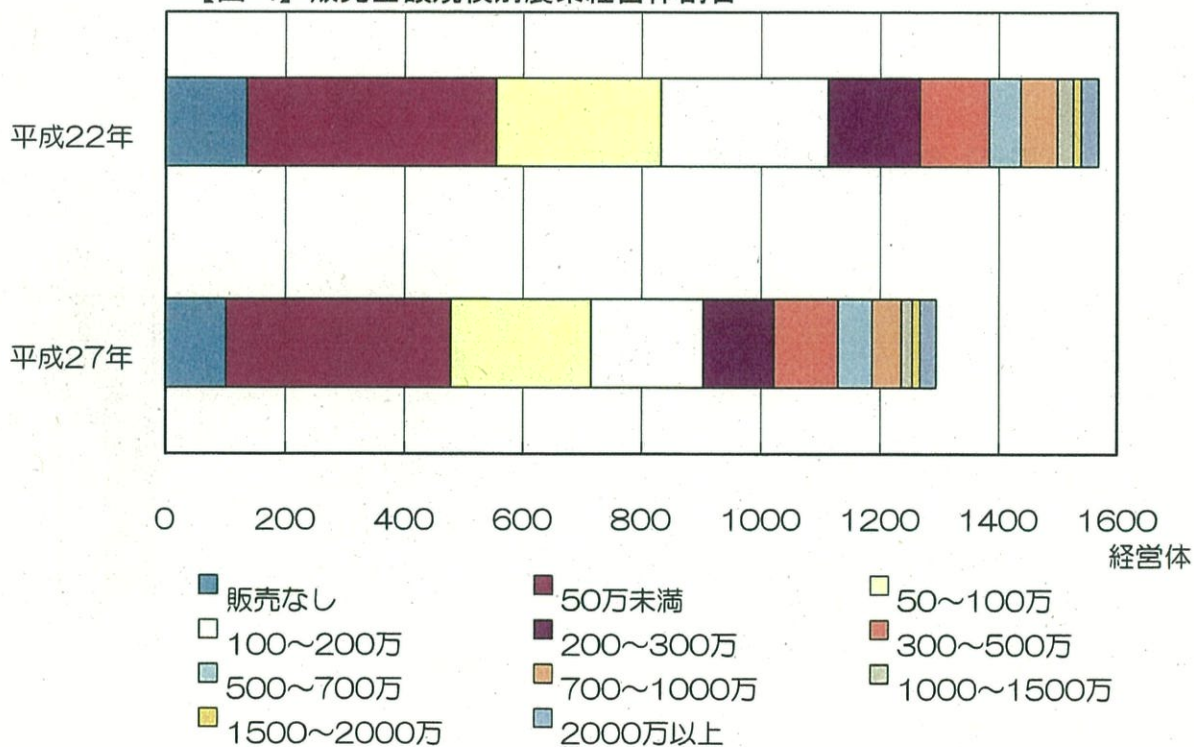
(単位：円、経営体)

年度	合計	販売なし	50万未満	50～100万	100～200万	200～300万	300～500万	500～700万	700～1000万	1000～1500万	1500～2000万	2000万以上
平成22年	1,569	135	419	278	280	155	117	53	62	27	13	29
平成27年	1,295	100	378	237	188	118	108	57	50	18	13	28

資料：農林業センサス

※全て農業経営体の数値。平成22年には秘匿数値があり、合計の列が面積規模別の計と一致しない。

【図-4】 販売金額規模別農業経営体割合



### 5 農業就業人口（農業従事者のうち主として農業に従事）

平成27年の販売農家の農業就業人口は、2,040人で、10年前の平成17年に比べると1,503人（42.4%）減少し、15歳～29歳では88.7%減少している。

また、平成27年の女性の農業就業人口は952人で全体の46.6%を占めている。年齢層別にみると、65歳以上が全体の66.0%を占めている。

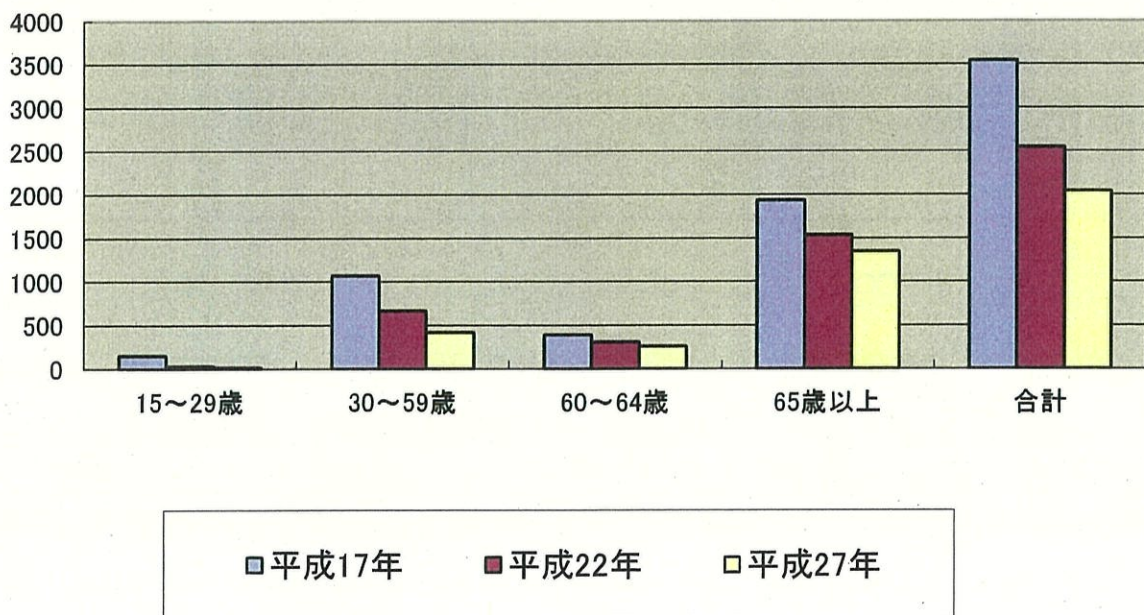
【表-5】 男女別農業就業人口

（単位：人）

区 分			15～ 29歳	30～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計
平成17年	長崎市	男	96	467	165	966	1,694
		女	55	602	226	966	1,849
		計	151	1,069	391	1,932	3,543
平成22年	長崎市	男	27	376	147	808	1,358
		女	6	290	162	727	1,185
		計	33	666	309	1,535	2,543
平成27年	長崎市	男	15	241	129	703	1,088
		女	2	177	129	644	952
		計	17	418	258	1,347	2,040

資料：農林業センサス

【図-5】 年別年齢層別農業就業人口



## 6 経営耕地面積と耕作放棄地

平成27年の総農家における経営耕地面積は1,125haで、5年間(平成22年対比)で244ha(17.8%)、10年間(平成17年対比)で338ha(23.1%)減少している。

平成27年の経営耕地面積のうち、850ha(75.5%)を販売農家が占めているが、自給的農家が占める割合は、10年間の推移をみると、平成17年(10年前)20.4%、平成22年(5年前)22.3%、平成27年24.4%と増加傾向にある。

平成27年の耕作放棄地率は、経営耕地面積が1,125haで耕作放棄地面積が628haであることから35.8%となり、平成22年(33.3%)の割合と同程度である。

【表-6】 経営耕地面積 (単位: ha)

	平成17年			平成22年			平成27年		
	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家	計	販売農家	自給的農家
長崎市	1,463	1,164	299	1,369	1,063	306	1,125	850	275

資料: 農林業センサス

【表-7】 平成27年の耕地種類別経営耕地面積(販売農家のみ) (単位: ha)

	経営耕地面積			
	田	畑	樹園地	計
長崎市	143	227	480	850

※ 自給的農家を除く販売農家のみの数値

資料: 農林業センサス

【表-8】 耕作放棄地のある農家数と耕作放棄地面積 (単位: 戸・ha)

	平成17年		平成22年		平成27年	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
長崎市	2,063	730	1,955	685	1,751	628

資料: 農林業センサス

※ 耕作放棄地とは、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。

【表-9】 平成27年の耕地種類別耕作放棄地面積(販売農家のみ) (単位: ha)

	耕作放棄地面積			
	田	畑	樹園地	計
長崎市	33	117	83	233

※ 自給的農家を除く販売農家のみの数値

資料: 農林業センサス

● 耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 ÷ (耕作放棄地面積 + 経営耕地面積) × 100

$$35.8\% = 628\text{ha} \div (628\text{ha} + 1,125\text{ha}) \times 100$$

●耕作放棄地面積と耕作放棄地率（農業委員会）

農業委員会が実施した令和元年農地利用状況調査では、長崎市全体の耕作放棄地（遊休農地）は446.8haである。

今後とも、農業委員と連携を図りながら農地の利用集積に努力したいと考えている。

〔耕作放棄地〕 446.8ha（うち農振農用地区域内 ※174.6ha）

【表-10】参考資料：耕作放棄地全体調査集計表

（単位：ha）

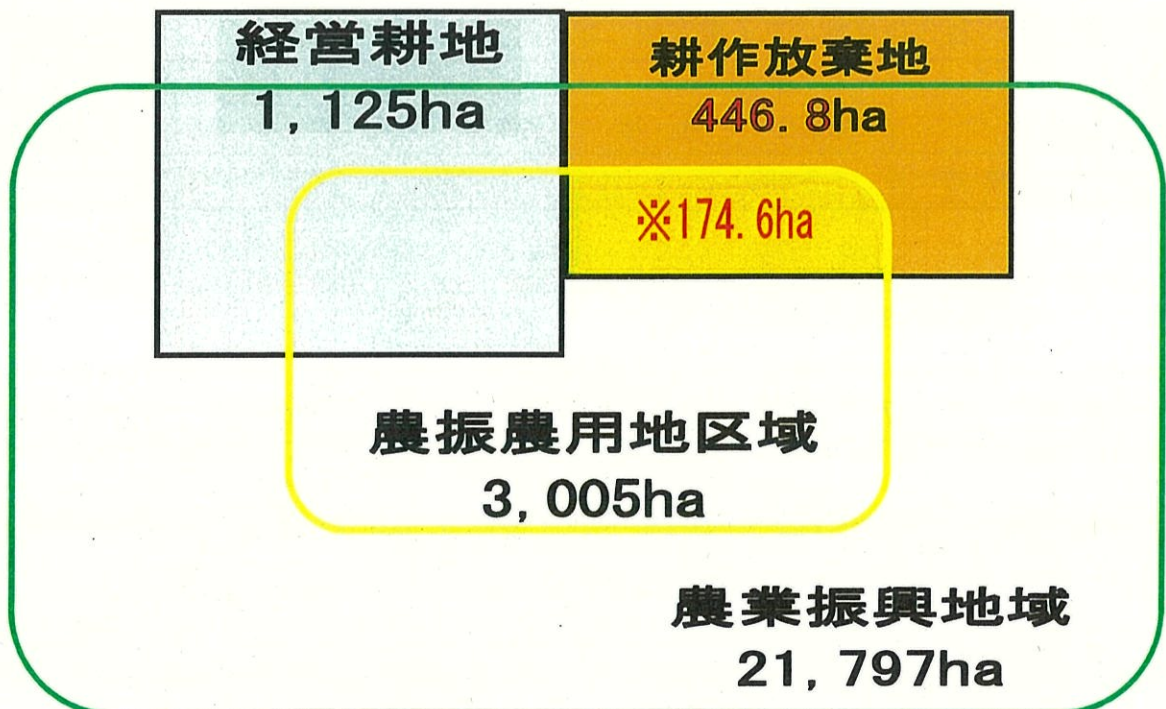
①A分類		②B分類 (判断未了含む)		③合計 (①+②)	
合計	内農用地区域	合計	内農用地区域	合計	内農用地区域
446.8	174.6	2,761.2	708.2	3,208.0	882.8

※A分類・・・人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより直ちに耕作可能農地

B分類・・・森林・原野化しており、農地に復元しても利用不可能な農地

【表-11】農業委員会試算による耕作放棄地率

④管内農地	耕作放棄地率 ①/④ 【活用すべき遊休農地】	耕作放棄地全体調査による耕作放棄地率 ③/④	2015 農業センサスによる耕作放棄地率
5,948.6ha	10.4%	53.9%	35.8%



### 第3 農産物販売金額

農産物販売金額について、【表-12】農産物販売金額（JA・市場・直売所等）の推移のとおり、表中調査先より入手した長崎市内分の抽出データを基に示している。

令和元年度は、農産物販売金額54.2億円となっており、花きの取扱い高が減少したものの、寒害の影響で生産量が減少していたびわの販売額が回復したことなどにより、前年度と比較して100.5%となった。

【表-12】

#### 農産物販売金額（JA・市場・直売所等）の推移

(単位：千円)

調査先 / 区分	平成28年度	平成29年度	伸び率 H28 → H29	平成30年度	伸び率 H29 → H30	令和元年度	伸び率 H30 → R1	備考
農産物販売額	5,233,076	5,534,071	105.8%	5,400,809	97.6%	5,425,833	100.5%	
長崎中央卸売市場	586,463	651,758	111.1%	595,475	91.4%	545,037	91.5%	
野菜	197,681	178,207	90.1%	285,621	160.3%	137,943	48.3%	
果実	388,782	473,551	121.8%	309,854	65.4%	407,094	131.4%	
農協系統（農産物）	1,604,826	2,039,139	127.1%	1,820,212	89.3%	1,980,966	108.8%	
果実類	626,292	1,096,556	175.1%	869,524	79.3%	961,040	110.5%	
温州みかん	138,546	167,881	121.2%	150,283	89.5%	147,049	97.8%	
ハウスみかん	0	0	—	0	—	0	—	
露地びわ	63,748	521,459	818.0%	336,982	64.6%	420,687	124.8%	長崎西彼農協
ハウスびわ	317,792	291,482	91.7%	271,140	93.0%	271,127	100.0%	
ハウスもも	22,656	20,460	90.3%	17,670	86.4%	22,049	124.8%	
その他果実	83,550	95,274	114.0%	93,449	98.1%	100,128	107.1%	デコボン、ぶどう等
野菜類	738,689	719,274	97.4%	706,673	98.2%	775,061	109.7%	
いちご	562,418	548,672	97.6%	566,591	103.1%	580,134	102.6%	
アスパラガス	72,114	71,437	99.1%	76,467	107.0%	87,402	114.3%	
トマト	41,862	49,803	119.0%	52,362	105.1%	58,415	111.6%	
その他野菜	62,295	49,362	79.2%	12,253	24.8%	49,110	400.8%	生姜、馬鈴薯、すいか、かぼちゃ等
花き類	239,845	223,309	93.1%	244,015	109.3%	244,865	100.3%	
農協系統（畜産物）	2,458,415	2,266,073	92.2%	2,436,439	107.5%	2,393,142	98.2%	
肉用牛の部	2,380,825	2,093,961	88.0%	2,264,563	108.1%	2,222,843	98.2%	●長崎西彼農協 ●那覇ながさき農協
子牛	0	88,861	—	90,405	—	91,996	—	
乳用牛の部	31,774	31,015	97.6%	33,588	108.3%	31,337	93.3%	ながさき県酪農協
豚	45,816	52,236	114.0%	47,883	91.7%	46,966	98.1%	長崎西彼農協
農協系統直売所	392,248	396,490	101.1%	386,179	97.4%	363,596	94.2%	
果実類	65,066	74,161	114.0%	79,865	107.7%	75,218	94.2%	
葉菜類	49,848	51,210	102.7%	42,816	83.6%	37,625	87.9%	
果菜類	51,361	50,896	99.1%	53,410	104.9%	45,176	84.6%	●びわっち ファーム
豆類	10,477	10,573	100.9%	10,700	101.2%	10,514	98.3%	●東長崎ふれ あい市（東長 崎・新大工・ 大浦・住吉）
根菜類	26,268	28,525	108.6%	24,017	84.2%	21,520	89.6%	●夕陽が丘そ とめ
いも類	15,990	15,893	99.4%	14,405	90.6%	13,792	95.7%	
穀類	4,224	3,558	84.2%	3,155	88.7%	3,001	95.1%	
花卉類	144,492	137,901	95.4%	135,526	98.3%	135,220	99.8%	
林産物類	12,978	12,719	98.0%	11,744	92.3%	11,651	99.2%	
たまご類	11,544	11,054	95.8%	10,541	95.4%	9,879	93.7%	
長崎花市場	191,124	180,611	94.5%	162,504	90.0%	143,092	88.1%	

※長崎中央卸売市場、農協系統（農産物、畜産物、直売所）、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。

※取扱高（または販売実績）のうち、長崎花市場は取扱高（商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため）、そのほかについては税込みによる。



## 第4 作物別の現状

### 1 果樹

長崎市は、土壌や気象条件等に恵まれ、昔からびわやみかんの栽培が盛んである。

「びわ」は、長崎市が全国トップの栽培面積と生産量を誇っているが、平成16～18年産、平成23～24年産、平成28年産及び平成30年産と重なる気象災害の都度、生産量が減少しているとともに、栽培農家の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えている。



長崎びわ「なつたより」

このような状況を克服するため、生産者・JA・市・県が一丸となり、『日本一のびわ産地』の継続とさらなる発展をめざし、びわ園地の整備や農道・園内道整備、施設化や優良品種への植栽を進めているとともに、災害リスク管理の強化として、果樹共済加入などを推進している。

また、平成21年2月に品種登録された「なつたより」は、従来の品種よりも大玉で甘く食味が優れている優良品種であることから、国、長崎県及び長崎市の支援制度を活用した改植・補植の推進と栽培技術指導の強化によって、令和2年度栽培面積54haをめざしているところである。

「温州みかん」については、透湿性被覆資材の導入や優良品種への品種構成転換を図り、高品質果実の安定生産をめざしている。また、中晩柑は、不知火、津之輝やせとか等が琴海地区を中心に生産されている。

長崎市には「ザボン」や「ゆうこう」といった歴史のある果実があり、市内外からの認知度も高まっているが、栽培面積や生産量が少ないため、消費拡大や加工品の開発に向けた取組みを推進し、生産地域の活性化を図る。

【表-13】 長崎市内の主な果樹の生産状況

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	伸び率 (2005年比)
	作付農家数	作付農家数	作付農家数	
びわ	753経営体	644経営体	577経営体	76%
みかん	612経営体	463経営体	360経営体	58%
もも	44経営体	57経営体	34経営体	77%
果樹全般 栽培面積	624ha	546ha	435ha	69%

資料：農林業センサス

## 2 普通作物

水稻については、規模が零細で、自家飯米用として栽培している農家が多い。また、経営所得安定対策事業等を推進しており、作付面積は減少傾向にある。

かんしょについては、生産に適した気象と土壌条件に恵まれているため長崎市内各所で栽培され、主に食用として消費されており、また、外海地区では地元の「かんしょ」を活用したかんころ餅や焼酎の生産が行われている。

【表-14】 長崎市内の普通作物の生産状況

	平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		伸び率	
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	作付面積 (ha)	生産量 (t)	作付面積 (%)	生産量 (%)
米	182	786	167	777	92	99

資料：農林業センサス・農林水産統計年報

【表-15】 長崎市内のかんしょの生産状況

	平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		伸び率	
	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (%)	栽培面積 (%)
かんしょ	196	9	101	5	52	56

資料：農林業センサス



外海大中尾棚田



外海地区かんしょ収穫作業

### 3 野菜

野菜では、市場価値が高く経営安定を図ることができる施設園芸が、長崎市南部地区、東部地区及び琴海地区等で営まれ、いちご、アスパラガス及びミニトマト等が生産されている。

ねぎ、ほうれんそう等の軟弱野菜は、少量多品目にわたり栽培されており、特に鮮度が要求されるため地元市場へ出荷されるとともに、農産物直売所への出荷が増加する等、地場消費が図られている。

その他に、すいか、きゅうり等の果菜類の作付けがなされているものの、各品目ともに規模が小さいのが現状であり、収量の安定と他作物との輪作体系により需要に即した生産を行っている。

また、長崎赤かぶ・長崎白菜・紅大根等の伝統野菜については、一部の地域で生産されており、活用の推進を図っている。

【表16-1】 長崎市の野菜の生産状況

	平成17年 (2005年) 作付農家数 (経営体)	平成22年 (2010年) 作付農家数 (経営体)	平成27年 (2015年) 作付農家数 (経営体)	伸び率 (2015年/2005年) 作付農家数 (%)
いちご	150	117	87	58
ばれいしょ	396	284	146	36
ほうれんそう	314	292	187	59
ねぎ	247	248	131	52
たまねぎ	262	247	185	70
すいか	131	85	49	37
アスパラガス	72	44	—	—
トマト	127	131	92	72
さといも	242	241	135	55
きゅうり	222	235	144	64
なす	193	198	135	69
にんじん	119	127	64	53

【表16-2】 作付面積

	平成17年 (2005年) 作付面積 (ha)	平成22年 (2010年) 作付面積 (ha)	平成27年 (2015年) 作付面積 (ha)	伸び率 (2015年/2005年) (%)
野菜全般	131	151	101	77

資料：農林業センサス

#### 4 花き・花木

「花き」は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。特に輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市場において高い評価を得ている。

「花き」の生産農家は比較的年齢が若く、各種補助事業を活用しながら、低コスト耐候性ハウス・補強型ハウスの導入や、施設の省力化・自動化及び省力化品種への転換等に積極的に取り組み、生産コストと労力の低減を図ることで、農業経営の安定向上につなげている。

また、野母崎地区は日本水仙の産地であり、有利販売にむけた促成栽培に取り組んでいる。1月初めに開催される「水仙まつり」は冬の恒例イベントとして、市民のみならず、観光客にも人気を博している。

「花木」は、長崎市東部の古賀地区で多く栽培されており、その歴史は古く、庭園木や観賞用として高い評価を得ている。

【表-17】 長崎市内の花きの生産状況

	平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		伸び率 (2015年/2005年)	
	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (%)	作付 面積 (%)
【切り花】 主な品目 キク トルコギキョウ ユリ 水仙	295	74	234	74	206	58	70	78

資料：農林業センサス



低コスト耐候性ハウスの導入



輪菊の現地検討会

## 5 畜産

家畜の飼養戸数は、飼養者の高齢化、後継者不足等に加え、飼料作物価格の高騰等から減少傾向にある。

畜産経営については、各種の融資制度及び補助事業等により、飼育頭数の維持・拡大及び飼養管理の省力化、低コスト生産を推進し、経営の安定化を図っている。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の予防強化と危機管理体制の充実を図るため、県・JA等と連携し、畜舎等への野鳥やイノシシの侵入防止対策に取り組むとともに、飼料及び薬品の使用記録の徹底や適切な糞尿処理について巡回指導を実施している。

第10回全国和牛能力共進会（平成24年10月25日～29日開催）においては、JA長崎せいひが誇る長崎市産のブランド牛「長崎和牛・出島ばらいろ」の生産者が含まれる長崎県チームが最高位にあたる名誉賞「内閣総理大臣賞」に輝いた。

【表-18】 長崎市内の畜産の生産状況

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	飼養戸数	飼養頭羽数	飼養戸数	飼養頭羽数	飼養戸数	飼養頭羽数	飼養戸数	飼養頭羽数
肉用牛	22戸	3,552頭	22戸	3,586頭	21戸	3,596頭	21戸	3,509頭
乳用牛	1戸	54頭	1戸	65頭	1戸	43頭	1戸	48頭
豚	4戸	3,884頭	4戸	3,604頭	4戸	3,559頭	4戸	3,229頭
鶏卵	2戸	6,500羽	2戸	6,000羽	2戸	6,500羽	2戸	7,000羽
ブロイラー	3戸	369,600羽	3戸	374,600羽	3戸	370,000羽	3戸	375,000羽

資料：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ



肥育牛



長崎和牛・出島ばらいろ

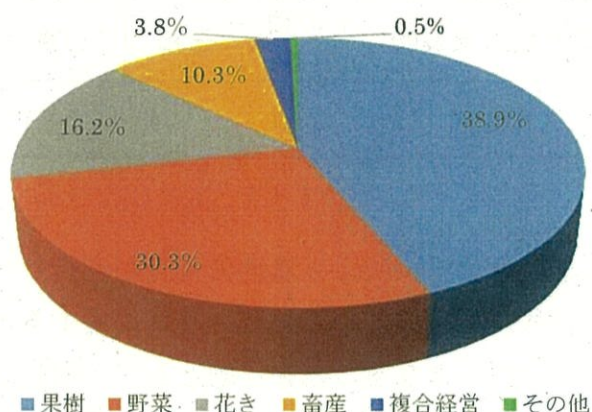
## 第5 その他

### 1 認定農業者

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成する農業経営改善計画を長崎市が認定した農業者であって、令和元年度末現在で185経営体となっている。その、経営改善計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり指導・支援を行っている。

また、長崎市認定農業者連絡協議会が平成11年6月に設立され、研修会等積極的な活動を行っている。その支援体制としては、長崎市独自の施策のみならず、関係機関と組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術等の指導や支援を行っている。

【図-7】 長崎市内の認定農業者の営農形態



【表-19】 長崎市内の認定農業者数の推移

(単位:経営体)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
認定者数	162	129	154	283	316	334	366	352	345	249	254	236	246	213	219	206	193	185

※ 認定者数の減は、5年間の認定期間満了に伴う再認定を受けていない者で、平成16年度からは、合併町の認定農業者数を含む。

【表-20】 長崎市内の認定農業者の年齢構成〔平均年齢61.7歳〕

(単位:経営体)

	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
認定者数	0	0	3	7	14	13	39	18	33	45

※法人経営体(13法人)を除く数値

【表-21】 地区別の認定農業者数

(単位:経営体)

茂木南	茂木北	東長崎	その他旧市	日吉	三重	三和	野母崎	外海	琴海	計
17	18	18	7	37	10	29	1	4	45	185

## 2 認定新規就農者

認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（※）が作成する青年等就農計画を長崎市が認定した者であって、令和元年度末現在で22経営体となっている。

認定農業者同様、青年等就農計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術等の指導・支援を行っている。

※青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員を占める法人で、農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

【表-22】 地区別の認定新規就農者数 (単位：人)

茂木南	茂木北	東長崎	その他旧市	三和	三重	琴海	計
1	3	3	1	4	1	9	22

## 3 市民農園

就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用と併せて、都市住民が土に親しむことで、農業に対する理解を深めてもらい、『都市と農村のふれあいの場』となることを目的として、昭和52年に平山地区で長崎市民農園（現在、平山市民農園）を開園した。その後、市民農園の入園希望者の増加に伴い、平成12年度に三重地区に市民農園を整備し、平成13年4月に開園した。

また、平成17・18年の市町合併により、高島市民農園・琴海赤水ふれあい農園を追加し、平成29年10月より、維持管理業務については、南・北総合事務所の業務とした。

【表-23】 市民農園施設概要 (令和2年4月1日現在)

場 所	平山市民農園	三重市民農園	高島市民農園	琴海赤水ふれあい農園
総面積	11,927㎡ (約20㎡/区画)	11,107㎡ (約30㎡/区画)	4,176㎡ (約30㎡/区画) (特別区画あり)	3,120㎡ (約30㎡/区画)
区画数	373区画	213区画	158区画	95区画
利用率	221区画 (59%)	133区画 (62%)	21区画 (13%)	52区画 (54%)
維持管理	南総合事務所	北総合事務所	高島地域センター	北総合事務所
付帯施設				
駐車場	2箇所 (普通車20台)	1箇所 (普通車約20台)	—	1箇所 (普通車10台)
トイレ	1基	1基	—	—
給水施設	給水槽7箇所 蛇口14箇所	給水槽8箇所 溜池1箇所 蛇口9箇所	水道1基 蛇口12箇所	水道1基 蛇口4箇所 管理棟1棟
その他	—	—	—	(便所・休憩室あり)

## 4 長崎市農業センター

### (1) 事業の目的

農業を取り巻く情勢は、就農者の高齢化や担い手不足をはじめとした社会情勢の変化に伴い遊休農地が増加している状況であり、その解消が大きな課題となっていることから、平成15年度から長崎市内農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成のための研修など人材育成を目的とした農業研修施設「長崎市農業センター」を戸石町に開設している。



農業ヘルパー研修風景

### (2) 農業センターの主な事業内容

#### ア 農業ヘルパー研修会の開催

平成15年10月～（第1～18期まで終了）

#### イ 農業ヘルパー研修修了生

〔研修修了生の一覧〕

令和2年3月31日現在

修了生	ヘルパー登録者	就農者	その他
366名	98名	67名	201名

#### ウ 農業ヘルパー人材あっせん事業

平成16年10月から職業安定法に基づく無料職業紹介業務の実施

令和元年度職業紹介実績 24件

令和2年3月31日現在

求人者数（雇用農家）実数	23戸（のべ28戸）
求職者数（農業ヘルパー）実数	25名（のべ58名）
ヘルパー就業従事日数	204日

#### 主な仕事（農作業）の内容

野菜	イチゴ定植準備、ショウガ収穫
花き	菊の定植、芽摘み
果樹	ビワ収穫、ミカン収穫 など

#### エ 農業ヘルパー研修修了生の相談窓口

- ・栽培技術や新規就農について
- ・農地の賃貸借方法及び遊休農地の紹介について など



## オ 農作業体験学習の実施

### (ア) 目的

長崎伝統野菜の種まきから収穫まで一連の農作業を体験してもらうことで、次世代を担う子どもたちの「地産地消」に対する理解を深めるとともに、「農業」と「食」に対する関心を深めることを目的に実施。



農業体験学習（長崎伝統野菜）

### (イ) 実施団体

#### 【令和元年度実績】

長崎市立橘小学校 73名、長崎市立戸石小学校 88名、日見幼稚園 74名  
ピノキオ保育園 98名、戸石保育園 34名、結宅保育園 23名、  
育児サークルびよっこ 20名、あやめ東幼稚園 107名 計 517名

### (ウ) 実施内容

#### 【令和元年度実績】

- ・ サツマイモの定植・収穫、大根の播種・収穫
- ・ ながさき伝統野菜（長崎赤かぶ・辻田白菜・長崎たかな・紅大根・長崎白菜）の播種・定植・収穫・地元婦人部の協力でタカナ漬づくり

## カ 「農業センターまつり」の開催

### (ア) 目的

平成18年度から開催し、20年度には、長崎市農業センターのPRと地域とのふれあいを図ることを目的に、JA及び自治会等による実行委員会を設立、平成21年度からは東長崎商工会青年部・JA長崎せいひ東長崎青年部との合同で開催した。



農業センターまつり

### (イ) 実施内容

- ・ 農水産物即売
- ・ つみれ汁の試食会
- ・ イモ掘り体験
- ・ 水産センターお魚展示
- ・ ペンギンとのふれあい
- ・ パネル展示

### (ウ) 令和元年度実績

項目	実績数値
開催年月日	令和元年11月3日（日）
来場者数	約5,000人
出店団体数	17団体

## キ スイカ祭りの開催

農業センターまつりの夏の催しとして、平成22年度より、農業センターまつり実行委員会主催で、次のとおり開催した。

### ○実施内容

(741個販売)

- ・スイカの重量当てクイズ
- ・野菜販売（直売所）・野菜・花苗等の即売
- ・父の日バラ抽選会（花市場提供）

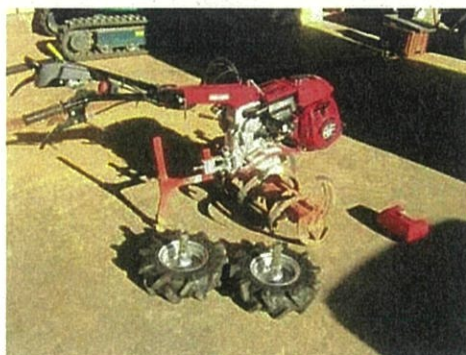
○開催日時 令和元年6月16日（日）8：40～12：00

○来場者数 1,200名



## ク 小型農業機械の貸出事業（平成19年2月1日～）

項 目	要 件	
貸 出 料 金	無料	
貸 出 機 械	耕運機	3馬力2台、4馬力1台 計3台
	破碎機	1台
対 象 者	①農家の農業に従事する者 ②新規就農希望者のうち農地を所有又は賃借している者 ③農業ヘルパー登録者 ④その他市長が必要と認める者	
R元年度貸出実績	38件（農家：31件 新規就農者：0件 その他：7件）	



小型耕うん機



破碎機

## 5 (一財)長崎市地産地消振興公社

### (1) 運営の基本方針

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・農業後継者の減少をはじめ社会経済情勢の変化に伴い耕作放棄地が増加するなど農業生産活動が停滞し、非常に厳しい状況下にある。また、消費者は、輸入農産物の増加や遺伝子組替食品の流通などにより「食」への安全・安心志向が高まっている。

このため、一般財団法人長崎市地産地消振興公社では、地域の生産者と消費者が一体となった「地産地消運動」を展開するなかで、農地中間管理事業を活用した農地流動化の促進や農業研修を通じた農業担い手の確保・育成などの各事業を実施するとともに、地域の農水産物を販売する長崎市三和農水産物直売所「みさき駅さんわ」を運営し、総合的な地域農水産業の活性化と地域の発展に努める。

### (2) 事業計画

一般財団法人長崎市地産地消振興公社（以下「公社」という。）は、令和2年度においては、次の事業を行う。

#### ア 農地中間管理事業

公社は、農地流動化及び耕作放棄地解消策の一環として耕作放棄地を中間的に保有している。これによって、熟畑化しつつある農地については、長崎市及び農業委員会等関係機関の指導を受けながら認定農業者などの規模拡大農業者や新規就農者等に農地流動化を推進してきた。平成26年度から国の制度として始まった農地中間管理事業による農地流動化のあっせん業務の委託を受け、一層の農地流動化を推進し規模拡大及び新規就農者のための農地の確保と遊休化した農地の活用を図る。

また、高齢化等で農地の耕耘整地作業が困難な農業者の作業を公社が受託し、耕作放棄地の解消と農地の有効活用を推進する。

農地中間管理事業による農地流動化計画	50.0ヘクタール
中間保有農地面積による農地流動化計画	2.7ヘクタール
三和宮崎地区ほ場貸付農地	3.3ヘクタール
耕耘整地作業受託計画面積	1.0ヘクタール
平山市民農園管理	1.2ヘクタール

#### イ 人材育成事業

農業の担い手が不足するなかで、新規就農者等を育成・確保するため、露地野菜を中心とする実践的な栽培技術研修を行う。また、栽培した露地野菜等は、地元の農水産物直売所において販売する。

##### (ア) 期 間

令和2年4月上旬から令和3年3月末までの1年間の実地研修を予定

(イ) 農業研修募集者数 10名

(ウ) 研修栽培品目数 野菜20種類

(エ) 研修による成果品（生産物）販売計画

販売量	6,000kg
販売額	900千円

※研修生の動向

	研修期間	修了生	就農者	直売所会員
第1期生	H15.4.1~H16.3.31	6名	6名	5名
第2期生	H16.4.1~H17.3.31	7名	6名	5名
第3期生	H17.4.1~H18.3.31	7名	7名	6名
第4期生	H18.4.1~H19.3.31	13名	7名	3名
第5期生	H19.4.1~H20.3.31	5名	5名	2名
第6期生	H20.4.1~H21.3.31	10名	8名	8名
第7期生	H21.4.1~H22.3.31	8名	6名	4名
第8期生	H22.4.1~H23.3.31	7名	7名	4名
第9期生	H23.4.1~H24.3.31	13名	13名	5名
第10期生	H24.4.1~H25.3.31	11名	11名	5名
第11期生	H25.4.1~H26.3.31	11名	11名	3名
第12期生	H26.4.1~H27.3.31	9名	7名	1名
第13期生	H27.4.1~H28.3.31	5名	5名	4名
第14期生	H28.4.1~H29.3.31	3名	2名	1名
第15期生	H29.4.1~H30.3.31	4名	4名	3名
第16期生	H30.4.1~H31.3.31	2名	0名	0名
第17期生	H31.4.1~R2.3.31	0名	0名	0名
合計		121名	105名	59名

ウ 地産地消振興事業

公社が農地流動化のため中間的に保有している農地を使って、露地野菜等を栽培するとともに、地域の農業者へ新品種、作型、栽培技術の普及を図る。また、栽培した露地野菜等は、地産地消運動に呼応して、地元の農水産物直売所へ供給するとともに、一部の生産物は、地域の農水産物加工所及び学校給食の原材料として供給する。また長崎県農林技術開発センターが開発したさとうきびによる黒砂糖シロップ製造技術の向上を図り農水産物加工品の開発のため原料を供給する。

礫の多い農地の有効活用のため、野菜袋培地栽培施設でトマト栽培の展示普及を図り耕作放棄農地の解消と地域農業の振興に寄与する。

栽培品目	露地野菜	18種類	さとうきび	1種類
生産物販売計画	販売量	4,000kg	販売額	600千円
試験栽培	トマト袋培地栽培			

エ 農水産物直売所運営事業

長崎市から受託した長崎市三和農水産物直売所「みさき駅さんわ」の管理運営を円滑、かつ、適切に行うため、次の事業を行う。

(ア)	会員の確保	600名
(イ)	農水産物直売所運営協議会開催	年 3回
(ウ)	消費者モニター会議開催	年 2回
(エ)	地区別会員研修会開催(10会場)	年 2回
(オ)	野菜栽培技術講習会の開催	年 2回
(カ)	会員先進地視察研修会開催	年 1回
(キ)	エコバック及び食卓の日の普及・定着	
(ク)	イベントの開催(5月下旬、12月上旬)	年 2回
(ケ)	会員販売目標額	230,000千円
(コ)	各催しへの出店(長崎帆船まつり、ながさき祭り・恵みの感謝祭ほか)	

## 6 有害鳥獣対策

### (1) 被害の状況

有害鳥獣（イノシシ・シカ・カラス・アナグマ等）による農作物の食害・踏み倒し・掘り起こし等の農業被害及びイノシシによる石垣の倒壊・威嚇行為等の生活環境被害は長崎市内全域に及んでいる。

【各地区の有害鳥獣による相談件数】（上段H30、下段R1）

地区	イノシシ	シカ	カラス	アナグマ	タヌキ	サル	その他	計
琴海	16	0	0	2	0	0	0	18
	23	0	0	5	1	0	0	29
外海	11	0	1	0	0	0	2	14
	25	0	0	1	0	0	0	26
稲佐・福田	84	0	0	6	0	0	2	92
	70	0	1	5	0	0	2	78
長崎・浦上	194	9	6	41	3	0	6	259
	218	4	5	46	3	0	7	283
式見・三重	26	0	0	7	2	0	1	36
	38	0	0	11	0	0	0	49
東長崎	105	0	0	6	0	0	4	115
	87	0	2	4	2	0	2	97
大浦・茂木	192	26	0	8	0	1	2	229
	155	30	1	9	3	0	0	198
三和・野母崎	283	31	0	9	7	0	5	335
	269	40	0	15	3	0	4	331
計	900	66	6	79	12	1	20	1,098
	885	74	9	96	12	0	15	1,091

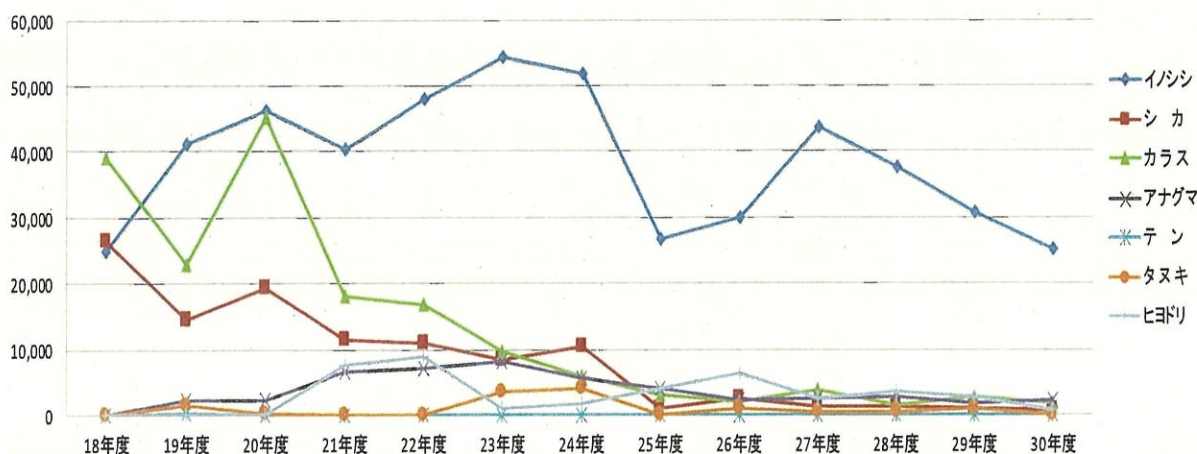
(単位:件)

内 容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
農業被害	161	239	216	208	348	313	462	420	185	472	471
生活被害	191	305	511	435	369	467	415	585	511	626	620
計	352	544	727	643	717	780	877	1,005	696	1,098	1,091

【農作物の被害金額】

(単位:千円)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
イノシシ	24,890	41,218	46,224	40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790	25,252
シカ	26,450	14,386	19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105	794
カラス	39,220	22,730	45,301	18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765	1,843
アナグマ	—	2,400	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2,497	2,843	1,782	2,226
テン	—	160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タヌキ	—	1,450	325	—	—	3,662	4,153	—	1,037	632	596	938	—
ヒヨドリ	—	—	—	7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816	744
その他	—	—	—	6,127	2,100	521	963	—	1,815	1,270	983	1,266	1,641
合計	90,560	82,344	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,500



(2) 有害鳥獣捕獲実績

イシジ

単位:頭

捕獲項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	
有害鳥獣捕獲	協議会捕獲	64	292	282	124	211	181	130	2,495	2,618	2,824	2,782	
	捕獲隊 (免許所持者従事者等)	/	/	/	/	33	195	560	728	928	907	1,027	
	個人捕獲	12	14	29	26	31	74	293	66	8	1	0	
	市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託	/	/	/	/	31	76	88	95	88	96	116	
	猟友会委託	旧長崎市	118	179	358	351	369	349	561	/	/	/	/
		旧外海	117	112	164	459	192	173	188	/	/	/	/
		旧琴海	58	33	82	148	186	209	252	/	/	/	/
		小計	293	324	604	958	747	731	1,001	/	/	/	/
	県委託⇒市対策協議会 イシジ対策協議会等委託	7	46	72	54	30	/	/	/	/	/	/	
	計	376	676	987	1,162	1,083	1,257	2,072	3,384	3,642	3,828	3,925	
猟期捕獲	761	336	520	576	430	221	317	241	233	129	103		
合計	1,137	1,012	1,507	1,738	1,513	1,478	2,389	3,625	3,875	3,957	4,028		

シカ

単位:頭

捕獲項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
有害鳥獣捕獲	協議会捕獲	13	38	68	79	44	6	9	581	767	845	719
	協議会猟期緊急捕獲	/	/	/	/	/	383	/	/	/	/	/
	捕獲隊 (免許所持者従事者等)	/	/	/	/	0	30	86	93	163	109	91
	個人捕獲	6	7	22	8	35	129	119	41	8	0	0
	市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託	/	/	/	/	57	46	73	81	64	63	71
	猟友会委託	78	80	101	162	210	282	154	/	/	/	/
	県委託⇒市対策協議会 イシジ対策協議会等委託	6	9	23	6	52	/	/	/	/	/	/
	計	103	134	214	255	398	876	441	796	1,002	1,017	881
猟期捕獲	92	58	104	156	133	19	120	70	40	11	23	
合計	195	192	318	411	531	895	561	866	1,042	1,028	904	

アナグマ・タヌキ・アライグマ等

捕獲項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
協議会捕獲	23	82	28	41	239	296	492	357
市委託⇒専門業者(有害鳥獣対策相談等委託)	/	29	43	22	39	36	30	/
長崎市有害鳥獣対策チーム(市直営)	49	25	/	/	/	/	/	/
個人・捕獲隊捕獲	/	/	/	/	6	11	9	3
合計	72	136	71	63	284	343	531	360

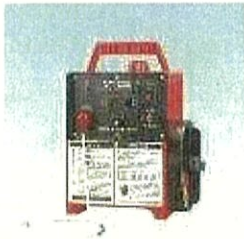
カラス

捕獲項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
協議会捕獲	0	0	9	7	0	25	0	773	852	506	675
個人等捕獲	829	1,192	822	817	550	601	870	943	794	645	886
猟友会委託	851	1,186	1,094	803	713	600	587	/	/	/	/
合計	1,680	2,378	1,925	1,627	1,263	1,226	1,457	1,716	1,646	1,151	1,561

(3) 被害防止を目的とした器具の無償貸与実績 (令和2年3月31日現在)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
ワイヤーメッシュ(m)	1,362	1,786	2,455	1,845	2,242	1,969	4,994	27,580	41,494	38,297
電気牧柵器(基)	38	82	31	5	10	5	9	9	10	1
防止ネット(m)	5,450	8,680	2,180	3,050	1,610	200	0	0	0	0
箱わな・小型捕獲器(基)	30	34	38	74	60	121	194	254	232	294

※平成28年度までは、長崎市の貸与事業として実施していたが、より迅速な被害対策となるよう、平成29年度から長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として実施。



電気牧柵器



侵入防止ネット



箱わな



ワイヤーメッシュ(WM)柵

(4) 侵入防止資材等整備補助(1/2補助)件数

	電気牧柵		ワイヤーメッシュ		防止ネット		箱わな		件数	補助額(円)
	件数	基数	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	基数		
平成24年度	42	47	20	4,640	3	600	1	2	66	2,646,000
平成25年度	21	22	26	4,390	4	530	-	-	51	1,797,000
平成26年度	33	42	20	3,290	-	-	1	1	54	2,120,000
平成27年度	32	34	52	9,475	1	60	-	-	85	4,292,000
平成28年度	15	19	79	13,377	-	-	17	34	111	5,976,000
合計	143	164	197	35,172	8	1,190	19	37	367	16,831,000

※平成28年度までは、長崎市の補助事業として実施していたが、平成29年度からは長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として一本化。

(5) 網・わな猟免許取得助成実績

・免許申請(5,200円)、狩猟講習会受講(10,000円)に係る経費の一部を助成

(単位:人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
6月受験	2	6	12	19	14	5	19	16	35	14	16	17
1月受験		16	17	9	24	12	53	32	38	23	25	32
計	2	22	29	28	38	17	72	48	73	37	41	49

(6) ながさき鳥獣被害防止総合対策事業（国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業）

◆国庫ワイヤーメッシュ事業 実施延長

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計	単位:m R2計画
琴海	1,490	22,116	21,541	13,173	13,438	22,344	19,076	15,275	4,230	132,683	2,021
外海	0	7,925	7,577	5,463	0	7,456	2,522	6,309	3,579	40,831	843
式見三重	0	7,500	5,342	0	0	696	460	0	0	13,998	0
上浦福田	0	7,938	10,718	3,083	970	7,094	3,059	589	410	33,861	1,203
東長崎	0	6,023	10,418	5,809	13,173	25,027	20,703	20,861	5,694	107,708	10,889
茂木戸町	3,880	20,802	21,630	57,898	37,838	92,020	69,087	37,992	9,406	350,553	600
三和野母	0	7,500	14,789	5,049	1,329	22,122	3,881	21,118	3,178	78,966	10,864
長崎浦上	0	0	0	0	3,635	1,396	16,402	1,471	0	22,904	1,088
計	5,370	79,804	92,015	90,475	70,383	178,155	135,190	103,615	26,497	781,504	27,508

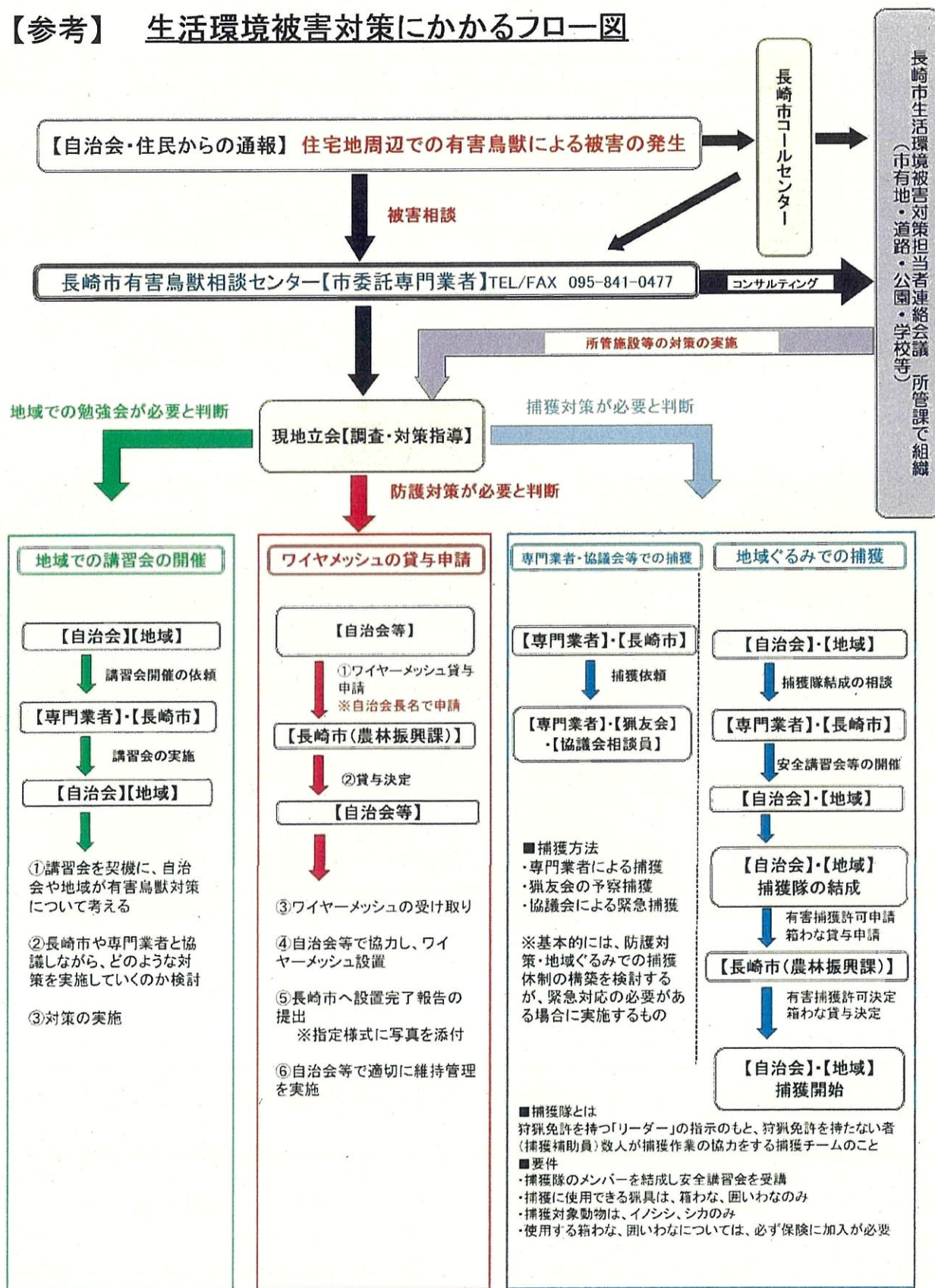
※平成26年度までは長崎市が事業主体で実施していたが、平成27年度からは事業採択のポイント（捕獲活動と一体的に整備など）を上げるため、長崎市有害鳥獣対策協議会で実施。



ワイヤーメッシュ柵の設置状況（式見・三重地区）



【参考】 生活環境被害対策にかかるフロー図







## 第2章 長崎市の主な農業振興制度

### 1 「人・農地プラン」

#### (1) 策定の趣旨

長崎市の農業振興を図るためには、計画的かつ効率的な取り組みが必要であることから、地域単位で、担い手及び集落リーダーの育成、強い経営体の確立、生産力の強化、耕作放棄地の解消など、安定した農業経営を実現するために、それぞれの地域農業の特性により市内全域を10地区24集落に区分けし、地域農業・農村の未来の設計図である「人・農地プラン」(地区マスタープラン)を策定している。

#### (2) プラン策定区割



茶字…地区名(10地区)

黒字…集落名(24集落)

#### 【参考】琴海地区の人・農地プラン(概要)

**琴海地区** 西海・村松・長浦・戸根・戸根原・形上・尾戸

**地区の現状**

- ◆形上・尾戸集落及び長浦・戸根・戸根原集落を中心に良好な農地環境が構築され、市内でも有数の豊産が盛んな地区となっています。
- ◆地区内では、「水稲」のほか、「いちご」「アスパラガス」「ミニトマト」などを中心とした施設野菜、「柑橘類」、「ハウスもも」「ぶどう」を中心とした果樹種など、多様な農産物が生産されています。

**地区の主要課題**

- ◆農村環境の維持・保全
- ◆新たな担い手、経営体の育成・確保
- ◆農業環境の改善

**地区の取組方針**

- ◆地区内の連携強化を図り、農産物を安定して供給できる産地の育成に努めます。
- ◆将来を担う多様な経営体の育成・確保に向けた取り組みを推進します。
- ◆多様な農業支援を積極的に推進し、農村環境の維持・保全に努めます。
- ◆意欲ある農業生産活動を積極的に支援し、地区内の農業振興に努めます。

**琴海地区マスタープラン概要図**

### (3) 人・農地プランの実質化

令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、「人・農地プラン」を核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進していく方針となり、令和元年6月に農林水産省から、令和2年度までに一定要件(アンケート実施、現状把握、中心経営体への農地の集約化に関する5年10年後の将来方針の作成)を満たした地区・集落ごとの人・農地プラン(実質化された人・農地プラン)を策定するための具体的な進め方が示された。

このため、長崎市においても、農地の利用集積・集約化を推進し、地域農業の振興を図るため、既存の10地区24集落に、伊王島と高島の2地区2集落を追加した12地区26集落において、人・農地プランの実質化を推進することとし、令和元年9月に、人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成・公表した。

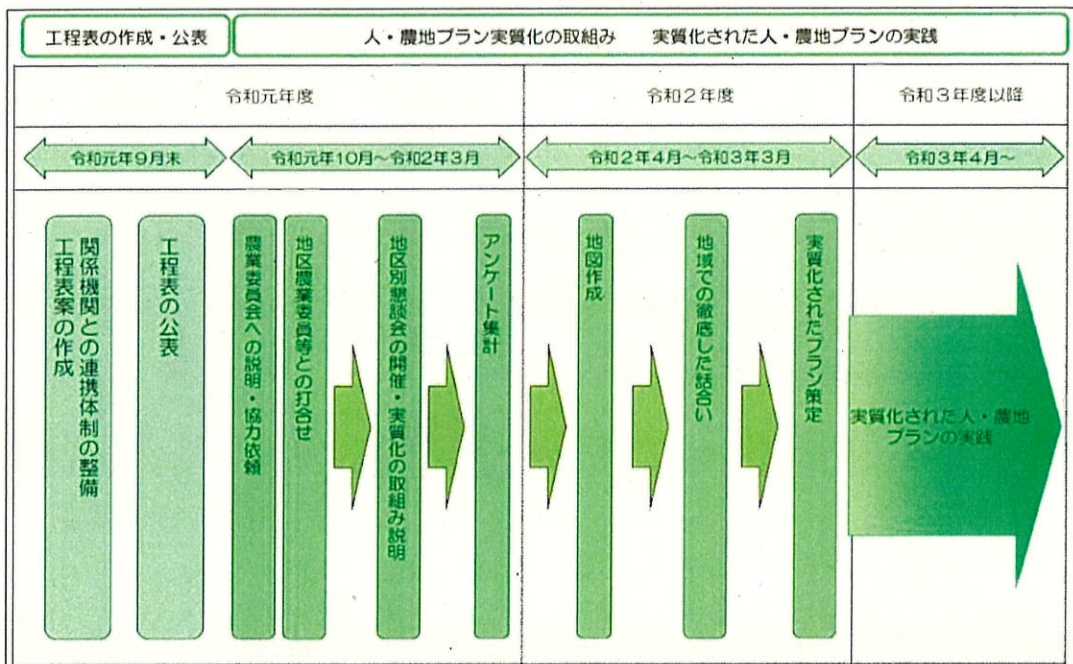
さらに、12月からは、先行地区として、大崎集落、長浦・戸根・戸根原集落において、人・農地プラン実質化の推進に取組み、実質化された人・農地プランを作成したところです。

今後、国等による各種補助事業においては、「実質化された人・農地プランに位置付けられていること」が交付要件となることも鑑み、令和2年度においては、残り12地区24集落において、実質化の取組みを進めていくこととしている。

#### ①人・農地プランの実質化の要件

- ア アンケート実施：農地利用アンケート調査を行い、対象集落内農地の過半を超える農地利用者の回答があっていること。
- イ 現況把握：アンケート調査や話し合いを通じて、農業者年齢階層や後継者確保の状況が地図により把握されていること。
- ウ 将来方針の作成：5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

#### ②人・農地プラン実質化の取組みのながれ



③人・農地プラン実質化の取組み地区 [12地区 26集落]

地区名	集落名	地区名	集落名
茂木南部	宮摺	外海	神浦
	大崎		黒崎
	千々		
茂木北部	北浦	三和	川原・宮崎
	田手原		蚊焼・布巻・藤田尾・為石
	太田尾・飯香浦		
	茂木		
東長崎	矢上・日見	野母崎	高浜・野母・脇岬・樺島
	戸石		
	古賀		
三重	式見	琴海	形上・尾戸
	三重		長浦・戸根・戸根原
			村松・西海
旧市西部	手熊・柿泊	高島	高島
旧市	旧市中央部	伊王島	伊王島・香焼
	旧市南部		
	旧市北部		

(4) 人・農地プランの主な支援策

実質化された「人・農地プラン」の「中心となる経営体」に位置付けられると各種支援を受けることができる。主な支援策については次のとおり。

◎農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付（新規就農者への支援）

次世代を担う農業者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農直後の経営確立を支援する資金（5年以内）を交付する。

◎農地集積への支援

実質化された人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付する。

◎農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の無利子化

認定農業者等が借り入れるスーパーL資金の一部について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する。

◎強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業

意欲ある農業者が経営規模の拡大や作業の効率化等を図るために必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。

## 2 農業振興地域制度

### (1) 制度の概要

優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられている。

具体的には、都道府県知事が基本方針（農業振興地域整備基本方針）を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画（農業振興地域整備計画）を策定する。

市町村の整備計画においては、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っている。

○農業振興地域のイメージ図



**農業振興地域とは：** 農業の振興を計画的に進めていく地域です。

**農業振興地域農用地区域とは：** 優良な集团的農地を確保、保全し、農地の無秩序な開発行為を予防し（開発行為の制限）、耕作しやすい環境を確保するための区域です。農業関係国庫補助事業等は原則としてこの区域内を対象としています。

### (2) 長崎市における農用地区域除外の取扱いについて

長崎市における農業振興地域農用地区域の除外については、次の要件を満たす必要がある。

#### 【要件】

- 農地転用許可の見通しがあること。
- 除外ができる箇所は、すべて農業振興地域内の白地と一辺が必ず接していること。
- 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、代替地がないこと。
- 認定農業者等に対する利用集積に支障がないこと。
- 農用地区域の集団化・農作業の効率化・総合的な利用上支障がないこと。
- 土地改良施設の有する機能に支障がないこと。
- 土地改良事業が行われていない又は事業完了後8年を経過していること。

※ 土地改良事業：農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3に規定されている事業

### 3 中山間地域等直接支払制度

#### (1) 制度の仕組み

平地に比べて、条件が不利な中山間地域の農用地を耕作する農業者が農地や農道・水路の適切な管理の方針、農村集落の目指すべき農業生産体制や実現していくための活動などについて話し合い、「集落協定」として締結する。

「集落協定」に基づき、5年間継続して活動する農業者に対して、対象農地の面積に応じて直接支払交付金が交付される。

#### (2) 実施期間 令和2年度～令和7年度（第5期対策して5年間の実施）

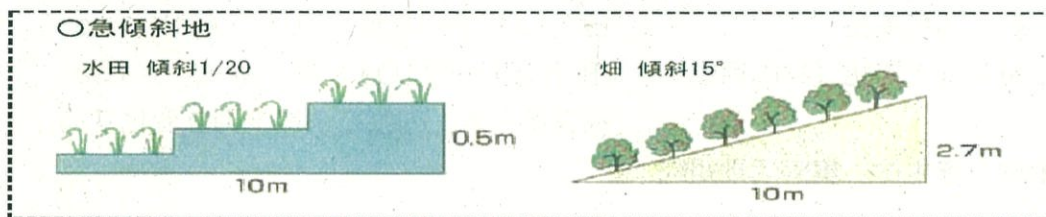
#### (3) 対象地域

特定農山村法、過疎法、半島振興法、離島振興法等の指定地域、法指定地域と同等の条件不利性を有する理由により県知事が指定する特認基準地域

※旧長崎市は特認基準地域、旧町は法指定地域に該当

#### (4) 対象農用地

以下の基準に該当する農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地



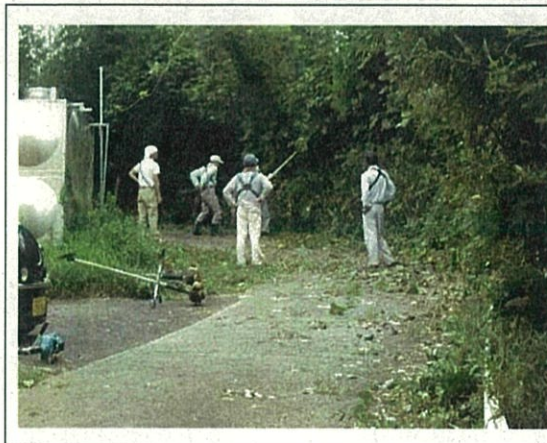
#### (5) 交付金の単価

急傾斜地 田 21,000円/10a、畑・果樹園 11,500円/10a

※活動内容によって、上記の8割単価や加算措置も選択可

#### (6) 対象となる行為

- ・5年間以上継続して行われる耕作放棄発生防止などの基礎的な活動
- ・共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」（集落ぐるみ型）



定期的な共同活動（農道周辺の草刈り）



学校教育と連携（保育園児いも掘り体験）

#### (7) 取組実績（令和元年度）

集落協定数 31組織、参加農業者数 344名、対象面積 122.5ha



## 4 多面的機能支払交付金 (旧：農地・水保全管理支払交付金)

### (1) 本対策の仕組み

#### ○農地維持支払

農業者等で構成される組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。

#### ○資源向上支払

農業者及びその他の者（地域住民、自治会など）で構成される組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援する。

(2) 実施期間：平成 26 年度～ (活動計画に基づく、5 年間の活動継続が必須)

### (3) 交付金の単価：

農地維持支払

田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a

資源向上支払（共同活動）

田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a

※実施年数、内容により単価が変化する。

### (4) 事業実施主体：集落活動組織

#### ① 地域資源の基礎的保全活動

点検・計画策定	実践活動	
 <p>施設点検      年度活動計画の策定</p>	 <p>農地法面の草刈り</p>	 <p>水路の泥上げ</p>
<h4 data-bbox="225 1547 376 1599">研修</h4>  <p>組織運営に関する研修</p>	 <p>ため池の草刈り</p>	 <p>農道の砂利補充</p>

### (5) 取組実績（令和元年度）

取組組織数 12 活動組織、対象面積 380.9ha

## 5 認定農業者制度

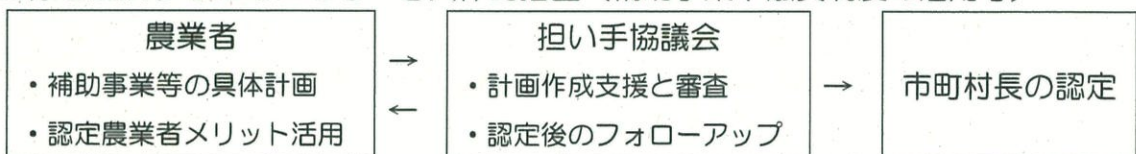
### (1) 制度の仕組み

認定農業者制度は、農業者が作成する農業経営改善計画書（農業経営の5年後目標）の内容が、市町村が策定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適当と認められた場合に、その計画の認定を行うとともに、計画の実現のために支援を行う制度。

### (2) 認定を受けるには

認定を希望する農業者は、以下の内容を記載した農業経営改善計画書を作成し、市町村に提出して、その認定を受ける必要がある。

- ・ 農業所得と労働時間（現状と5年後目標）
- ・ 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、生産量、飼養頭羽数等）
- ・ 生産方式の合理化の目標（施設や機械の導入、新技術の導入等）
- ・ 経営管理の合理化の目標（複式簿記記帳、青色申告等）
- ・ 農業従事の態様等の改善の目標（休日制、雇用の導入等）
- ・ 目標を達成するためにとるべき具体的措置（補助事業や融資制度の活用等）



地域の担い手協議会（構成員：JA、県、農業委員会、市町）が助言指導を行っています。

### (3) 認定の基準

農業経営改善計画書の提出を受けた市町村が、その内容が以下の基準等に照らして審査を行い、適当と認められる場合に計画の認定を行う。

主たる農業者の農業所得	概ね 400 万円（経費を差し引いた利益）
-------------	-----------------------

### (4) 認定農業者への主な支援策

融資制度（認定農業者資金）や補助事業（認定農業者複数の任意組織）等の活用により農業経営改善の目標達成に向けて支援される。



融資制度の活用例（自動車購入）



補助事業の活用例（ハウス建設）

(5) 認定農業者数（令和元年度末現在） 185 経営体

## 6 農業次世代人材投資資金交付金事業 (旧青年就農給付金)

### (1) 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取り組みを総合的に講じていく必要があることから、平成 24 年度から国において創設されている制度であり、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農初期段階の経営が不安定な青年就農者に対して、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）を交付する。

### (2) 交付額 1,500千円/年

※経営開始 1 年目は 1,500 千円/年、2 年目以降は、前年の農業所得が 1,000 千円を超えた場合は、3,500 千円より前年所得を除いた金額の5分の3となる。

### (3) 交付期間 5年間

※前年所得が、3,500 千円を超えると交付停止

### (4) 交付対象者

次の要件を満たす者

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満で、農業経営者となることについて強い意欲を有している者であること。
- ② 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行っている者であること。
  - ア 農地の所有権又は利用権を自ら有しており、原則として自らの所有権又は親族以外からの賃貸が主であること。
  - イ 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていること。
  - ウ 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
  - エ 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - オ 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
- ③ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始すること。
- ④ 経営開始計画が次に掲げる基準に適合していること。
  - ア 農業経営を開始して5年後までに農産加工、直接販売、農家レストラン、農家民泊その他の農業生産に関連する事業を含む農業で生計が成り立つ計画であること。
  - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- ⑤ 長崎市が定める人・農地プランに、中心となる経営体として位置づけられている又は、位置づけられることが確実と見込まれること。
- ⑥ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

### (5) 交付実績（令和元年度） 15人

## 7 中高年新規就農者給付金事業

### (1) 趣旨

農業従事者の高齢化や減少が進むなか、「7 農業次世代人材投資資金交付金事業」(国の支援制度)の対象とならない50歳以上の中高年層について、長崎市の重要な農業の担い手として育成・確保を図るため、経営が不安定な就農直後の経費の負担を軽減する、中高年新規就農者給付金を交付する。

### (2) 給付額 1,200千円/年

※ 耕作放棄地を解消する者については、50千円/10aの上乗せ給付を行う。

### (3) 給付期間 最長2年間

### (4) 給付対象者

次の要件を満たす者

- ① 就農時の年齢が、50歳以上65歳未満(中高年層)で、専業で農業を新たに開始する者(親の農業経営を継承する者は、新たに10a以上の耕作放棄地を解消する者に限る)。
- ② 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行う者であること。
  - ア 農地の所有権又は利用権を自らが有していること(親族からの貸借農地が主である場合、給付期間中に所有権を移転することを確認すること)。
  - イ 主要な農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていること。
  - ウ 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
  - エ 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を、自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - オ 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
  - カ 生計を一にする者が同種の給付金の支給を受けていないこと。
- ③ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- ④ 人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑤ 原則として生活費の確保を目的とした国及び県、市の他の事業による給付等を受けていないこと。
- ⑥ 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。

### (5) 交付実績(令和元年度) 5人

## 8 農業新規参入促進事業

～農業参入時等の投資を軽減し、農業の新たな担い手を確保するための補助制度～

### (1) 事業内容

農業に新規参入しようとする企業又は個人等に対し支援を行い、新たな担い手の育成及び遊休農地の解消等につなげる。

### (2) 事業主体

人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられる見込みの者で、次のいずれかに該当するもの。

- ・農業に新規参入しようとする企業又は個人
- ・その他、遊休農地等を活用して農業規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業又は個人で、農業の担い手育成に資すると市長が認めるもの

### (3) 対象事業

- ・生産基盤整備事業－ハウス・附帯設備等
- ・小規模土地基盤整備事業－圃場への進入路、農地造成・改良、給排水施設、整地、客土などの事業

### (4) 実施面積

- ・実施面積は、300 m<sup>2</sup>以上とする。

### (5) 補助率

- ・長崎市の補助率・・・2分の1以内  
ただし、1事業主体あたりの補助額上限4,000千円、下限200千円とし、事業期間中1回の利用に限る。



実施前



実施後

(6) 交付実績（令和元年度） 3件

## 9 有害鳥獣対策事業

### 【捕獲対策】

#### (1) 長崎市有害鳥獣対策協議会による捕獲の推進

##### ア 内容

長崎市有害鳥獣対策協議会は、有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害を減少させるため、猟友会、鳥獣保護員、J A、農業委員会、長崎市、県等の関係団体が相互の連携を密に有害鳥獣捕獲や被害防止対策を講じることが目的として設立。

##### イ 主な活動

- ・市内8地区に被害相談員を配置するとともに、捕獲隊員との連携により、被害相談等のうち特に緊急に捕獲等の対応が必要な場合に出動する。
- ・平成28年度から、それまで実施してきた猟友会への捕獲業務委託を廃止し、協議会捕獲隊員による年間を通じた捕獲体制を強化し、捕獲計画に基づき、さらなる被害軽減に努めている。(現在218名)

#### (2) 地域ぐるみによる捕獲の推進

##### ア 内容

狩猟経験を有する免許所持者(リーダー)と免許を持たない被害農業者等(捕獲補助員)により捕獲チーム(捕獲隊)を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進する。

##### イ 捕獲補助員ができる作業

①次の作業は、リーダー(狩猟免許所持者)と一緒に作業ができる。

- ・わな設置作業
- ・捕獲、止め刺し処分作業
- ・わな撤去作業

②次の作業は捕獲補助員が単独でも作業することができる。

管理、エサやり、見回り作業

##### ウ その他

保険加入費、捕獲用エサは捕獲隊の負担。

#### (3) 長崎市有害鳥獣対策協議会による支援制度等

##### ①箱わなの無償貸与

- ・捕獲隊が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与する。  
なお、貸与する数量は、捕獲許可の際に市が判断する。

##### ②捕獲報奨金

- ・市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ1頭につき、5,000円を交付。
- ・国庫事業による捕獲報奨金は、7,000円を交付。  
※ 交付を受けるためには、捕獲写真、個体の尻尾及び申請書類等が必要。

##### ③網・わな猟免許取得助成金

農作物被害対策を目的として免許を取得しようとする者で講習会及び免許試験の両方を受けたものに対して、免許申請手数料利用及び狩猟免許講習会受講料等の経費の一部の助成。

※【参考】対象経費：免許申請手数料 証紙代5,200円、講習会受講 10,000円

## 【防護対策】

### (1) 【国庫事業】鳥獣被害防止総合対策事業

#### ア 内容

- ・3戸以上の被害農業者（受益者）の団体に対して、ワイヤーメッシュ柵の材料支給し、受益者により直営で施工を行う事業。

#### イ 要件等

- ・農家3戸以上の団体であり、施工を受益農家共同で行うこと。
- ・施工に係る作業日誌、写真、その他の必要書類を必ず作成すること。  
(国が示す直営施工マニュアルによる。)
- ・設置後の維持管理補修は受益者負担により継続して実施すること。(維持管理の義務)
- ・被害があり費用対効果が得られること。(申請時に被害額・状況を正しく申告すること。)

#### ウ 事業実施状況

##### ① 要望と対応状況

- ・平成23年度から30年度までの要望(約781km)については、全て整備済

##### ② 今後の計画

- ・令和2年度実施計画：約27km ※国の予算配分に基づく
- ・令和3年度以降の要望受付：令和2年11月に実施予定

### (2) 長崎市有害鳥獣対策協議会による貸与事業

#### 鳥獣被害防止対策用資材貸与事業

#### ア 内容

被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵、電気柵器(本体)、箱わな、小型捕獲器を無償貸与する。

#### 対象者等

資材	対象者	期間	備考
農業被害対策 WM柵	農作物被害を受けている 農家及び家庭菜園を管理 するもの	設置目的が解消 するまで	貸与資材はWM柵のみ 関連資材(支柱、アンカー、結 束線など)は自己負担 WM柵の貸与数量は、250m を上限とする。 同一申請者は貸与対象年度に おいて1回限りとする。
電気柵器	農作物被害を受けている 農家及び家庭菜園を管理 するもの	設置目的が解消 するまで	貸与資材は電気柵器本体の み 関連資材(支柱、ガイシ、電気 さく線など)は自己負担。 同一申請者は貸与対象年度に おいて1回限りとする。

資材	対象者	期間	備考
箱わな	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	個人捕獲許可を除く
小型捕獲器	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	
生活環境被害対策WM柵	自治会	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵及び関連資材一式。 原則として協議会が示す設置マニュアルを順守し、設置すること。 自治会がない等の特別な理由がある場合は、3戸以上の任意団体による申請を対象とする。

## 【棲み分け対策】

### 地域ぐるみによる棲み分け対策の推進

#### ア 内容

- ・地域ぐるみによる次の取り組みを推進している。
  - ①侵入防護柵（ワイヤーメッシュ柵、電気牧柵器、ネット等）の設置箇所の点検、補修及び周辺の除草作業。
  - ②有害鳥獣の餌付けの原因となる収穫物残渣、選定枝等の圃場及び周辺への放置をしないこと。
  - ③有害鳥獣の生態や効果的な対策等の学習。

#### イ 取組みへの支援

- ・長崎市が委託している専門業者により、要望があった地域に対してコンサルティングを実施している。

## 【その他】

### 専門業者による被害相談等への対応（有害鳥獣対策相談等業務委託）

#### ア 内容

- ・委託期間：平成30年度から令和2年度までの3年間
- ・受付窓口：有害鳥獣相談センター（電話 095-841-0477 あぐりの丘内）

#### イ 主な対応内容

- ・イノシシ、シカ、アナグマによる農作物被害や生活環境被害等への相談対応（現地調査、被害防止指導等）
- ・地域ぐるみの有害鳥獣対策の勉強会へのコンサルティングの実施。
- ・捕獲技術向上のための講習の実施。
- ・捕獲隊への安全講習会の実施。





## 地域ぐるみの捕獲隊



～有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(国制度)～

捕獲隊とは、狩猟免許を持つ「リーダー」のもと、狩猟免許を持たない人も捕獲を補助することができる制度です

### 【捕獲隊のメリット】

#### (農家などの地域住民)

- イノシシ対策の知識、理解が深まる

※狩猟免許がなくても自由にイノシシ捕獲ができる制度ではありません！

#### (狩猟者)

- 作業の負担軽減(わなの設置、見回り、エサやり、捕獲個体の埋焼却処分)
- わな設置場所の土地所有者との調整がスムーズに
- 狩猟、捕獲への住民の理解が深まる

### 【捕獲隊を結成するためには…】

- リーダー(狩猟免許を持つ捕獲経験者)を含む、捕獲隊メンバーを集める
- 安全講習会を受講する(狩猟免許を持たない人は、1年に1回の受講が必要)
- 捕獲隊のメンバーリストを作成し、有害鳥獣捕獲許可を受ける

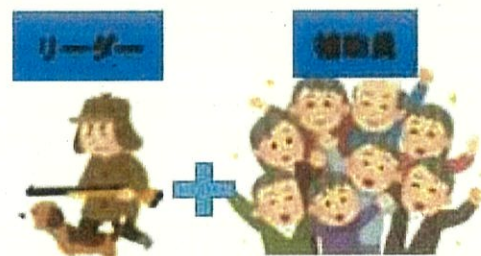
### 【捕獲隊の捕獲許可は…】

- 使用できる猟具：箱わな、囲いわな(保険加入が必要)
- 捕獲の対象動物：イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ



### 【捕獲補助員ができる作業は…】

作 業	判定
わな設置	△
管理(エサやりや見回り)	○
捕獲(止め刺し処分)	△
わな撤去	△



○：捕獲補助員単独で作業可 △：リーダー(狩猟免許所持者)と作業

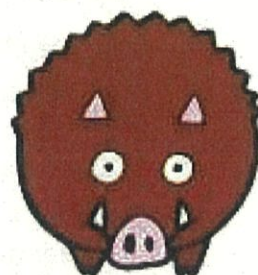
### 【長崎市のサポートは…】

- 捕獲報奨金制度
- 箱わなの無償貸与(数量限定)
- 安全講習会の開催
- 捕獲技術サポート等

地域みんなでイノシシを捕まえよう！

## イノシシの出没にご注意ください！！

現在イノシシの活動が活発な時期です。  
イノシシに遭遇しても適切な対応で被害は防げますので、  
落ち着いて行動しましょう。



### イノシシってどんな動物？

- 頭が良く、優れた学習能力を持っている
- 鼻の力が強く、地面を掘り返すのが得意
- 足が非常に速く、動きも機敏
- 泳ぐことが出来る
- 高いジャンプが出来る
- 犬並みの嗅覚や、優れた聴覚を持っている
- 雑食性で何でも食べる
- 人を怖がるため夜間に活動する機会が多いが、安全な場所では昼間でも活動する

### もし、イノシシに出会ったら？

#### イノシシを刺激しない！

- ◎イノシシと出会ったときに、大声を出したり、物を投げたり、棒で追い立てたり、犬を近づけたりすると、イノシシが興奮して襲ってくる可能性があるため、あわてず、騒がず、イノシシを刺激しないで、ゆっくりとその場を離れてください。
- ◎子どものイノシシ（うり坊）を見かけても、かわいいから近づいたり、追いかけてたりしないようにしてください。近くに母イノシシがいます。

#### 落ち着いて行動する！

- ◎万が一、イノシシが襲ってきて、決して反撃せず、建物や車に避難したり、高いところへ移動する（木に登る）などして、安全を確保しましょう。また、イノシシの進路（通り道）はふさがないようにしてください。

#### エサを与えない！

- ◎イヌ・ネコ用のエサや、野菜くず・残飯などの生ごみを屋外に放置すると、イノシシのエサ場になってしまう可能性があるため、絶対に放置しないでください。

#### ■お問い合わせ

イノシシなどの有害鳥獣による被害相談や  
現地調査、被害防止方法に関するアドバイス  
など

長崎市有害鳥獣相談センター  
TEL095-841-0477  
〔長崎市四杖町 2671-31 あぐりの丘内〕

被害防護資材（ワイヤーメッシュ柵等）の  
貸与や有害鳥獣のわな免許取得助成、捕獲  
許可など

長崎市農林振興課  
TEL095-820-6564  
〔長崎市金屋町 9-3 金屋町別館5階〕

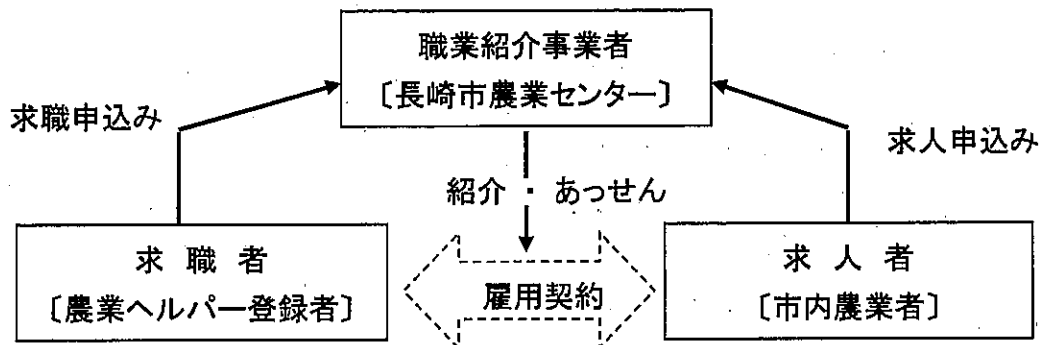
## 10 農業ヘルパー制度

### (1) 制度の概要

長崎市農業センター（長崎市戸石町）では、農繁期に人材を必要とする長崎市内農業者の手助けを行う「農業ヘルパー」の育成のための農業ヘルパー研修会を開催している。

研修修了後は、職業安定法に基づく無料職業紹介業務により、すぐにでも農業ヘルパーとして就業できる希望者を「求職者」として登録し、農業者の求人依頼に応じて条件に合った求職者を紹介している。

賃金・就業時間・日数等の雇用条件については、面接を行い、求人者と求職者の間で協議してもらい、双方の理解が得られれば、農業ヘルパーとして就業することになる。



### (2) 研修修了生の農業ヘルパー登録状況 【令和2年3月31日現在】

農業ヘルパー研修修了生	現在の農業ヘルパー登録者
366名	98名

### (3) これまでの農業ヘルパー活動実績（平成16年10月～）

職業紹介実績（過去5カ年）

【令和2年3月31日現在】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求人件数 (雇用農家)	10件 (9戸)	15件 (14戸)	24件 (19戸)	17件 (24戸)	23件 (28戸)
求職者数 (農業ヘルパー)	17名 (延21名)	24名 (延37名)	29名 (延45名)	23名 (延53名)	25名 (延58名)

### (4) 主な就業実績（農作業）

野菜	イチゴ定植準備、ショウガ収穫
花き	菊の定植、芽摘み
果樹	ビワ収穫、ミカン収穫 など

# 11 農業振興会制度

## (1) 制度の概要

長崎市内の農林畜産業の健全な発展を目指し、会員の農業経営の安定向上及び青年農業者・女性農業者等の育成確保に努めるとともに、地域農業の振興を図るため『長崎市農業振興会』を組織し、次の事業を行う。

※令和2年3月31日現在の会員数 608人(51団体)

年会費 1,000円/1会員

## (2) 農業団体の育成支援事業

会員団体の組織活動の拡充・事業展開の促進・農業経営の安定向上を図るため、自ら視察研修事業等を実施した者に対し、経費の一部を助成。

※助成額：3,000円/人(2年に1回)

## (3) 講習・研究会等の開催事業

農業経営の拡充・生産技術の向上を図るため、農産物直売所・観光農園等に関し、会員を対象とした視察研修会を開催。

※年1回(2月頃予定)

## (4) 農業後継者・女性農業者育成事業

青年年農業者・女性農業者によって組織されたグループ等の組織活動の強化を促し、農業経営者としての資質向上を図るため、育成指導や助成をおこなう。

## (5) 品評会・共進会の支援事業

各団体が実施した農林畜産物の品評会等に対し支援し、日ごろの成果をたたえ、なお一層の研鑽・意気高揚を促すため、「農業振興会長賞」を授与する。

## (6) 試験研究等の活動支援事業

会員団体や関係機関が実施する基本的な試験研究・新規展開事業の実施検討などを目的とした研究活動に対し、指導支援を行うとともに経費の一部を助成。

## (7) 啓発活動事業

毎年、会員活動等の紹介・身近な農業情報の提供・長崎市の事業概要等の周知を目的に、「振興会だより」を発行している。※例年1,000部3月頃発行

## 12 経営所得安定対策 ～「食」と「地域」の再生に向けて～

### (1) 事業目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、助成を行うことにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するため平成 23 年度から本格的に実施されている。

なお、平成 22 年度に導入された「米の直接支払い交付金」は平成 30 年度から廃止された。

### (2) 対象作物

WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・麦・大豆・そば・なたね・地域振興作物等

### (3) 経営所得安定対策交付金

#### 【交付対象者】

水田において水稻以外の作物を作付けし販売した場合、その作付面積に応じて定額助成する。

#### ア 戦略作物助成

#### 【交付対象作物・単価（全国一律）】

対象作物	交付単価
麦・大豆・飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ5.5万円/10a～10.5万円/10a

#### イ 産地交付金

#### 【交付対象作物・単価】

区 分	品 目
花 き ・ 花 木	花き、花木、種苗類(花苗・植木苗含む) 等
野 菜	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、たまねぎ、ねぎ、レタス、大根、にんじん、さといも、生姜、枝豆、馬鈴薯、かんしょ、アスパラガス、かぶ、ごぼう、にんにく 等
そ の 他	そば、なたね、 等

産地交付金については、県より地域農業再生協議会に枠が配分され、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定し、地域の実情や戦略的に取り組む作物等について、総合的に判断し、交付単価を設定する。

#### 【参考（R元年度）】

- 交付単価……①そば・なたね 20,000 円/10a  
②その他野菜・花木等 21,000 円/10a  
ただし、イチゴ・アスパラガス・トマト・花きについては  
27,000 円/10a
- 交付実績……163 件、対象面積 29.38ha

## 13 農業金融制度

### (1) 長崎市農業活性化特別支援資金

資金種類	資金区分	貸付利率	償還期限	貸付限度額
認定農業者育成資金	運転資金	無利子	5年以内	個人:5,000千円 法人:10,000千円
新規就農者育成資金	運転資金	無利子	5年以内	個人:10,000千円
	設備等資金	無利子	10年以内 (据置3年以内含む)	
特定作物等振興資金	運転資金	無利子又は年1.0%	5年以内	個人:8,000千円 法人:15,000千円
	設備等資金	無利子又は年1.0%	7年以内 (据置2年以内含む)	
農地等取得・改良資金	購入又は改良資金	無利子又は年1.0%	10年以内 (据置3年以内含む)	個人:5,000千円 法人:15,000千円

◆認定農業者又は新規就農者が長崎市農業活性化特別支援資金を借り入れる場合は、貸付利率を無利子とする（資金種類は不問）。

◆長崎市が財政負担を行う補助事業の当該補助残にかかる融資は行わない。

### (2) 農業近代化資金利子補給補助制度

#### ア 事業内容

農業者の経営の近代化に資するため、農協等の金融機関が貸し付ける施設資金等（国から県へ移管された資金で長崎県が利子補給を行う）に長崎市が単独の上乗せ利子補給を行い、農業者の利息負担の軽減を図る。

#### イ 利子補給率及び貸付利率

長崎市の利子補給率は、長崎県の利子補給率と同率以内とする。ただし、融資を受けた農業者が若年の農業後継者で、経営の自立や承継に必要な資金の場合は、全額の利子補給を行う。

	基準利率	長崎県利子補給率	通常貸付利率	長崎市利子補給率	末端貸付利率
農業者	1.50%	1.30%	0.20%	0.00%	0.20%
若年の農業後継者				0.20%	無利子

※対象が新規就農者以外の場合においては、

- ・長崎市利子補給後の末端貸付利率が年1.0%を下回らないよう調整する。
- ・長崎市の利子補給率の上限は、年1.5%とする。
- ・利率は、令和2年5月現在のもので、貸付時期によって変動する。

# 14 グリーンツーリズム推進事業

～各ツーリズム団体が実施する事業や施設整備に対する支援制度～

## (1) 事業概要

長崎市の農林水産業振興及び農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村地域において自然・歴史・文化・人々との交流を通じて、都市住民の心に豊かさとやすらぎを提供する滞在型余暇活動「グリーンツーリズム」を実施する団体に対し、実施する事業に対する支援を行うもの。

## (2) 事業主体

地域住民を主として構成されたグリーンツーリズムを提供する団体

【各地区のツーリズム団体 (令和2年3月31日現在)】

- ・ 外海地区 外海ツーリズム協議会  
大中尾棚田保全組合  
ステップUP池島研究会
- ・ 琴海地区 グリーンツーリズム長崎 あっと!さ@琴海
- ・ 野母崎地区 野母崎ツーリズム振興会
- ・ 高島地区 やったろう de 高島
- ・ 伊王島地区 伊王島加工組合
- ・ 茂木地区 ちんじんよかBY茂木
- ・ 東長崎地区 笑顔でつなぐ～ツーリズムひがなが～

## (3) 事業内容

○各団体の事業活動に対する支援

(地域活性化に向けた各種イベント開催、体験受入れ、広報PR、研修事業など)

※子ども農山漁村交流体験による市内小中学校の受入れに対する支援

・ 補助率 3分の2以内

○加工交流施設整備に対する支援

(軽微な改修、調理台・調理器具・冷蔵庫等の購入整備など)

・ 補助率 2分の1以内(補助金上限 1,000 千円)

○農林漁業体験民宿施設整備に対する支援

(トイレ(合併浄化槽設置に係る費用を除く。)、浴室、洗面所、調理場の改修など)

・ 補助率 2分の1以内(補助金上限 1,000 千円)

【体験受入れ風景】



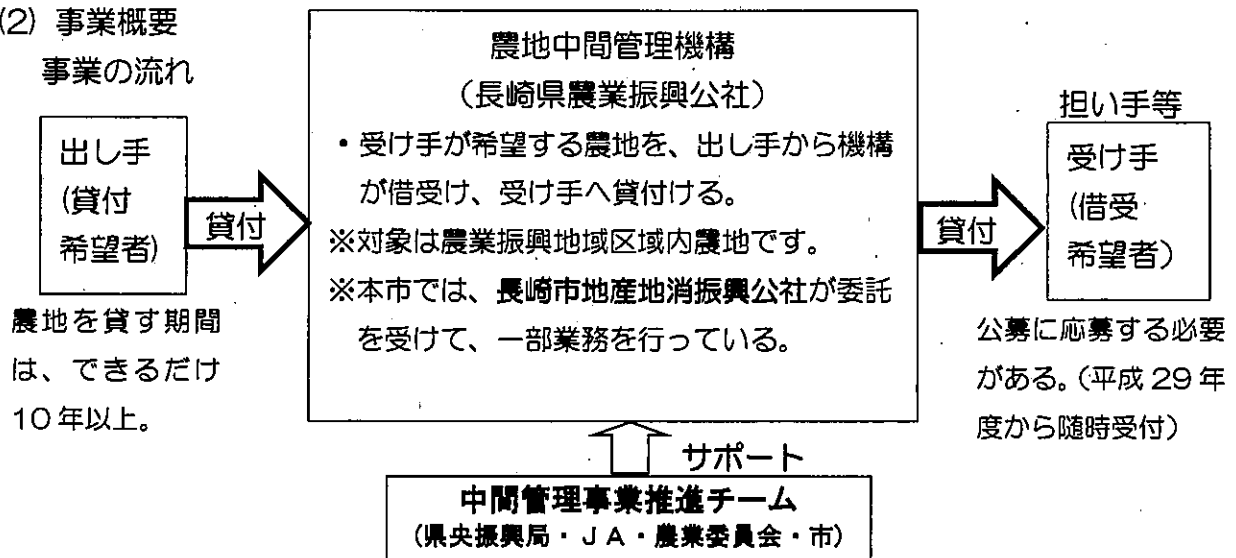
# 15 農地中間管理事業

## (1) 事業目的及び趣旨

担い手の育成・確保、耕作放棄地の解消、集落営農など地域農業の振興を目的として、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、長崎県においては、長崎県農業振興公社を農地中間管理機構として指定し、長崎市では、その業務の一部を長崎市地産地消公社が委託を受け、事業を推進している。

## (2) 事業概要

### 事業の流れ



## (3) 農地出し手（貸付者）への支援策（機構集積協力金）

### ア 地域集積協力金

- 対象地域： 実質化した人・農地プランの策定地域を対象
- 交付要件： 地域内の全農地の2割以上が機構に貸付けられていること。
- 交付単価 （協力金の使い方は、地域の話合いで判断）
  - ・ 2割超～4割以下 1.0万円/10a
  - ・ 4割超～7割以下 1.6万円/10a
  - ・ 7割超 2.2万円/10a

### イ 個々の出し手に対する支援

#### ① 経営転換協力金

- 交付対象者
  - 機構に農地を貸付けた次の者
    - ・ 経営転換する農業者
    - ・ リタイアする農業者
    - ・ 農業経営を行わない相続人
  - ※農業委員会が遊休農地又は耕作放棄地と確認した農地の所有者を除く
- 交付要件
  - 全農地を10年以上機構に貸付け。
- 交付単価 ※機構への貸付面積に応じて算定
  - ・ 1.5万円/10a
  - ※1戸当たりの上限50万円

#### ② 農地整備・集約協力金

- 交付対象者
  - ・ 農地耕作条件改善事業（簡易な基盤整備）に取り組む農業者
- 交付要件
  - ・ 対象農地が基盤整備済地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha未満であること。
  - ・ 対象農地全てが目標年度までに担い手に集積され、農地中間管理権が15年以上設定されていること。
  - ・ 対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うこと。
- 交付率 農地集約化率に応じて異なる。
  - 5.0%～12.5%

## (4) 集積面積（令和元年度） 約18ha



## 16 環境保全型農業直接支払交付金

### (1) 本対策の仕組み

自然環境の保全に資する農業生産活動を普及推進するため、生産部会等が行う、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の環境保全に効果が高い取組に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するもの。

### (2) 実施期間：平成 30 年度～

### (3) 交付金の単価：

- ・全国共通取組

(カバークロープ、堆肥の施用、有機農業) 3,000～8,000 円/10a

- ・地域特認取組

(IPM、草生栽培、敷草用半自然草地の育成管理) 5,000～8,000 円/10a

※取組内容、年数、内容により単価が変化する。

### (4) 事業実施主体：農業者の組織する団体（生産部会等）、一定の条件を満たす農業者等

### (5) 支援の対象となる農業者の要件

①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。

②国際水準GAPを実施していること。

### (6) 対象となる営農活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と組み合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

必須  
取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組



### 選択取組(いずれか 1 取組)

- ・全国共通取組

カバークロープ



堆肥の施用



有機農業



- ・地域特認取組

IPMの取組



草生栽培



敷草用半自然草地の育成管理



(7) 取組実績（令和元年度） 取組団体数 1 団体、対象面積 766 a

# 【所 管 施 設 一 覧】

○市民農園	……2-51
○長崎市農業センター	……2-52
○長崎市イノシシ等処理加工所	……2-52
○長崎市外海ふれあい農産加工所	……2-53
○長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	……2-53
○長崎市三和農水産物加工直売所	……2-54
○長崎市野母崎ふれあい市場	……2-54
○長崎市植木センター	……2-55
○市管理農道	……2-56
○簡易農道	……2-56

市民農園	
設置場所	長崎市平山町・三重町・高島町・琴海戸根原町
設置年月日	昭和52年4月1日(平山) 昭和58年4月1日(高島) 平成13年4月1日(三重) 平成17年4月1日(琴海)
設置目的	耕作放棄地の有効利用を図り、都市住民の作付け、収穫の体験を通して、農業に対する理解を深める。
管理運営	長崎市 (管理業務委託) ・長崎市地産地消振興公社(平山) ・三重市民農園管理の会(三重) ・赤水地区管理組合(琴海)
職員配置	—
施設概要	《平山》 1 区画数 373区画 2 面積 11,927㎡ (1区画 約20㎡) 3 利用料 3,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所
	《高島》 1 区画数 158区画 2 面積 4,176㎡ (1区画 約30㎡ *特別区画有) 3 利用料 200円(年額) 4 附帯施設 (1)給排水設備
	《三重》 1 区画数 213区画 2 面積 11,107㎡ (1区画 約30㎡) 3 利用料 5,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所
	《琴海》 1 区画数 95区画 2 面積 3,120㎡ (1区画 約30㎡) 3 利用料 5,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)管理棟(便所)

	長崎市農業センター	長崎市イノシシ等処理加工所
設置場所	長崎市戸石町34番地2	長崎市四杖町2671番地31
設置年月日	平成15年4月1日	平成18年5月11日
設置目的	市内農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成のための研修等を行い、本市農業の活性化を図る。	有害鳥獣捕獲等により捕獲されたイノシシ等を活用して、食肉及び加工品を製造し、本市の特産品として販売することにより有害鳥獣捕獲の意欲向上と農業振興に寄与する。
管理運営	長崎市	(業務委託) 合同会社 ながさき夢ファーム
利用定員等	市職員 2名 再任用職員 2名 会計年度任用職員 1名 業務委託作業員 2名	-
施設概要	1 敷地面積 18,000㎡  2 野菜栽培研修圃場 2,900㎡ うち ビニールハウス 500㎡ 露地 2,400㎡  3 室内研修室 322㎡	1 主な施設 鉄骨造平屋建 128.59㎡  処理室 18.34㎡ スライスパック室 26.44㎡ 冷蔵庫 4基 冷凍庫 2基

	長崎市外海ふれあい農産加工所	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ
設置場所	長崎市神浦下大中尾町644番地	長崎市東出津町149番地2
設置年月日	平成15年10月1日	平成18年4月1日
設置目的	外海地区の加工グループが地域産物を利用した付加価値のある加工品を製造販売することで、所得の向上を図る。また、加工体験の受入れ及び生産流通を通じて消費者との交流を促進することで地域の活性化を図る。	地場産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上に資する。
管理運営	(業務委託) 外海農産加工組合	(指定管理者) そとめ「食」と「農」の架け橋
利用定員等	—	出荷会員数 204名(R2.3.31)
施設概要	<p>1 敷地面積 566㎡</p> <p>2 主な施設 鉄筋コンクリート平屋建 174㎡</p> <p>味噌加工室 40㎡ 製菓加工室 25㎡ 加工体験室 20㎡</p>	<p>1 敷地面積 6,712㎡</p> <p>2 主な施設 鉄筋コンクリート造2階建 484㎡ 物産販売所 207㎡ レストラン 139㎡ トイレ 34㎡ 事務室等 85㎡ テイクアウト館(別棟) 19㎡ 駐車場 普通車77台 身障者用1台</p> <p>県整備分 1 敷地面積 3,064㎡ 2 主な施設 休憩所 56㎡ トイレ 49㎡ 駐車場 バス4台 普通車26台 身障者用2台</p>

	長崎市三和農水産物加工直売所	長崎市野母崎ふれあい市場
設置場所	長崎市布巻町88番地1	長崎市野母町568番地1
設置年月日	平成15年6月1日	平成10年12月19日
設置目的	地域内流通システム（地産地消）を構築するため、少量多品目の農水産物等の流通機会を造成することで、農水産物の振興と地域の活性化に資する。	地域特産品の振興、直売、宣伝を通じて消費者との交流を深めることで、農業の振興及び地域の活性化に資する。
管理運営	(業務委託) (一財) 長崎市地産地消振興公社	(業務委託) のもぎき「じげもん市」推進協議会
利用定員等	出荷会員数 575名(R2.3.31)	出荷会員数 49名(R2.3.31)
施設概要	<p>1 敷地面積 1,419㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>直売所</p> <p>木造平屋建 163㎡</p> <p>事務所 8㎡</p> <p>売場 137㎡</p> <p>調理室 7㎡</p> <p>トイレ 11㎡</p> <p>加工所</p> <p>木造平屋建 129㎡</p> <p>製造室 84㎡</p> <p>事務室 11㎡</p> <p>売場 34㎡</p>	<p>1 敷地面積 131㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>木造平屋建 81㎡</p> <p>売場等 73㎡</p> <p>倉庫 4㎡</p> <p>トイレ 4㎡</p>

	長崎市植木センター		
設置場所	長崎市松原町2624番地1		
設置年月日	平成16年5月1日		
設置目的	市民に植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資する。		
管理運営	(指定管理者) 農事組合法人古賀植木園芸組合		
利用定員等	-		
施設概要	1 敷地面積 7,145㎡ 2 主な施設 鉄骨造平屋建 280㎡  展示ホール 40㎡ 研修室1 77㎡ 研修室2 55㎡ 見本庭園 80㎡ 多目的広場 5,720㎡  ※施設の利用は有料		

	市管理農道	簡易農道
設置場所	長崎市内一円	
設置年月日	—	
設置目的	市内の農業地帯は平地に乏しく、ほとんどの農地は山の斜面に形成されていることから、管理、運搬などの作業に多くの労力を要する。農業就業人口の減少、高齢化に対応し、効率的な生産と安定した経営を図るため、農道の整備を進めている。	
管理運営	長崎市	
職員配置	—	
施設概要	<p>1 長崎市管理農道</p> <p>路線数 255路線</p> <p>延長 121,506m</p> <p>舗装延長 110,101m</p> <p>舗装率 91%</p>	<p>1 簡易農道</p> <p>路線数 517路線</p> <p>延長 112,582m</p> <p>舗装延長 100,855m</p> <p>舗装率 90%</p> <p>※ 簡易農道の採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長 30m以上</li> <li>・幅員 2m以上</li> <li>・受益戸数 2戸以上</li> </ul>



# 3 長崎市の林業

- (1) 長崎市の森林
- (2) 長崎いこいの里

水産農林部  
令和2年6月

# 長崎市の森林



間伐により整備された森林



間伐材の搬出



緑の募金（街頭募金）



ふれあいの森（遊歩道整備）



間伐材活用促進事業



林業用機械導入事業

水産農林部  
令和2年6月

## 目 次

### 長崎市の森林

1	森林の現状.....	3-1~3-7
	(1) 森林の整備の方向性.....	3-1
	(2) 森林の種別と面積及び森林率.....	3-4
	(3) 民有林の現況.....	3-5
	(4) 保安林.....	3-6
	(5) 林業就業者数.....	3-7
2	市有林の現状と管理.....	3-8
	(1) 管理形態.....	3-8
	(2) 市有林の内訳.....	3-8
	(3) 整備の状況.....	3-8
3	林道基盤整備の概要.....	3-8
	(1) 林道及び作業道の開設状況.....	3-8
4	市民ふれあいの森.....	3-9~3-11
	(1) 設置目的.....	3-9
	(2) 体験の森.....	3-11
5	間伐材活用促進事業.....	3-13
6	森林緩衝帯整備事業.....	3-15
7	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業.....	3-16
8	林業機械導入事業.....	3-17
9	その他の事業.....	3-19~3-22
	(1) 山林監視員制度.....	3-19
	(2) 松くい虫防除及び予防対策.....	3-20
	(3) 森林環境税及び森林環境譲与税（国税）.....	3-21
	(4) ながさき森林環境税（県民税）.....	3-22

# 長崎市の森林

## 1 森林の現状

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等の多大な公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の向上に大きく貢献している。

本市における森林の面積は21,796haで森林率53.7を占めており、その内、国有林を除く民有林の天然林(自然林)面積は11,849ha(54.4%)で、ヒノキ、スギを主体とした人工林面積は7,339ha(33.7%)、竹林及び無立木地は1,586ha(7.3%)となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

しかし、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山村離れによる後継者不足により厳しい状況にあり、維持管理の行われぬ森林の増加による森林の機能の低下が懸念される。

### (1) 森林の整備の方向性

このような中で、将来にわたって森林の持つ多面的機能を発揮していくために、森林資源の整備、林道の整備を中心とする林業基盤の整備を図っていく必要がある。

なお、今後、地形的に緩やかで肥沃な土地等生産性に優れている地区については、木材等生産機能の発揮が期待される育成単層林(※1)を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、地形的条件不利地等における育成単層林については、公益的機能の一層の発揮を図るため自然的条件を踏まえつつ育成複層林(※2)への誘導を推進する必要がある。

### 基本的な理念(ビジョン)

人工林

移行

天然生林

#### ●人工林

- ・戦前、戦後の乱伐及び木材需要の増加、戦後復興を目的とした国策である「拡大造林」に伴い植栽された森林。
- ・ヒノキ、スギ等の針葉樹からなる森林

#### ●天然生林

- ・主として天然力を活用することにより成立維持される森林
- ・カシ・シイ・マツ・クヌギ等の広葉樹からなる森林

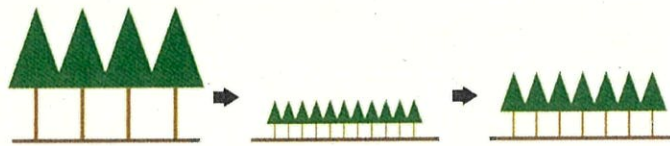
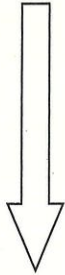
※人工林から天然生林への移行については、利用間伐等行いながら徐々に行う。

※地形的に穏やかで肥沃な土地等、生産性に優れている地区においては、経営に意欲的な経営体に対して引き続き再造林(ヒノキ・スギ等)を推進する。

※1 育成単層林

林業経営を継続して実施する施業方法（現在）

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。（植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。）



※2 育成複層林

天然生林に向けた経過措置

人為と天然力の組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林とし、森林諸機能の維持増進が図られる森林。

長伐期化を実施し、除々に天然林化を図る。また、地区によっては、広葉樹（クヌギ等）を植林することにより有害鳥獣対策を図る。



育成天然生林

長崎市が目標とする森林（約30年後）

天然力を活用することにより、森林諸機能の維持増進が図られる森林。

（カシ・シイ・マツ・クヌギ等からなる森林）

なお、地区によっては、保育作業を実施する。

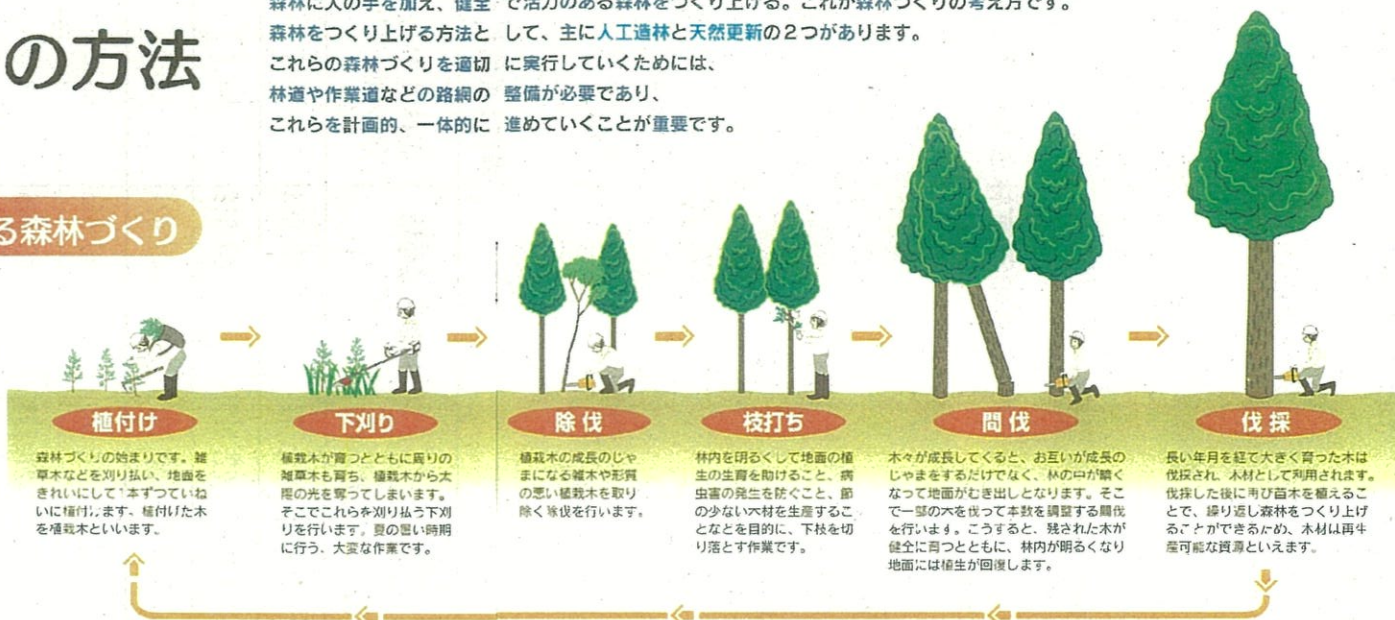


# 森林づくりの方法

森林に人の手を加え、健全で活力のある森林をつくり上げる。これが森林づくりの考え方です。森林をつくり上げる方法として、主に人工造林と天然更新の2つがあります。これらの森林づくりを適切に実行していくためには、林道や作業道などの路網の整備が必要であり、これらを計画的、一体的に進めていくことが重要です。

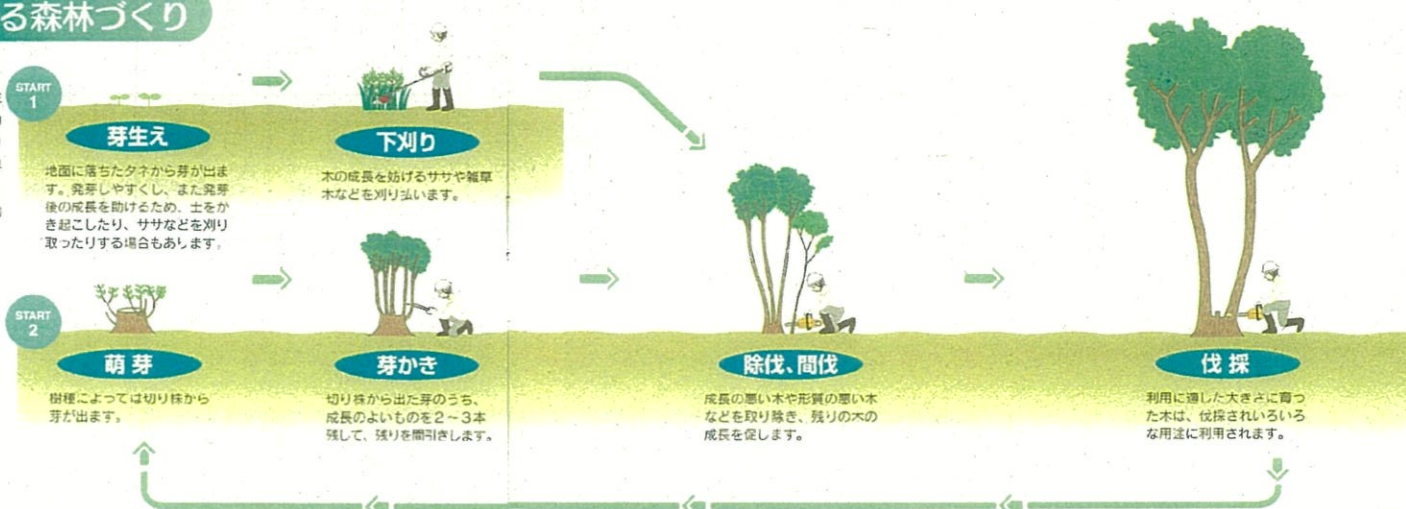
## 人工造林による森林づくり

苗木を植えるなどして森林を育てる方法です。こうして成立した森林を人工林といい、スギやヒノキ、カラマツ、エゾマツなど、主に針葉樹の人工林が多く見られます。苗木の植付けに始まり、樹木が大きく育ち伐採するまでの間、長い年月と多くの人手をかけて育てられます。現在、針葉樹だけでなく広葉樹の植付け等による多様な森林づくりが推進されています。



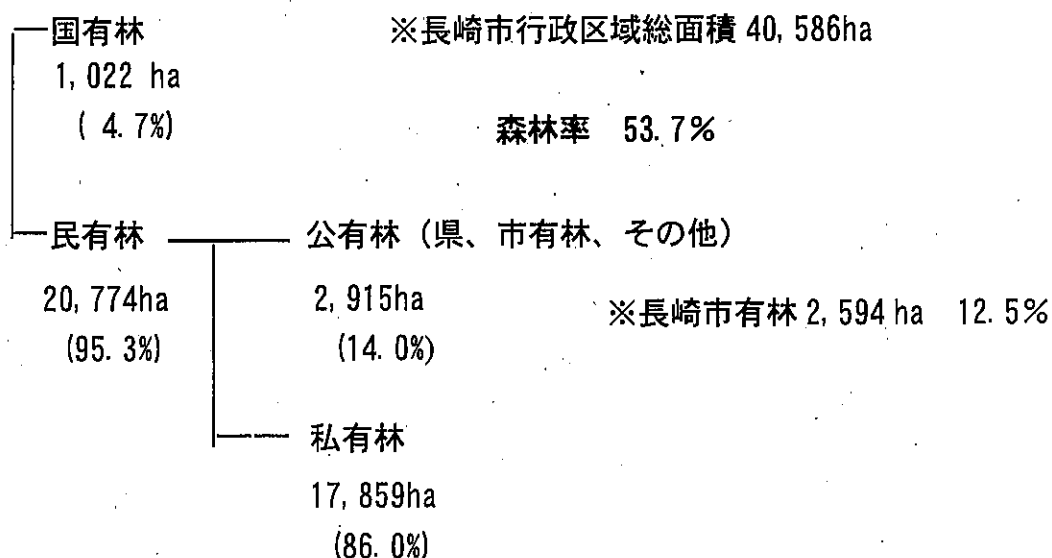
## 天然更新による森林づくり

樹木から自然に落ちたタネからの芽生えや切り株からの萌芽など、自然の力を利用して新しい世代を育て、つくり上げる方法です。自然の状態よりも早く確実に森林をつくり上げるために、必要に応じて芽生えや樹木の成長を助ける作業を行います。



(2) 森林の種別と面積及び森林率

【所有形態別森林の種別と面積】 (市内全森林面積 21,796ha を 100% とする)



【森林面積及び森林率】

森林面積及び森林率

(単位：面積 ha)

区 分	森林			行政区域面積 (B)	森林率 (%) (A) / (B) × 100
	民有林	国有林	計 (A)		
平成 5 年	21,267	1,250	22,517	40,564	55.5
平成 10 年	21,160	1,057	22,217	40,612	54.7
平成 15 年	21,010	1,057	22,067	40,621	54.3
平成 20 年	20,860	1,020	21,880	40,643	53.8
平成 22 年	20,776	1,022	21,798	40,646	53.6
平成 25 年	20,776	1,022	21,798	40,647	53.6
平成 28 年	20,774	1,022	21,796	40,586	53.7

- ・森林面積については、長崎県の森林・林業統計（令和元年9月刊行）
- ・行政区域面積については、長崎市の都市計画（資料編）令和元年度面積減は、国土地理院による「全国都道府県市区町村面積調」の算出方法の変更によるもの。
- ・平成5年、10年、15年の数値は、合併町を含む

(3) 民有林の現況

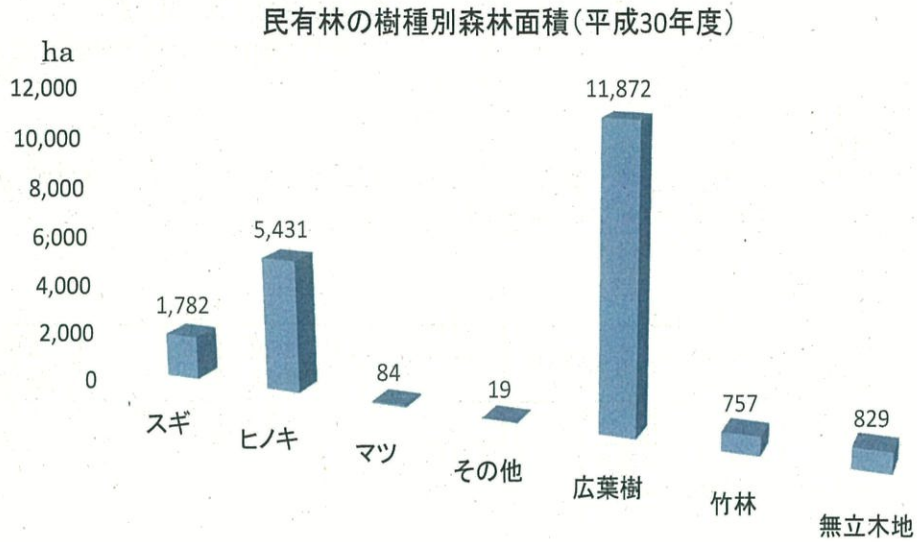
【民有林の 樹種別・林種別 森林資源一覧表】

民有林の樹種別森林資源（面積ha、蓄積千m<sup>3</sup>、竹/千束）

		針 葉 樹					広葉樹	竹林	無立木地		計
		計	スギ	ヒノキ	マツ	その他			未立木地	伐採跡地	
H30	面積	7,316	1,782	5,431	84	19	11,872	757	829	0	20,774
	蓄積	2,159	769	1,370	20	2	1,288	(767)	—	—	3,447

平成30年度長崎県の森林・林業統計（令和元年9月刊行）

・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。





#### (4) 保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されますが、各種優遇措置もあります。

##### 行為制限

- ◆立木の伐採（県知事許可）
- ◆土地の形質変更（県知事許可）
- ◆伐採した跡地への植栽義務

##### 優遇措置

- ◇固定資産税や相続税等税の控除
- ◇伐採の制限に伴う損失補償
- ◇間伐等の造林補助金の加算
- ◇公庫資金借入の優遇
- ◇山崩れ防止等公費負担による治山整備

#### <保安林の種類>

保安林は、水源のかん養、土砂災害の防備等それぞれの公益目的の達成のために指定され、その種類は17種類に及びます。

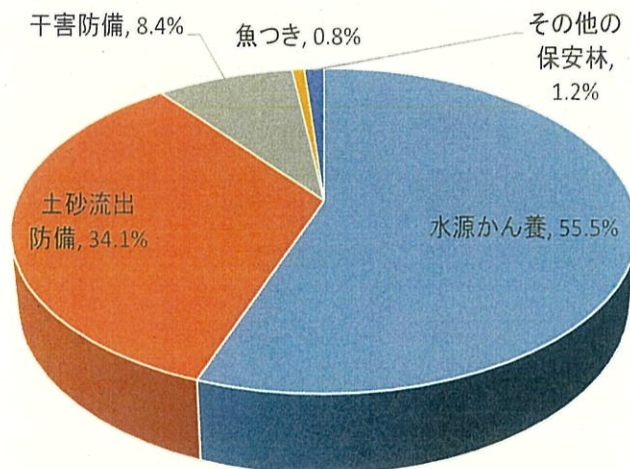
長崎市の保安林の現況

(単位：ha)

種類	水源かん養	土砂流出防備	干害防備	魚つき	その他の保安林	合計	民有林総面積	保安林率
面積	2,482.94	1,522.74	377.51	33.79	54.55	4,471.53	20,774	21.5%

・平成30年度長崎県の森林・林業統計（令和元年9月刊行）

・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。



## (5) 林業就業者数

### 【林業従事者数人口の推移】

林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、若年者の山村離れによる後継者不足といった厳しい状況にあるため、就業者の減少傾向が続き、長崎市では近年100人を割り込んでいる。

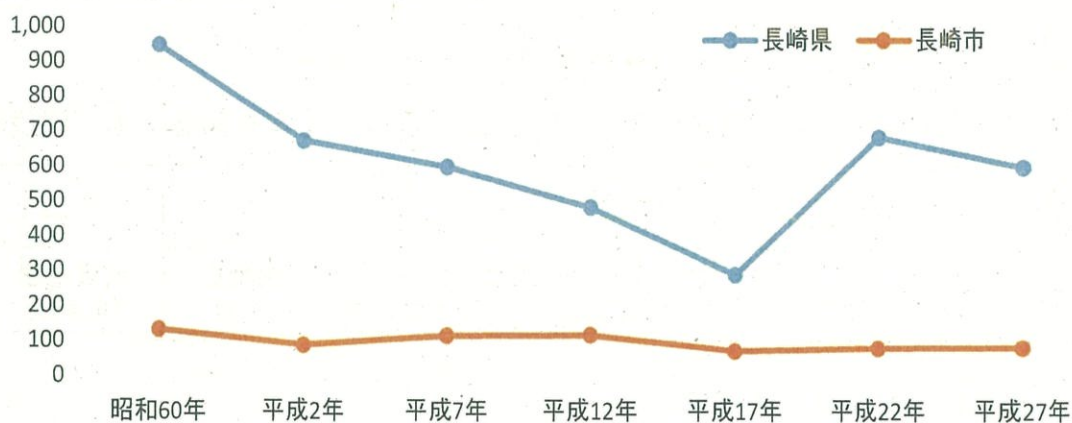
このため、維持管理の行われない森林の増加による森林機能の低下が懸念される。

単位：人

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	13,982	100,497	81,564	67,558	52,173	51,200	45,440
長崎県	946	671	596	480	287	681	596
長崎市	131	86	113	115	70	78	80

資料：国勢調査

※平成22年に全国、長崎県の就業者数について、国勢調査の集計方法の変更があった。



※ 年齢別林業就業者数は、国勢調査における集計データなし

※ 林業生産量については、極めて小量であるため把握できない

## 2 市有林の現状と管理

### (1) 管理形態

直営林：間伐等の保育作業は、業務委託により実施する。

分収造林：国、県及び地域の造林組合等と土地所有者である長崎市と分収契約（伐採時の収益割合等の契約）を結び、国、県又は地域の造林組合等による植林や保育等の管理を実施する。

### (2) 市有林の内訳

(単位：面積ha) 平成22年4月1日現在

区分	直営林	分収林					採草地	総計	
		地域分収	官行造林	公社造林	県行造林	(独)森林総合研究所			
合計	1,308	298	65	204	298	167	254	2,594	
内訳	長崎	893	298	44	41	203	106	254	1,839
	香焼	139	-	-	-	40	-	-	179
	伊王島	5	-	-	-	-	-	-	5
	高島	2	-	-	-	-	-	-	2
	野母崎	57	-	-	-	-	8	-	65
	三和	-	-	21	19	20	-	-	60
	琴海	25	-	-	10	35	-	-	70
	外海	187	-	-	134	-	53	-	374

### (3) 整備の状況【山林整備事業】

市有林の森林資源の有効活用と公益的機能の充実に図るため、間伐等を実施する。

年度	H28	H29	H30	R元	R2
整備箇所 (間伐面積)	上戸町地区ほか (5.4ha)	茂木地区ほか (7.3ha)	網場地区 (7.5ha)	網場地区 (6.8ha)	外海地区 (11.0ha)

## 3 林道基盤整備の概要

### (1) 林道及び作業道の開設状況

令和2年4月1日現在

区分	路線数	延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	備考
林道	21	71,046	60,418	85	長崎地区(西彼半島線含む)
	9	16,255	9,245	57	外海・香焼・野母崎・琴海地区
小計	30	87,301	69,663	80	
林業専用道	1	3,400	1,099	32	外海地区(神浦江川線) H28より開設中
小計	1	3,400	1,099	32	
作業道	24	42,208	12,837	30	長崎地区
	10	9,815	1,834	19	野母崎・琴海地区
小計	34	52,023	14,671	28	
合計	65	142,724	85,433	60	

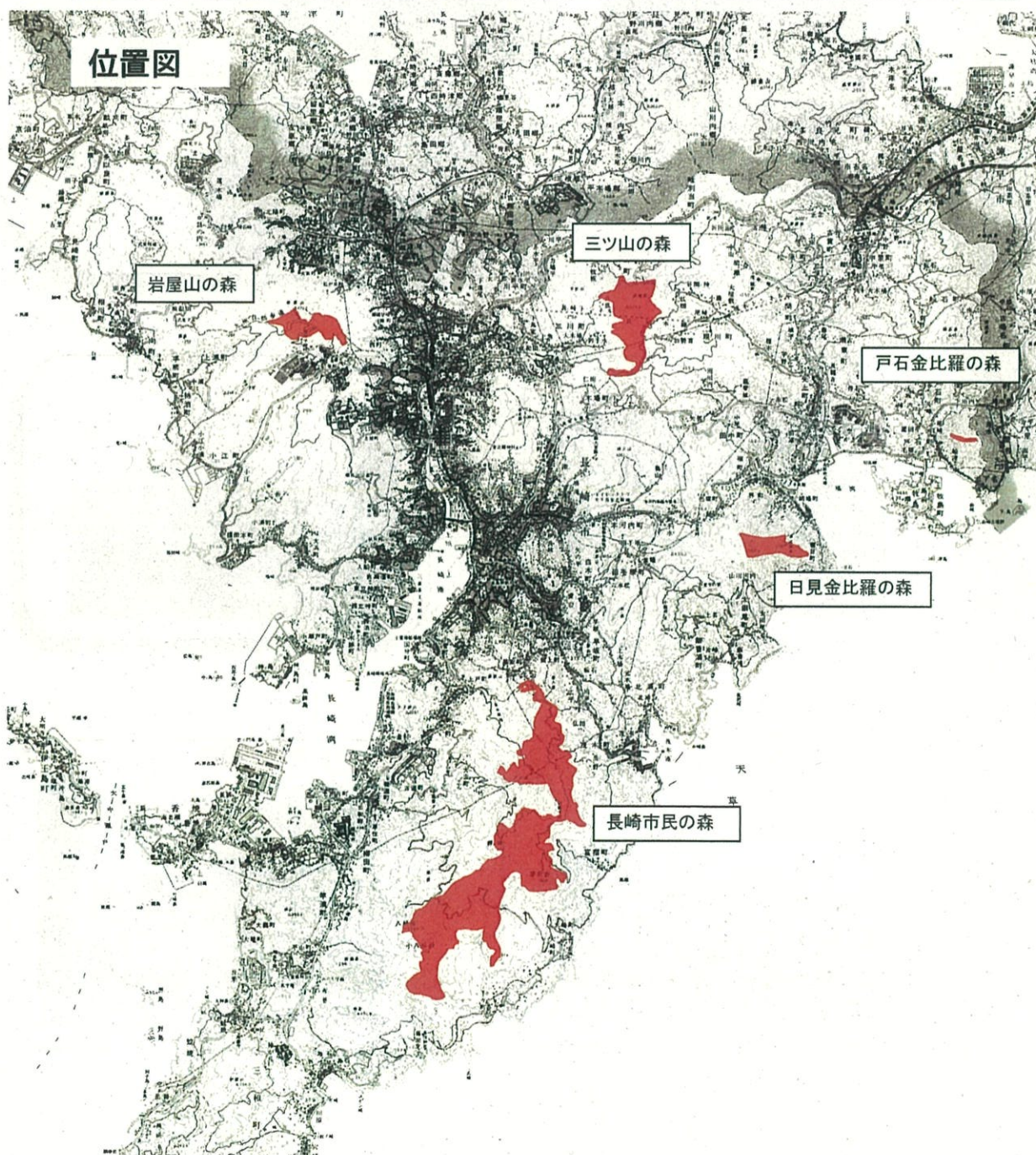
※外海、琴海地区の西彼半島線(林道)は同一路線延長のため、長崎地区に計上している。

#### 4 市民ふれあいの森

##### (1) 設置目的

市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的とする。

名称	整備開始年	面積 (ha)	主な施設
長崎市民の森	昭和 48 年	765	森林体験館、ケビン、キャンプ場
三ツ山の森	昭和 49 年	104	林間広場、花木、遊歩道、トイレ
日見金比羅の森	昭和 63 年	69	林間広場、トイレ、展望台
岩屋山の森	平成 5 年	133	林間広場、ハイブリ、遊歩道
戸石金比羅の森	平成 14 年	17	遊歩道、花木、案内施設



ア 市民ふれあいの森 (写真)

長崎市民の森内「体験の森」

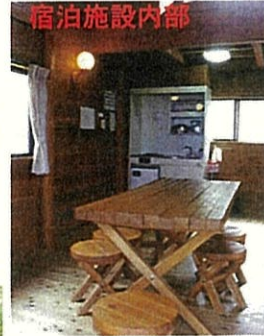
森林学習施設  
(森林体験館)



宿泊施設  
(ケビン)



宿泊施設内部



森林学習施設内部



キャンプ場



運動広場

日見金比羅の森



三ツ山の森



岩屋山の森



戸石金比羅の森

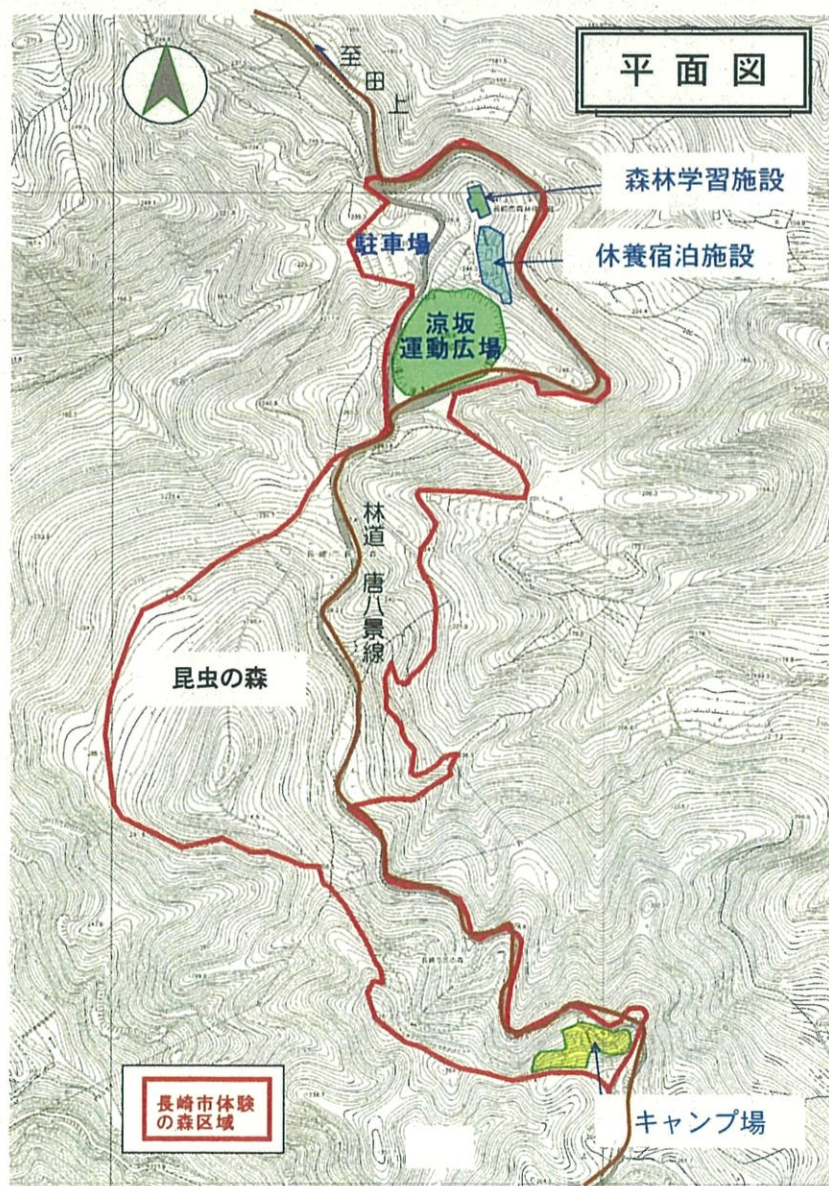


## (2) 体験の森

長崎市民の森内に、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的として設置された施設。

(単位:人)

施設名	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
森林学習施設 (森林体験館)	利用者数	8,602	8,897	7,717	9,871	8,404	9,031	7,877	7,486
休養宿泊施設 (ケビン)	宿泊利用者数	2,638	2,641	2,164	1,878	2,054	1,637	1,550	1,715
	休憩利用者数	1,640	1,429	1,389	1,430	1,671	2,043	1,803	1,404
	計	4,278	4,070	3,553	3,308	3,725	3,680	3,353	3,119
キャンプ場	利用者数	107	123	74	172	238	83	66	155
運動広場	利用者数	14,686	14,941	12,917	12,718	8,277	13,485	10,220	9,898
計		27,673	28,031	24,261	26,069	20,644	26,279	21,516	20,658



ア 体験森施設の概要

長崎市体験の森		
設置場所	長崎市茂木町1010-1 ほか	
設置年月日	平成6年7月1日	
設置目的	市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資する。	
管理運営	(指定管理者) 株式会社 シンコー	
職員配置	—	
施設概要	1 敷地面積 17ha	
	2 主な施設	
	①森林学習施設 (森林体験館)	②休養宿泊施設 (ケビン)
	木造2階建 延480㎡ 1階 (350㎡) 多目的ホール 木工コーナー 管理事務所 シャワー室 2階 (130㎡) 森林学習室	木造平家建 3棟 木造2階建 2棟 平家建 (29.81㎡) 和室, トイレ, 押入, ミニキッチン ユニットバス, 調理器具 2階建 1階 (29.81㎡) 和室, トイレ, 板張, ミニキッチン ユニットバス, 調理器具 2階 (18.22㎡) 板張, 押入 使用料 宿泊1棟 8,904円 休憩1棟1室 523円
	③運動広場	④キャンプ場
	約6,500㎡	約5,500㎡ テントサイト 26区画
	⑤その他の施設	
	・涼坂樹木園 ・昆虫の森	

## 5 間伐材活用促進事業

市直営林の造林作業で発生する間伐材は、従来、切捨て処分していたが、有効利用を図り地域産材のアピールや林業の振興及び森林環境の保全に寄与することを目的として、平成14年度より、間伐材加工所を設置し、丸太や板材等の素材提供のほか「バンコ椅子」や「フラワーポット」等に加工し、さるくコースや公民館、小中学校等公共施設への提供及びイベント開催時の貸出を行っている。

また、「公共建築物等木材利用促進方針」（平成26年10月策定）に基づき、公共建築物等の木材利用を促進することとし、教育委員会において実施した「学校図書館環境整備に関する調査」及び「公民館木質化製品要望調査」などにより要望があった木製品について、年次計画で製作・提供している。

### ■加工実績

	H14～R元年度	備考
バンコ椅子	1,718脚	
フラワーポット	4,549個	
その他加工品	31,733本	2m丸太換算
	H27～R元年度	備考
看板（案内板）	46製品	学校図書館、学校保健室、ふれあいセンター等の木質化
掲示板	11製品	
絵本架	202製品	
楕円展示台	25製品	
ブックトラック	54製品	
本棚	2製品	
設置箇所	165施設	

### 【活用事業名及び補助率】

- (1) 県補助事業名 ふるさとの森林づくり事業（「ながさき森林環境税」事業）
- (2) 補助率 県1/2、市1/2





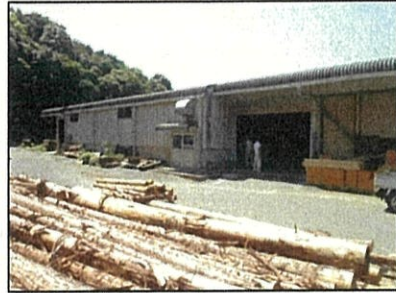
# 学校図書館の木質化の取り組み 模式図

■事業内訳 人件費（製材、加工）、消耗品費（のこ、釘等）  
委託費（天板製作、完成品を学校・公民館までの運搬費）

## 市有林の間伐材活用



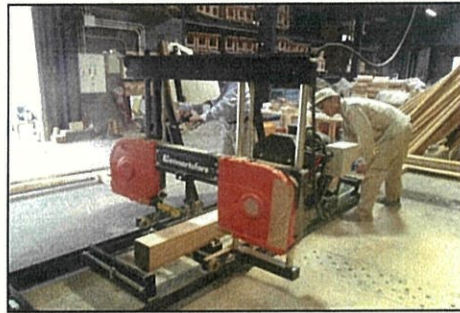
間伐作業（既存補助）山林整備事業



間伐材加工所への運搬



## 間伐材加工所での加工、組立等



製材、加工・組立作業



## 間伐材等で製作する木製品



楕円展示台



ブックラック



掲示板



絵本架



看板

## 6 森林緩衝帯整備事業

### ア 目的

- 市街地周辺の未整備森林は、イノシシの棲みかや隠れ場所、通り道になり、被害が絶えない状況にある。

このような中、棲み分け対策として、見通しの悪い雑木林やヤブは、イノシシ等の有害鳥獣が安心して近づける隠れ場となっていることから、ながさき森林環境税活用事業である「ふるさとの森林づくり事業」を活用し、市有林に住家が隣接している箇所において、幅 15m 程度の範囲で藪の刈払いや樹木の強間伐を行い、鳥獣を寄せつけない環境整備（緩衝帯）を整備するもの。

### イ 事業内容

#### 【H30（実績）】

- 整備地 ・春木町～淵町地区 A=1.6ha（長崎市有林）  
 ・小江原地区 A=1.2ha（長崎市有林）

#### 【R元（実績）】

- 整備地 ・星取地区 A=0.8ha（長崎市有林）  
 ・鳴滝地区 A=1.7ha（長崎市有林）



## 「森林緩衝帯整備事業」～イノシシ対策としてのバッファゾーン～ イメージ図

### 事業前

- 山林地のイノシシが藪に隠れながら集落へ近づいてくる。

- 防護柵をしても、周辺に藪があるとその効果は低下する。



### 事業後

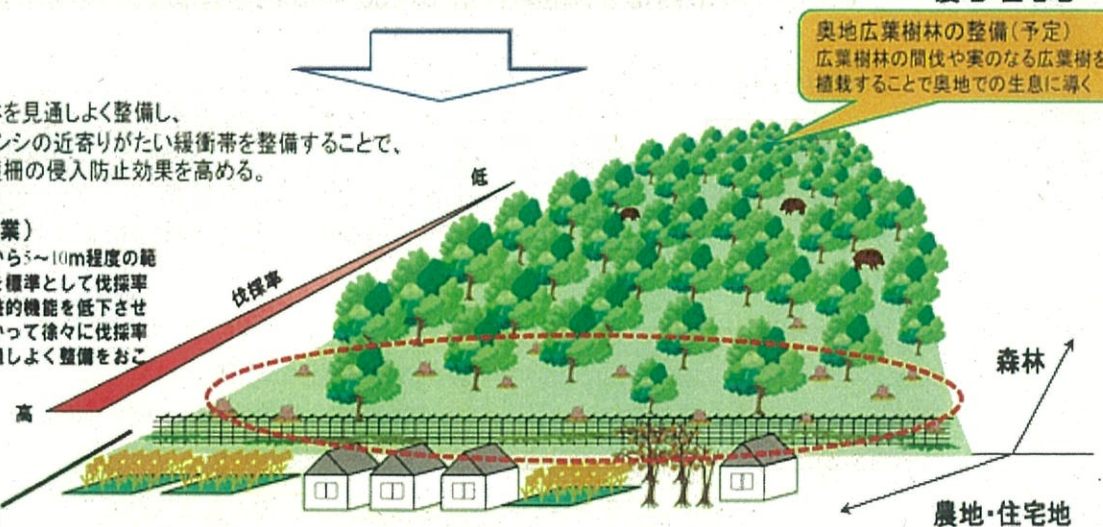
- 森林を見通しよく整備し、イノシシの近寄りやすい緩衝帯を整備することで、防護柵の侵入防止効果を高める。

#### ○バッファゾーン

##### （森林緩衝帯整備事業）

施行例：人家や田畑から5～10m程度の範囲は中高木も全刈りを標準として伐採率を高くし、森林の公益的機能を低下させないよう、山側に向かって徐々に伐採率を低くしながら、見通しよく整備をおこなう

- 防護柵（有害鳥獣対策事業等）



## 7 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

### ア 目的

過疎化や施業者の高齢化に伴い、手入れが行われなくなった森林に対し、森林の持つ多面的機能(地球環境保全、物質生産機能等)を持続的に発揮させるため、地域住民中心の活動組織が実施する、森林管理活動や資源を利用するための活動に対し、国と地方公共団体(県・市町)が一定の支援を行うもの。

イ 実施期間 平成 25 年度～令和 3 年度

ウ 窓口 長崎森林・山村対策協議会

エ 支援を受けるための要件

- (ア) 活動組織は、地域住民や森林所有者等(3名以上)で構成されていること。
- (イ) 活動対象森林は、原則、森林経営計画が策定されていない森林とする。
- (ウ) 活動組織及び活動対象森林は、原則、長崎県内とする。
- (エ) 全体の活動内容や年度別の取り組み等を記載した活動計画書が必要。

オ 支援の種類及び助成費用(1活動組織の助成限度額は年間500万円とする)

#### ① メインメニュー

(ア) 地域環境保全タイプ

- ・ 里山林景観を維持するための活動(助成単価16万円/ha)
- ・ 侵入竹の伐採・除去活動(助成単価38万円/ha)

(イ) 森林資源利用タイプ

- ・ しいたけ原木などとして利用するための伐採活動(助成単価16万円/ha)

#### ② サイドメニュー(メインメニューと組み合わせて実施)

- (ウ) 森林機能強化タイプ(路網補修・機能強化等)(助成単価1,000円/m)
- (エ) 活動の実施に必要な機材及び資材の整備(必要額の1/2又は1/3を助成)



里山林保全活動

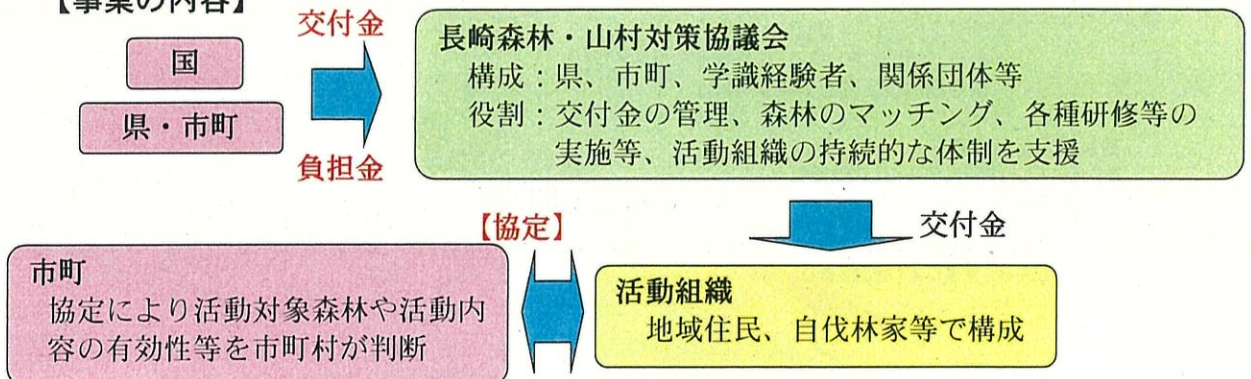
竹林整備活動

森林資源利用

教育・研修活動

カ 令和元年度の実績(長崎県全体) 44活動組織に、計34,960,362円を助成(うち長崎市内は11組織、計5,255,409円を助成。)長崎市負担634,328円

### 【事業の内容】



## 8 林業機械導入事業

### ア 現状と必要性

長崎市の人工林（スギ、ヒノキ）面積7,213haの内、41年生以上が約5,465ha（75%）を占めており、利用間伐材を主体に木材生産に努める必要があります。

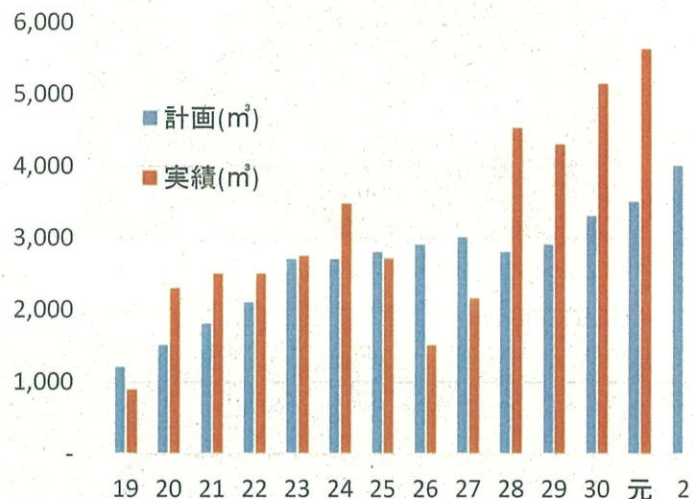
このような中、低迷する国内林業の活性化と山村での雇用創出を狙い、国による「森林・林業再生プラン」が策定され、木材を搬出する作業道の整備などに集中投資して効率化と安定供給を実現し、林業を成長産業に育てるため、木材自給率を2025年までに現在の24%から50%まで引き上げる目標が掲げられています。

しかしながら、近年の木材価格の低迷に伴い、林業従事者の高齢化や担い手不足等により、森林環境の著しい荒廃が懸念される中、その振興策の一つとして作業道の整備と併せて林産事業用機械の導入促進を行うことによりコストを削減し、造林及び林業の振興、ひいては森林環境の荒廃を防止に努める必要があります。

### イ 事業内容

長崎市が出資する長崎南部森林組合が国庫補助事業により林産事業用機械を購入する費用の一部を管内4市2町で協調し助成する。

年度	計画 (m <sup>3</sup> )	実績 (m <sup>3</sup> )	実施率
19	1,200	888	74%
20	1,500	2,300	153%
21	1,800	2,501	139%
22	2,100	2,500	119%
23	2,700	2,744	102%
24	2,700	3,478	129%
25	2,800	2,713	97%
26	2,900	1,507	52%
27	3,000	2,157	72%
28	2,800	4,525	162%
29	2,900	4,302	148%
30	3,300	5,138	156%
元	3,500	5,629	161%
2	4,000		



### <林産事業用機械導入実績>

単位：台

年 度	導 入 機 種						計
	ハ-ハスタ-	プロセッサ	スイングヤータ	グリップル付 パワーショベル	グリップル付 フォワーダ	グリップル付 10トントラック	
平成25年度まで		2	1	2	2	1	8
平成26年度		1					1
平成27年度					1	1	2
平成28年度		1			1		2
平成29年度	1		1				2
平成30年度	1				1		2
令和元年度		1			1		2
計	2	5	2	2	6	2	19

**導入機種**

<p><b>【プロセッサ】</b> 伐採した木材の枝払い及び指定した長さに切断する</p>	<p><b>【グラップル付パワーショベル】</b> バックホーとして作業路の開設等の土砂掘削に加え、バケット部分に木材等をはさむことが可能なグラップルを備えた機械</p>	
		
<p><b>【グラップル付フォワーダ】</b> 林内において、伐採した木材を運搬する</p>	<p><b>【クレーン・グラップル付10トントラック】</b> 林内に集積された木材を市場等に運搬する</p>	
		
<p><b>【ハーベスタ】</b> 伐倒、枝払い、指定した長さに玉切り、集積作業を一貫して行う機械</p>		
 <p style="text-align: center;">伐採</p>	 <p style="text-align: center;">枝払い</p>	 <p style="text-align: center;">玉切り</p>
<p><b>【スイングヤード】</b> 建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載した集材機</p>		
		

## 9 その他の事業

### (1) 山林監視員制度

#### ア 設置目的

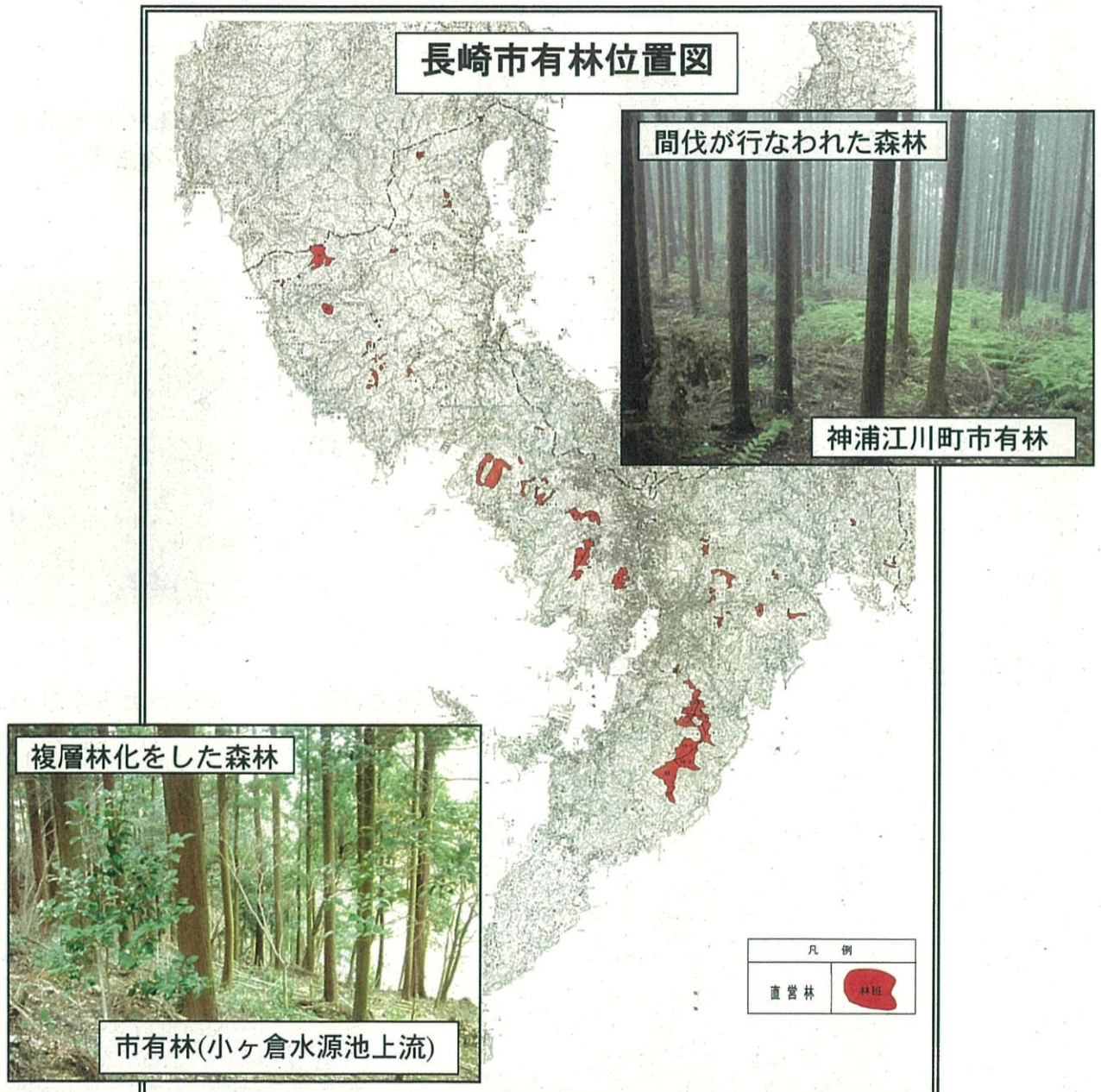
市有造林地を管理させるため、長崎市山林監視員規則に基づき、山林監視員を市長が任命し、市有林の巡視を行い、環境保護等健全な管理を行う。

#### イ 活動状況

■現在、18名の山林監視員で市有造林地を管理。

■週1回以上、担当造林地を巡視し、月1回報告する。

- ・担当造林地内の土地・立木竹・標柱その他の物件を保護監視し、特に盗伐、火災及び病虫害を警戒防止する。
- ・造林地内の調査・測量・植林・伐採等の作業を補助し、又は、監督する。
- ・造林地の図面その他の物品を監理する。



## (2) 松くい虫防除及び予防対策

### ア 目的

森林病害虫等（松くい虫）を早期に、且つ、徹底的に駆除し、そのまん延を防止し、森林の保全を図る。

### イ 事業箇所

- 長崎地区（茂木・上戸町）0.83ha
- 野母崎地区（脇岬、野母、高浜）1.07ha
- 外海地区（池島）0.21ha

### ○ 松くい虫防除とは

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長1mmにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされますが、その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫で、被害のまん延を防止するため、松くい虫被害防除の大半は、媒介するマツノマダラカミキリを駆除するものです。

### 地上散布



### 予防対策

6月頃に、健全な松林に農薬を散布することで、マツノマダラカミキリの成虫を駆除するもの。  
(毎年実施)

### 予防対策

11月から翌年の3月までに実施。殺線虫剤を直接樹幹に注入するもので、マツの木全体に行き渡らせておいて、侵入・増殖を阻止します。  
(薬の残留期間は、1回の注入で4年～5年)

### 樹幹注入



### 被害木の伐倒処理：伐倒駆除

10月中旬～2月頃に実施。枯れ松の樹幹内にいるマツノマダラカミキリの幼虫、マツノザイセンチュウを駆除するもの。

### 油剤処理 (10月までの被害木)



### 燻蒸処理 (11月以降の被害木)



### (3) 森林環境税及び森林環境譲与税（国税）

#### ア 森林環境税(国税)及び森林環境譲与税の創設

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。(平成31年4月1日施行。ただし、森林環境税は令和6年1月1日施行。)

森林環境税及び森林環境譲与税は、国内の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に要する経費に充てるよう定められている。

#### (ア) 森林環境税

納税義務者： 国内に住所を有する個人に対して課する国税  
税 率： 1,000円  
賦課徴収： 市町村（個人住民税と併せて実施）

#### (イ) 森林環境譲与税

譲与総額： 森林環境税の収入額に相当する額  
譲与団体： 市町村、都道府県  
使 途：  
（市町村） 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。  
（都道府県） 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用。  
譲与基準：  
（市町村） 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分。  
（都道府県） 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分。

#### イ 基金の設置

長期にわたり森林の整備及びその促進に関する施策の費用と財源の関係を明確にするため、譲与税の受け入れ先として、令和元年7月に「森林環境譲与税基金」を設置した。



(4) ながさき森林環境税 (県民税)

ア 課税の期間 平成19年4月1日～令和3年3月31日の15カ年間

イ 課税額 個人：年間500円

法人：均等割額の5% (資本金に応じて1,000円～40,000円)

ウ 税収額

平成19年度～30年度 (実績)

個人県民税 37億1,804万円、法人県民税 7億87万円

(内、個人県民税 長崎市 11億7,234万円)

エ 税の管理 基金を設置し、民間有識者で構成する「基金管理運営委員会」が事業の透明性、公平性、効率性を精査する。(公募)

オ 指定事業 「ながさき森林環境税」を活用するため、ながさき森林環境保全事業で実施。

第3期ながさき森林環境税

※その他知事が認めた者も可能

事業名	事業概要	事業主体
① 未整備森林緊急整備	森林経営計画区域内森林のうち、荒廃した人工林を対象として切捨間伐に係る経費を支援	森林経営計画樹立者
② 環境保全林緊急整備	荒廃した森林(人工林、広葉樹、竹林)を対象として、公益的な機能が高い森林に誘導するために必要な事前調査費等の支援及び森林整備の実施	事前調査：市町 一部は集落可 森林整備：県
③ 森林整備作業システム構築事業	効率的な作業システム構築のための森林作業道の開設及び高性能林業機械のリースにかかる経費の一部助成	作業道 森林経営計画樹立者 リース 林業認定事業体 ※
④ しまの間伐促進	離島から内地に計画的に出荷される間伐材の海上輸送費の支援	森林組合 ※
⑤ ふるさとの森林づくり(市町提案型事業)	境税の趣旨に即した地域の独自性と創意工夫による多様な取組みを支援し、地域の森林づくりや県産材の利用等を促進	・市町 (間接補助者を含む) (注) 学校、森林ボランティア団体については、こちらで申請
⑥ ながさ木・なごみの街づくり	県民の目にふれる機会の多い、公共性の高い民間施設の木質化、木製品導入にかかる経費支援	その他知事が認めた者
⑦ 県民の参加の森林づくり	一定の要件を満たす団体において、税の趣旨に即した活動を支援	2以上の市町で活動している団体で、知事が適当と認める者
⑧ ながさ木・未来のほほえみ育成事業	県産材を使用した木製品等の導入する場合、補助率を嵩上げ	認定こども園等

# 3 (2) 長崎いこいの里



森林地域 (約130ha)



里山再生地域 (約50ha)



あぐりの丘地域 (約50ha)



あぐりフェス (やってみよう)

水産農林部  
令和2年6月

# 目 次

## 1 長崎いこいの里

- (1) いこいの里の背景と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-23～3-24
- (2) いこいの里全体計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-25
- (3) 事業のコンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-26
- (4) 来園者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-27

## 2 ゾーニング

- (1) あぐりの丘地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-28～3-33
- (2) 里山再生地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-34～3-35
- (3) 森林地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-36～3-37

## 3 市民協働の取組み

- (1) 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-38
- (2) 取組みの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-39～3-40

## ○参考資料

- 所管施設一覧（長崎いこいの里）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-41

# 1 長崎いこいの里

## (1) いこいの里の背景と経緯

長崎いこいの里は、市の中心市街地の北西約10kmに位置し、JR長崎駅から車で30分、又隣接する時津町、長与町の中心部から車で10分～20分程度と市街地から比較的近距离にある自然豊かな場所であることから、昭和62年のリゾート法制定後、ゴルフ場開発を主体とするレジャー施設計画が立案されたが、社会情勢の変化によりゴルフ場開発は中止され、当初計画の総面積約230haのうち約50haを農業公園型施設「あぐりの丘」として整備して平成10年7月に開園した。

開園当初は、自然に親しむことのできる身近なレクリエーションの場として親しまれ、約47万人の来園者があったが運営母体の企業の撤退等により来園者は減少し、平成20年度の来園者は約14.5万人となった。

このような中、平成20年度にいこいの里が都市計画部から水産農林部に移管されたのを契機にして、「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び「食農教育」をコンセプトとする「いこいの里再整備計画」を策定し、いこいの里(約230ha)を「あぐりの丘地域(約50ha)」、「里山再生地域(約50ha)」及び「森林地域(約130ha)」の3ゾーンに分けて、それぞれの特徴を生かした再整備に取り組みを開始し、市民が交流、体験及び遊びを通して自然とふれあうことができる施設として、年間約30万人の来園者に親しまれている。

近年は、ふれあい動物広場や大型遊具のあるちびっこ広場、噴水・せせらぎ水路を備えた親水広場がある憩の広場整備、里山及び森林地域の景観整備などの取り組みにより広場整備などハード面については、一定整備が完了したことから、ソフト面の充実を図り、更に多くの市民に来園していただけるよう平成25年度から市民協働の取り組みを開始し、市民活動団体との協働の取り組みは活動団体数、活動プログラム数、プログラム参加者数とも着実に増えてきたこともあり、来園者数が平成27年度以降は30万人を超え、平成29年度は31万人を超えた。

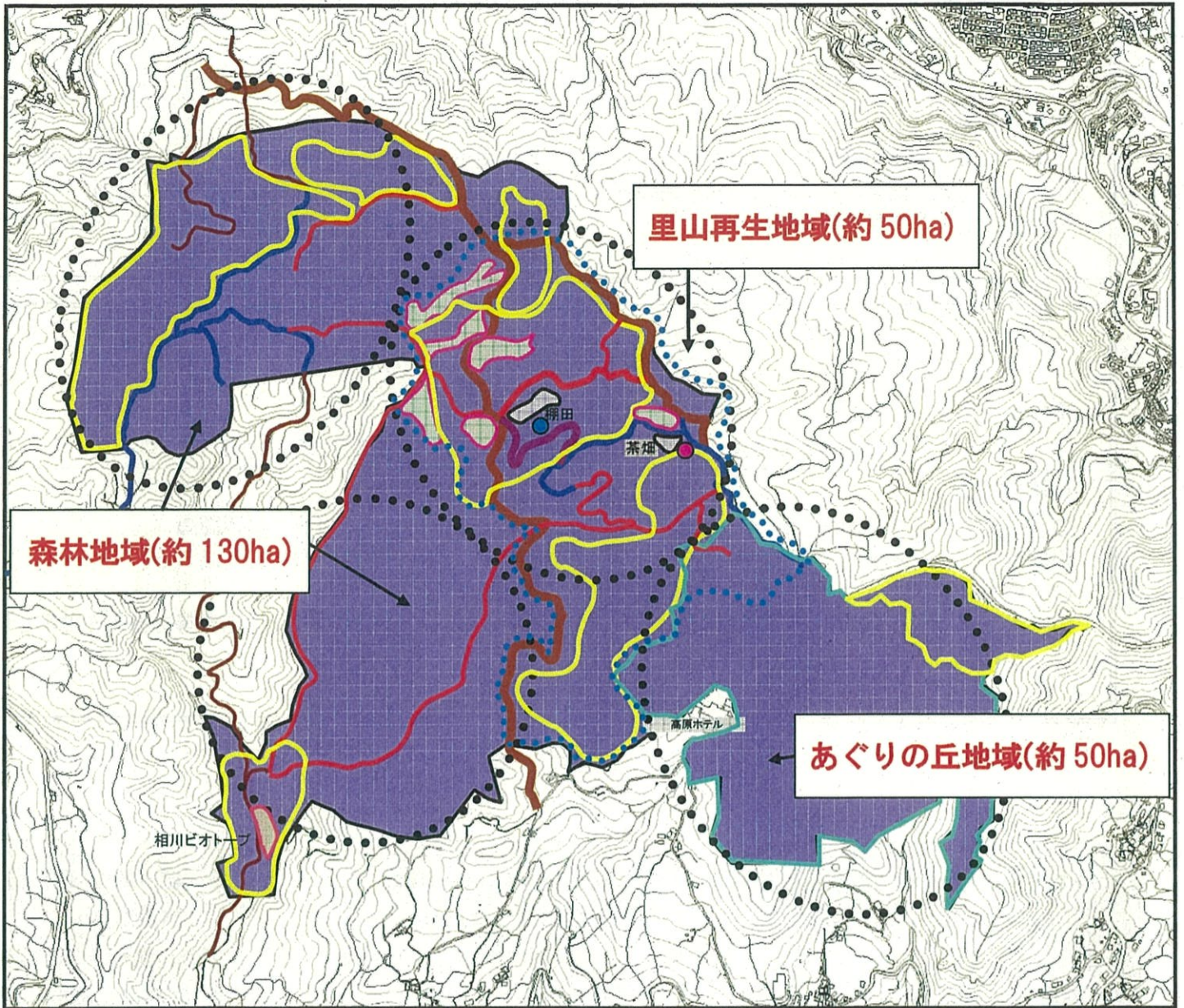
また、年間30万人が訪れる施設となり、あぐりの丘が現在持っている、強みをさらに活かし、来園者が大きく伸びる可能性について、「市民ニーズの確認」及び「類似施設の状況把握」などの現状分析や方向性などの検討作業を進めた結果、施設の運営の方向性について、これまでの「土と自然に親しむレクリエーションの場」から「遊びを通して子供の成長をみんなで育む施設」への変更に向けた検討を進めている。

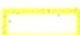
■いこいの里の主な経緯

経緯	主な内容
昭和56年3月	「自然と動物に親しむいこいの里構想」策定
昭和62年2月	「いこいの里スポーツレクリエーション施設基本計画」策定
昭和62年6月	総合保養地域整備法（リゾート法）施行
昭和63年7月	いこいの里事業用地の先行取得を長崎市土地開発公社へ依頼
平成9年1月	いこいの里の整備計画を農業公園型へと方針変更
平成10年7月	いこいの里「あぐりの丘」開園（㈱長崎ファミリーリゾート、㈱ファーム運営）
平成12年11月	市長がいこいの里におけるゴルフ場開発計画の中止を市議会へ表明
平成13年4月	あぐりの丘の維持管理を㈱長崎ファミリーリゾートへの委託から本市直営に変更
平成18年4月	㈱ファームの撤退により維持管理部門に加え、営業部門も本市直営となる
水産農林部	
平成20年度	いこいの里再整備計画の策定、里山の散策路の整備
平成21年度	里山再生地域の整備開始（景観整備、棚田整備、管理用道路の整備）
平成22年度	あぐりの丘の駐車場の無料化 ちびっこ広場（複合遊具）及びふれあい動物広場（動物小屋）の整備
平成23年度	ちびっこ広場（複合遊具）及び親水広場の整備
平成24年度	親水広場のオープン
平成25年度	市民協働の取組を開始
令和元年度	長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例の廃止



(2) いこいの里全体計画図



凡 例	
	いこいの里区域
	あぐりの丘地域
	里山整備エリア
	森林整備
	車道(既設修復)
	作業道路(新設)
	往環道(重点整備)
	歩道(森の小径整備)
	棚田・ほ場整備
	トイレ
	炭焼窯(体験用)

### (3) 事業のコンセプト

#### ◆コンセプト 1

『市民参加で創る、人と自然のつながりを思い出し体感する場』

#### ◆キャッチフレーズ

いこいの里はスローライフの発信地 ～楽しみながら人と自然のつながりを創り出そう～

#### ◆基本方針

- いこいの里が持つ場の力（自然、歴史、景観など）の活用
- 農、林、食、環境、自然など体験事業の拡充
- 世代を超えた市民活動の場の創出
- 企業、NPO、市民など幅広い参画
- 地産地消の推進とブランド化
- 家族連れ、高齢者（アクティブシニア）をターゲット

#### ◆コンセプト 2

『食農教育』

#### ◆キャッチフレーズ

「いのち」に直接つながる食や農業について、体験や交流、学習ができる施設

#### ◆基本方針

- 「いのち」を「いただく」ことの大切さや日常生活能力の基礎である「食」の再認識
- 本やインターネット（視覚）では伝わらない感触（臭覚、味覚、触覚）などを「感じる」
- 「植物」を育てることは、大きな労働を伴うことを実感する。
- 子供だけでなく、主婦層や高齢者層も対象とした体験メニューや、ボランティア活動等の機会を提供し「生涯学習」につなげる。



#### ◆あぐりの丘地域（約50ha）

「ふれあいのあるまち」

#### ●エリアの基本方針

交流と体験・遊びを通して、人と人・人と自然がふれあい、新たな発見や賑わいが生まれる場

- ・料理体験
- ・収穫体験
- ・工作体験
- ・市民バザール
- ・ちびっこ広場
- ・ふれあい動物広場
- ・親水広場
- ・木工・陶芸体験
- ・小動物とのふれあいなど

#### ◆里山再生地域（約50ha）

「人と自然のつながり」

#### ●エリアの基本方針

市民参加による里山復元と里山体験し、昔懐かしい里山を思い出させる場

- ・お茶摘み体験
- ・田植・稲刈体験
- ・里山ウォーキング
- ・梅、柿、栗などの季節を感じる景観整備
- ・焚き木とりと炭焼き体験
- ・往還道周囲の整備など

#### ◆森林地域（約130ha）

「自然環境」

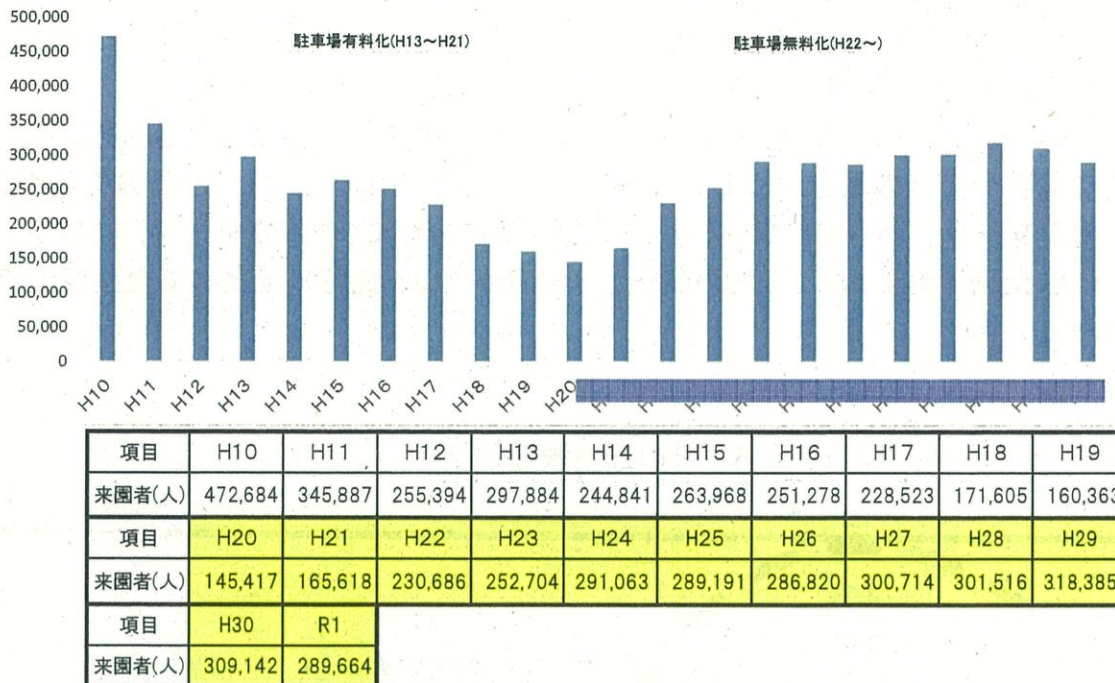
#### ●エリアの基本方針

市民参加のもと、森林、散策路整備と自然体感する場

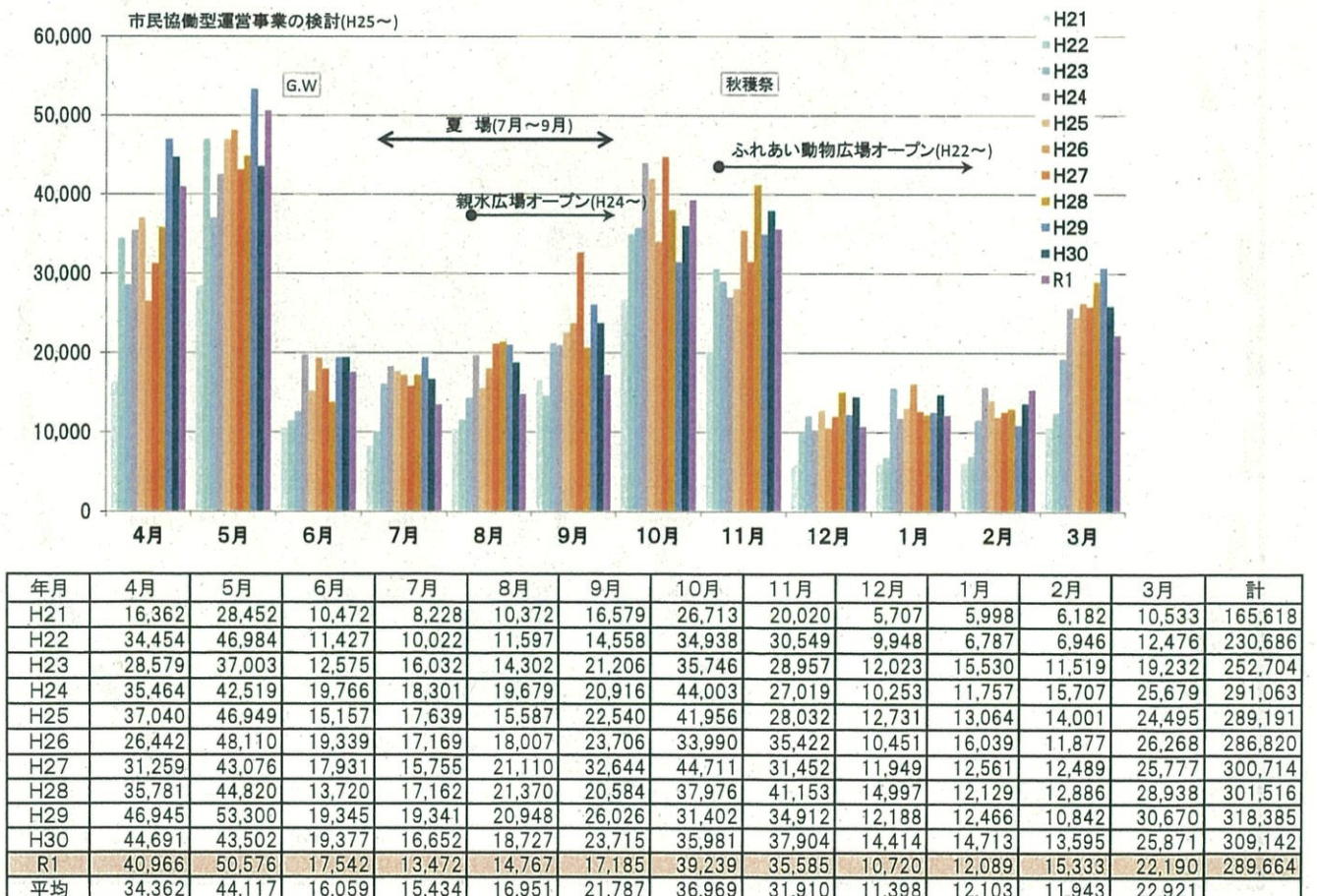
- ・間伐、植樹体験
- ・自然観察
- ・昆虫の森
- ・市民手作りの散策路整備
- ・くぬぎ林、コナラ林、アベマキ林などの整備
- ・案内、誘導看板の設置
- ・ビオトープと水生動物観察など

#### (4) 来園者数の推移

##### 来園者数の推移(H10～R1)



##### 来園者数月毎の推移(H21年度～R1年度)





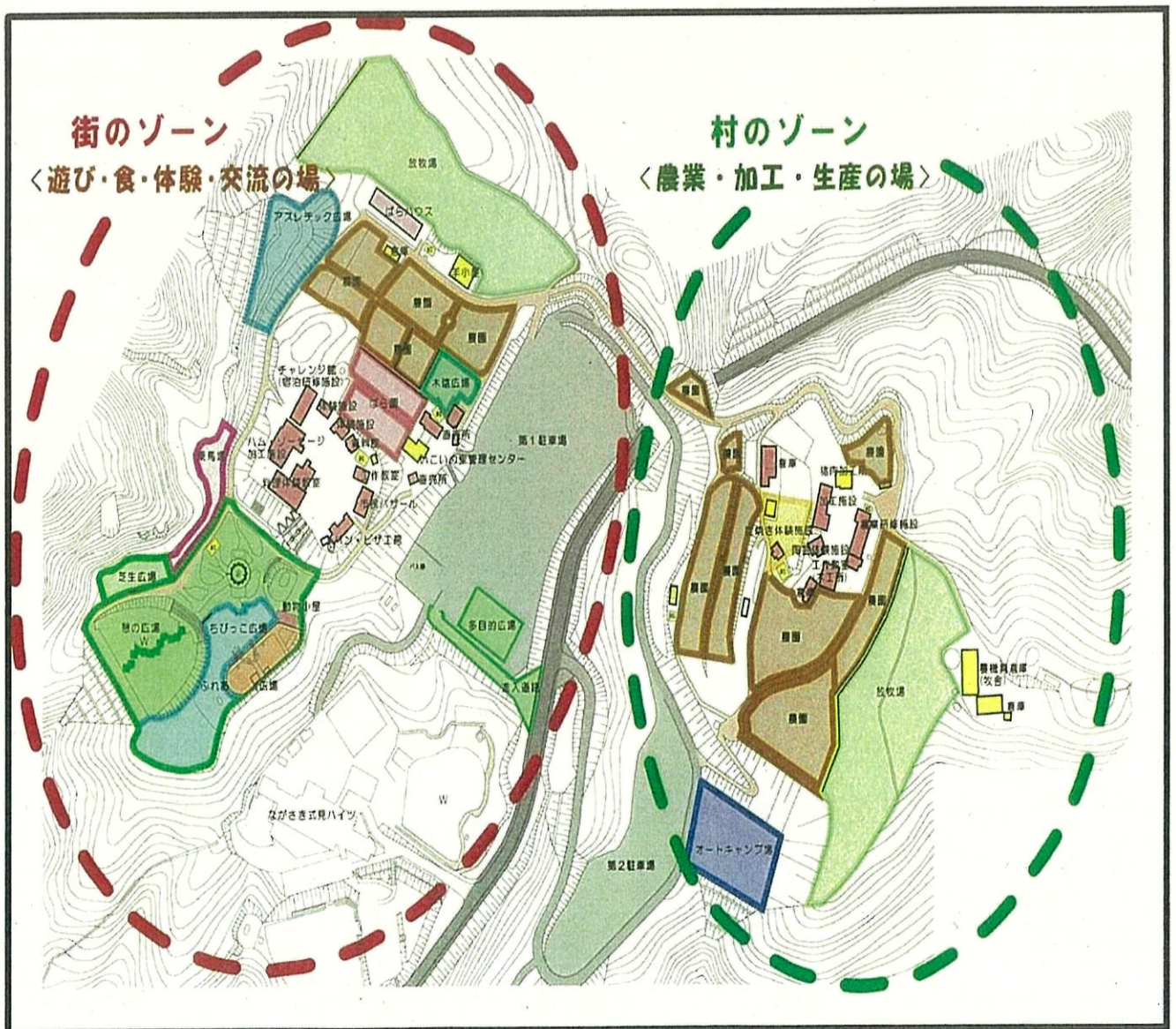
## 2 ゾーニング

### (1) あぐりの丘地域

#### (ア) あぐりの丘地域の概要

あぐりの丘地域(約 50ha)については、「食農教育」・「自然とのふれあいなど様々な体験や交流の場をつくる」を再整備ビジョンとして定め、あぐりの丘地域を「街のゾーン」と「村のゾーン」の2ゾーンに分けて、「街のゾーン」は遊び・食・体験交流の場として、「村のゾーン」は農業加工、生産の場として再整備に取り組んでいる。

あぐりの丘地域図



(イ) 各種体験への参加状況

あぐりの丘では、市民参加型のイベントの開催や施設の充実を図ることで、市民が土と自然に親しみながら行う、レクレーションの場を提供している。

平成 30 年度あぐりの丘体験・参加状況 (101 種類) 64,544 人 (単位：人)

	名 称	延べ回数	延べ参加者数		名 称	延べ回数	延べ参加者数
食育系	料理体験	101	1,233	動物ふれあい系	ふれあい動物体験	351	33,075
	料理特別教室 (15 種類)	28	1,280		動物えさやり体験	316	3,532
	焼きいも体験	3	236		羊の毛刈り体験	2	260
	餅つき体験	2	149		小計		36,867
	飯ごう炊さん体験	107	5,040	花系	切りばら体験	10	300
	味噌作り体験	2	165		育て方、切り接ぎ研修会	2	5
	小計		8,103		フラワーアレンジメント教室	3	90
			ガーデニング教室		2	48	
自然系	収穫体験	18	8,908	ものづくり・その他	夏休み工作教室	3	187
	稲作体験	17	518		スケッチ大会	2	40
	お茶つみ体験	4	183		写真コンテスト	—	92
	びわ収穫体験	2	49		鬼火焚き、職場体験	5	305
	自然観察会	1	72	小計		624	
	昆虫採集	2	128	市民協働	市民活動プログラム (48 団体、61 種類)	323	5,117
	小計		9,858		小計		5,117
			計			64,544	
福祉系	幼稚園・保育所収穫体験	24	3,362				
	障害者園芸体験	5	170				
	小計		3,532				

また、環境に配慮した取り組みとして、フリーマーケット (企画 22 回、実施 17 回) を開催し、延べ 41,407 人の方が来園された。

○幼稚園・保育所収穫体験

長崎市内の幼稚園、保育所を対象に、さつまいもの植付けや収穫体験を実施し、自然・土とのふれあいや収穫の喜びなど、情操教育と自然教育の場を提供している。



植え付けの様子



収穫の様子

### ○障害者園芸体験

心身に障害があるために外出の機会が少ない者が、いこいの里で野菜等の種まきから収穫等の園芸作業による自然や土とのふれ合う体験をとおして、心と体のリフレッシュの場所を提供している。(長崎市心身障害者団体連合会)



収穫祭の様子

### ○料理体験

作物の収穫から調理、食べるまでを体験する『採って作って食べよう体験』や毎月新しいメニューにチャレンジする特別教室、パンやアイスクリーム作り等の料理体験を通じて家族のふれあいや市民の余暇の楽しみの場を提供している。



採って作って食べよう体験



特別教室 (かぼちゃのモンブラン)



メロンパン作り



アイスクリーム作り

○飯ごう炊さん体験

デイキャンプ場で、バーベキュー・飯ごう等を行うための釜戸を貸し出すことにより、家族のふれあいや余暇の楽しみの場を提供している。



デイキャンプ

○その他



もちつき体験



鬼火焚き

○フリーマーケット

家庭の不用品の再資源化、再利用化や利用者同士の交流の場を提供している。



フリーマーケット（通常開催）



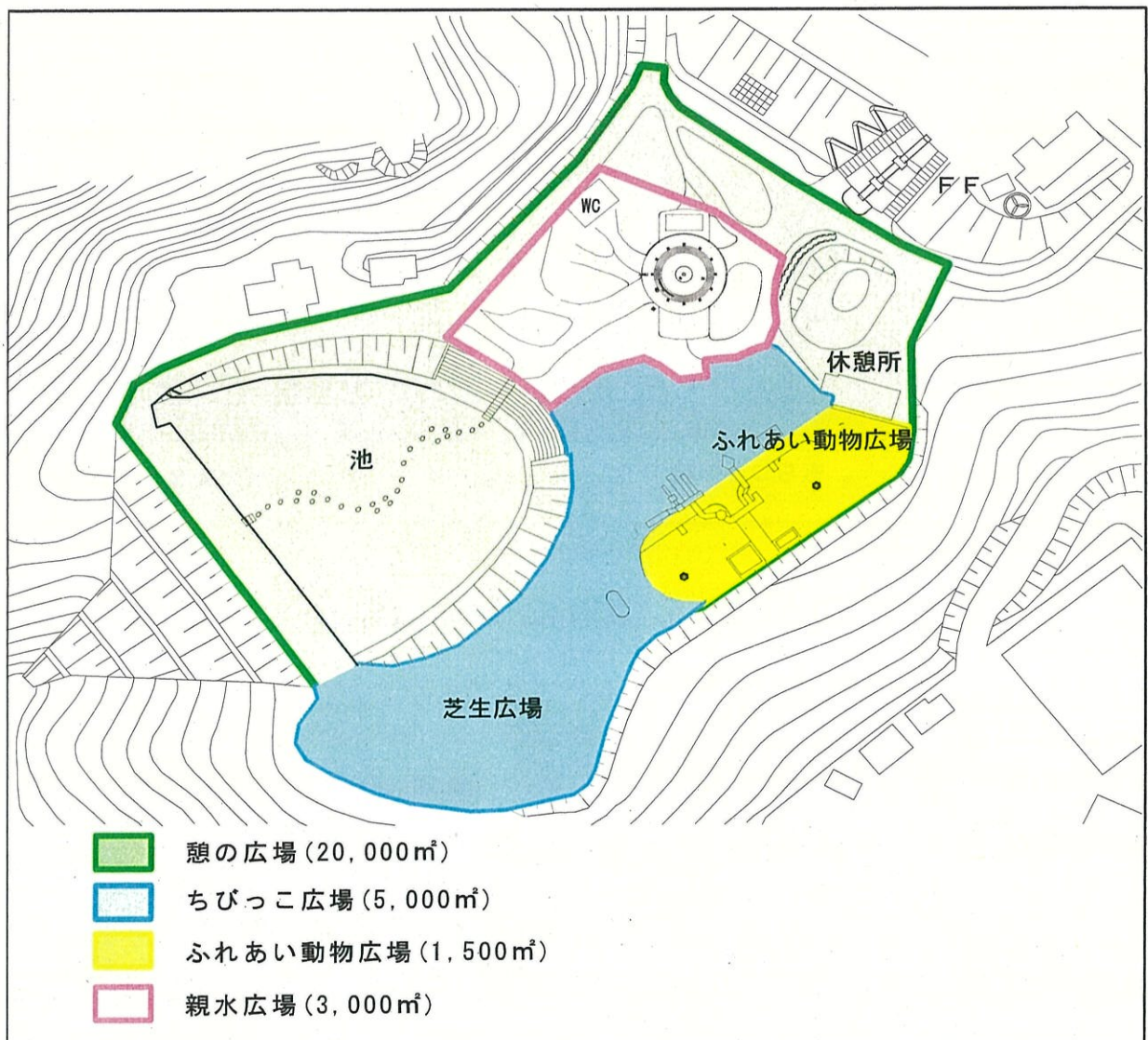
大フリーマーケット

## (ウ) 憩の広場整備事業

あぐりの丘の街のゾーンでは、平成22年度から平成24年度の3ヶ年で、家族連れや高齢者などの市民が楽しめる「憩いの広場」として、ちびっこ広場、ふれあい動物広場及び親水広場を整備した。

ちびっこ広場では、複合遊具、遊具、健康遊具及びあずまや等の整備、ふれあい動物広場では、動物小屋及び柵等の整備、親水広場では、噴水、水遊び、芝生等の整備を行ったことにより、あぐりの丘に新たな魅力が加わり、市民や来園者により一層親しまれる魅力的な施設となった。

憩の広場配置図





憩の広場（全景）



憩の広場（飛び石の池）



ちびっ子広場（複合遊具）



ちびっこ広場（芝生）



ふれあい動物広場（羊）



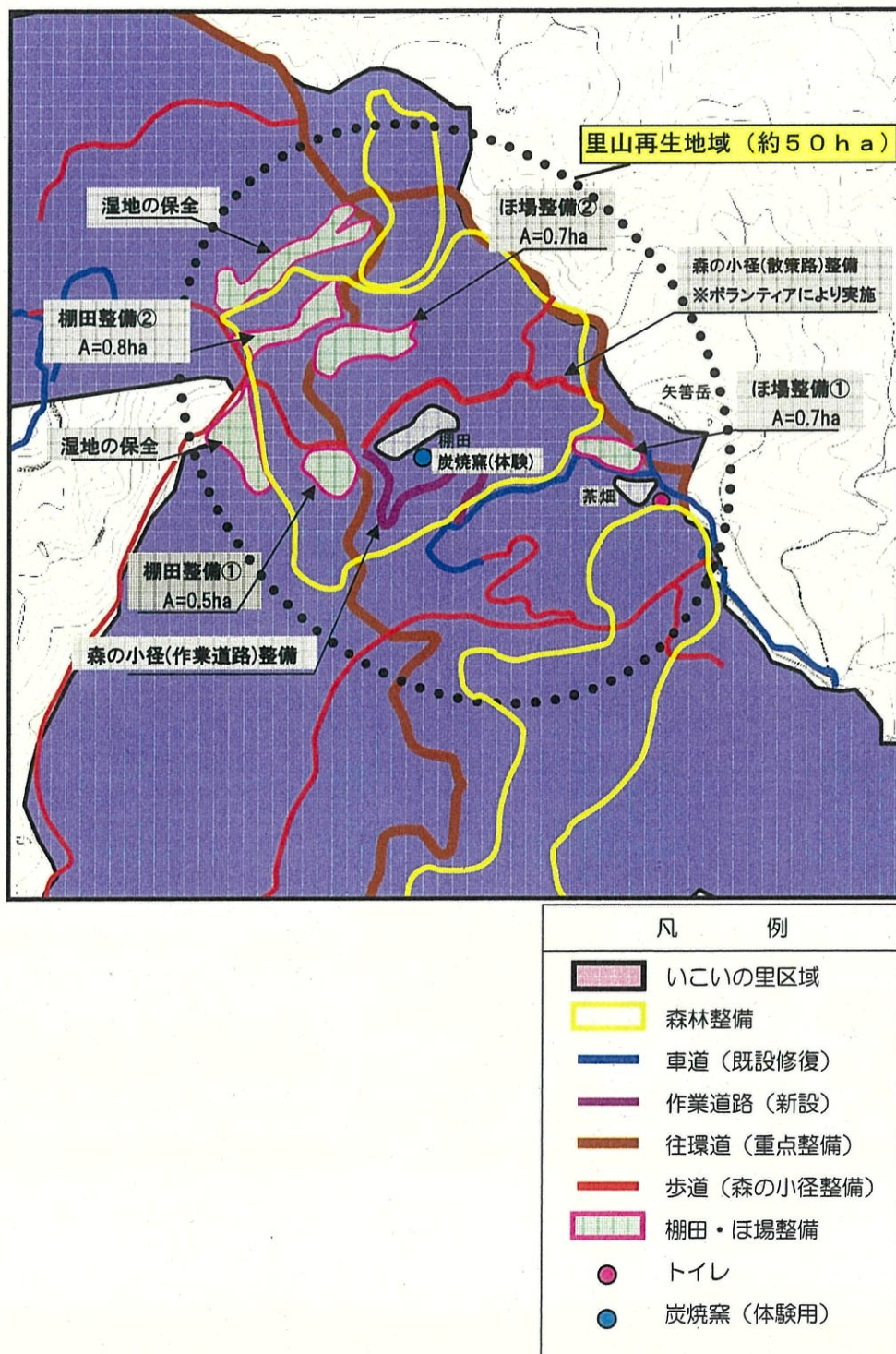
親水広場（噴水）

## (2) 里山再生地域

### (ア) 里山再生地域の概要

里山再生地域(約50ha)は、昔懐かしい里山を思い起こさせる場として、市民の協力を得て、棚田・茶畑・ほ場の整備、果樹や花木の植栽などを行うとともに、これらを活用して、種まき・田植え・稲刈り・脱穀の稲作体験、早乙女さんの衣装も着れるお茶摘み体験、昆虫採集、自然観察会などを実施している。

里山再生地域図



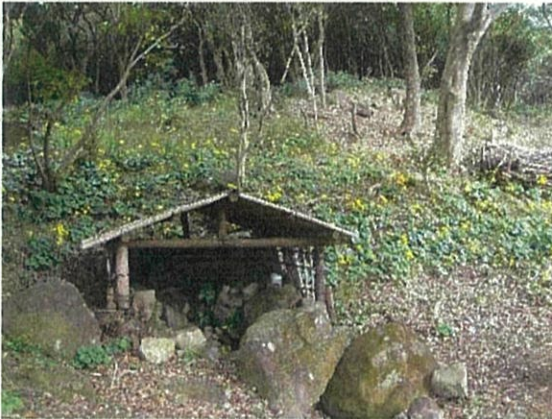
(イ) 主な整備状況



復元された棚田



景観整備（とぐろ松）



棚田の取水場とつわぶきの群生



景観整備（彼岸花）



稲作体験（田植え）



稲作体験（脱穀）



お茶摘み体験



昆虫採集

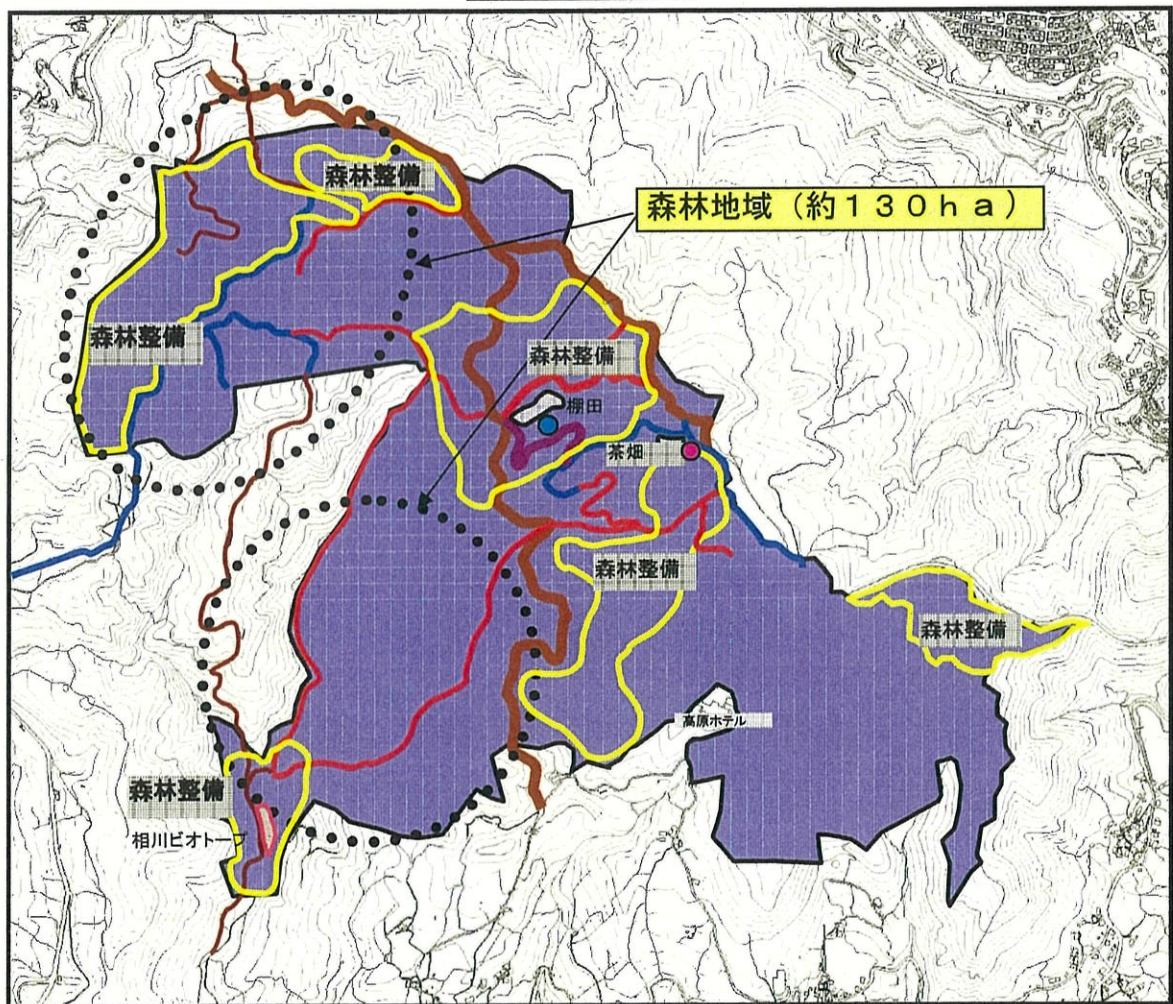


### (3) 森林地域

#### (ア) 森林地域の概要

森林地域（約130ha）は、市民参加のもと、森林、散策路の整備及び自然を体感する場として整備するとともに、これらを活用した、自然観察会やビオトープと水生動物観察会などを実施している。

森林地域図



凡 例	
	いこいの里区域
	森林整備
	車道（既設修復）
	作業道路（新設）
	往環道（重点整備）
	歩道（森の小径整備）
	トイレ
	炭焼窯（体験用）

## (イ) 主な整備状況

### ○除間伐、散策路整備の状況



芝生広場南側の散策路



果樹園(びわ畑)

### ○バイオトイレの設置 (H21)



茶畑横に設置

### ○相川川ビオトープ



観察会 (長崎北高)

### ○自然観察会



自然観察会 (新棚田上、昆虫の観察)

### ○標識の設置



標識の設置 (棚田、クヌギ林等への誘導)

### 3 市民協働の取組み

#### (1) 事業の概要

##### (ア) これまでの取組み

1年目の平成25年度は、参加していただける市民・団体の発掘に始まり、ワークショップやあぐりの丘での活動や魅力発信のため、参加した市民団体による協働イベント「あぐりの丘でやってみよう」を開催するとともに、あぐりの丘を活用するための企画書「活動プラン」を策定した。

2年目の平成26年度は、ワークショップや「あぐりの丘でやってみよう」の継続とともに「活動プラン」による体験プログラムの実施。また、参加団体等の活動を活発化させ、将来にわたり継続して活動できる人材育成のため「あぐりの学校」を開講した。

3年目の平成27年度以降も、「ワークショップ」や「あぐりの丘でやってみよう」、「活動プラン」を継続しながら、4年目の平成28年度は、あぐりの丘の活動者が参加し、「活動しやすい環境づくり」について話し合う「連絡調整会議」を設けた。

このように6年間の市民活動団体との協働の取組みにより、平成30年度末時点で、44団体が、年間約300回の市民プログラムを提供するまでに増えてきている。

また、これまで6年間の取組みによってより蓄積された活動や人とのつながりのノウハウを、多くの市民に伝えるため、市民活動の成果を記録した活動パンフレット『「あぐりの丘でやってみた」ノート』を製作し広報を実施している。

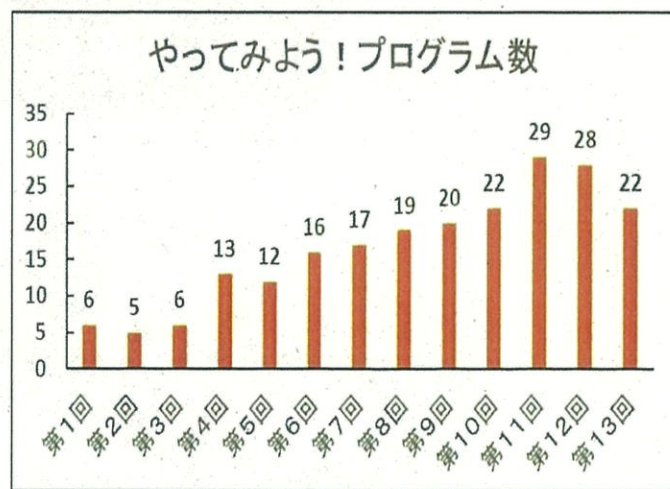
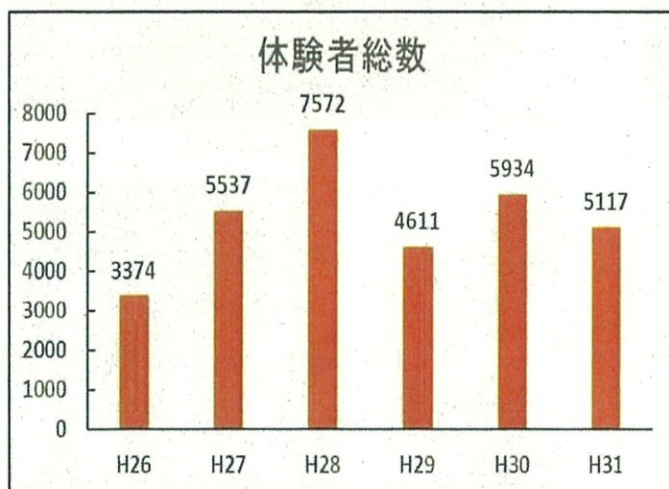
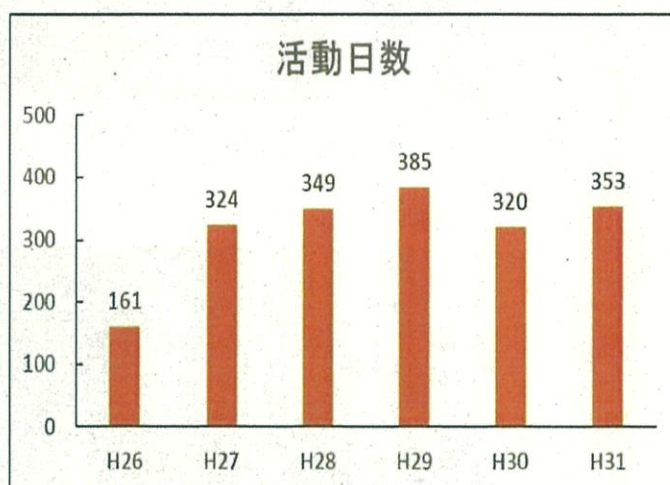
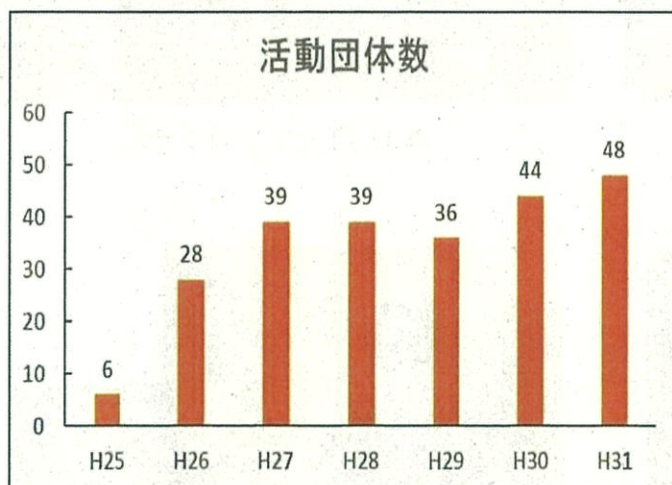
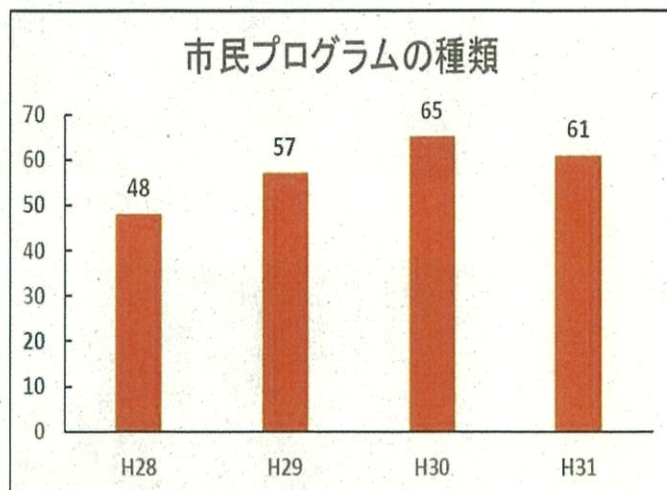
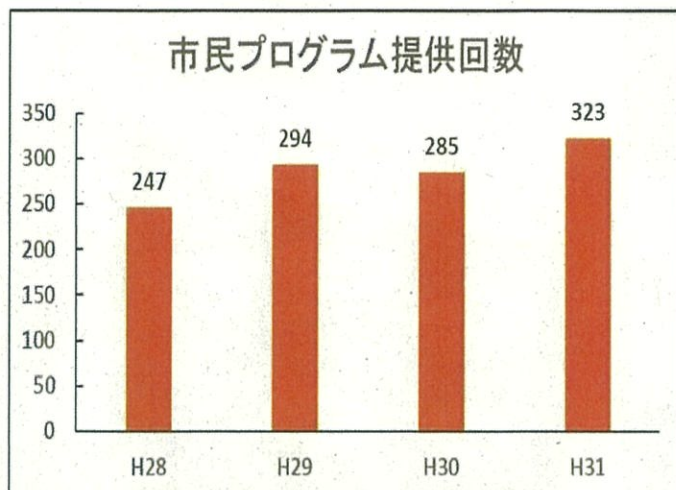
##### (イ) 令和元年度以降の取組み

これまでの取組みを継続しながら、活動者が仲間を新規参加者として紹介する仕組みを取り入れ、既存活動者と新規活動者が共に「あぐりの学校」で活動のルールやあぐりの丘の環境を学び、活動者どおしのつながりを深めながら活動の輪を広げていきたい。

さらに、日々の活動についても、これまで6年間のノウハウを活用しながら「体験プログラム」の質の向上を図り、充実に努める。

## (2) 取り組みの状況

平成25年度から取り組んできた市民活動団体との協働の取り組みは、「活動団体数」の増加とともに「市民プログラムの種類」や「やってみようのプログラム数」も増え、多種多様なプログラムが提供されている。



(3) 市民活動団体との協働の状況

(1) 「やってみよう」の実施



あぐりフェス (やってみよう)



あぐりフェス (やってみよう)

第13回 (22プログラム)

(2) 活動プラン



森林ヨガ



竹細工教室



ガーデニング



ネイチャーゲーム (自然遊び)

# 所管施設一覧

長崎いこいの里							
設置場所	長崎市四杖町2671-1ほか						
設置年月日	平成10年7月18日						
設置目的	市民が土と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため。 (コンセプト) ～市民参加で創る、人と自然のつながりを思い出し体感する場～ ～食農教育～						
管理運営	長崎市						
職員配置	市職員 3名 嘱託員 8名						
施設概要	<p>1 敷地面積及び区分</p> <table border="0"> <tr> <td>○あぐりの丘地域</td> <td>約 50ha</td> </tr> <tr> <td>○里山再生地域</td> <td>約 50ha</td> </tr> <tr> <td>○森林地域</td> <td>約 130ha</td> </tr> </table> <p>2 主な施設</p> <p>○あぐりの丘地域 (街のゾーン) (事務所・ばら園・売店・トイレなど) (バラ園・羊小屋・トイレなど) (羊小屋・山羊小屋・大型遊具など) (収穫体験事業畑・花壇・花畑・駐車場など)</p> <p>○あぐりの丘地域 (村のゾーン) (陶芸体験教室・休憩所・トイレなど) (畜舎・馬小屋など)</p> <p>○里山再生地域 (棚田・茶畑・果樹園・クヌギ林・コナラ林など)</p> <p>○森林地域 (檜植林地・往還道など)</p>	○あぐりの丘地域	約 50ha	○里山再生地域	約 50ha	○森林地域	約 130ha
○あぐりの丘地域	約 50ha						
○里山再生地域	約 50ha						
○森林地域	約 130ha						